

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	310 件
国民年金関係	29 件
厚生年金関係	281 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	177 件
国民年金関係	99 件
厚生年金関係	78 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年5月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から61年3月まで
② 昭和62年5月から63年3月まで
③ 平成2年6月及び同年7月
④ 平成6年2月及び同年3月
⑤ 平成6年5月
⑥ 平成8年3月
⑦ 平成9年6月
⑧ 平成9年8月及び同年9月

私は、昭和63年頃、妹に国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を依頼し、その年分と遡って納付可能な期間分の保険料の所要額を送金して納付してもらった。その後は、口座からの振替により保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和63年5月に払い出されており、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったこと、当該払出時点で過年度納付することが可能な当該期間前の61年度の保険料は納付済みとなっていることがオンライン記録で確認できること、申立人が申立人の妹に送金したとする保険料の金額は、当該期間を含む61年4月から平成元年3月までの期間の過年度保険料及び現年度保険料額におおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妹が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記手帳記号番号払出時点では当

該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人が妹に送金したとする保険料の金額では当該期間の保険料をも納付することはできないこと、当該期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の妹が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。申立期間③から⑧までについては、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間③当初の平成2年6月に転居した後、申立期間⑧終期の9年9月まで住所の変更は無く、この間の申立期間は6回に及び、特に申立期間④から⑥までの期間は近接しており、特定の被保険者についてこれだけの回数の事務処理を続けて誤ることも考えにくいなど、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年5月から63年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から50年3月まで

私の母は、私が昭和48年に会社を退職した後、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。また、私が51年3月に婚姻した後、私は、母から年金手帳を渡され、その後、所用で区役所に行った際、2年遡って保険料を納付できると言われたので、言われたとおりの保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和49年4月から50年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、51年6月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であること、当該期間直後の50年4月から51年3月までの期間の保険料は納付済みとなっていることがオンライン記録で確認でき、その保険料は上記払出時期からみて過年度納付されていると考えられること、当該期間直後から60歳に到達するまでの保険料は全て納付済みとなっていることがオンライン記録で確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年2月から49年3月までの期間については、申立人及びその母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であること、上記手帳記号番号払出時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、上記手帳記号番号が記載されている年金手帳及び厚生年金保険の記号番号が記載されている年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶は無いと説明していることから、当該期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出

されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人及び申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月及び同年 5 月

私は、国民年金保険料の未納期間があったが、かなり後の時期になって、未納分を納付できるという通知が届いたので、未納となっていた保険料を全て納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料として「昭和 36 年 6 月から 40 年 5 月 附則 4 条 金額 192,000 円」等と記載され、金融機関が 55 年 6 月 28 日に領収した押印がある納付書・領収証書を所持しており、申立期間を含む 36 年 6 月から 40 年 5 月までの期間の保険料を第 3 回特例納付で納付していることが確認できる。一方、オンライン記録では、申立期間直前の 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間の保険料が第 3 回特例納付により納付された記録となっており、納付記録は上記の領収証書に記載された期間が 2 か月前詰め処理されている。

しかしながら、申立人が所持する国民年金手帳の記号番号は申立人が厚生年金保険加入期間中の昭和 55 年 6 月頃に払い出され、当該年金手帳の住所欄には同年 6 月当時に申立人が居住していた市の押印があり、申立人は、過去の未納の保険料を納付できるという通知が届いたため、未納となっていた保険料を全て納付したと具体的に説明していることなどから、申立人は特例納付を行うために国民年金の加入手続を行ったものと考えられること、上記の年金手帳の「国民年金の記録」欄には、申立期間を含む 36 年 4 月から 40 年 5 月までの期間は国民年金の強制被保険者である旨が記載されていることから、当時、申立人が申立期間を含む未納保険料を納付する意思を有していたことは明らかであり、申立人が未納期間を 2 か月のみ残して特例納付を行ったとするのは不自然であり、申立人が第 3 回特例納付を行った時点では全ての未納期間の保険料を納付したものと考えられるほか、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付したものと

考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで
私の父は、私が20歳になった頃に私の国民年金の加入手続きを行い、亡くなる平成9年*月頃まで私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ってくれていたとする申立人の父親及び母親は、国民年金制度発足当初から60歳に到達するまでの期間の保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間中の昭和50年2月に払い出されており、当該払出時点では申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立人は申立期間当時は集金人が保険料の集金のため自宅に来ていたと説明しているほか、申立人は申立期間直後の同年4月から59年3月までの保険料を全て現年度納付していることが、当該期間当時、申立人の父親が居住していた市の国民年金被保険者名簿で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年6月から59年3月までの期間及び平成4年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から59年3月まで
② 平成4年8月
③ 平成6年6月から7年2月まで
④ 平成7年7月及び同年8月
⑤ 平成8年7月及び同年8月
⑥ 平成9年6月
⑦ 平成9年8月から10年1月まで
⑧ 平成10年4月
⑨ 平成10年8月
⑩ 平成13年2月
⑪ 平成13年7月及び同年8月

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間①、②、③、⑦、⑧及び⑨の保険料が未納とされ、申立期間④、⑤、⑥、⑩及び⑪が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和56年6月から59年3月までの期間については、申立人の国民年金の手帳記号番号は54年7月に払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であった。また、申立人は当該期間のうち、56年6月から同年12月までの保険料は実家に届いた納付書を使って郵便局で納付していたと説明しており、当該郵便局は当時開設されていたことが確認でき、保険料を納付することが可能であったほか、申立人は婚姻後の57年1月から59年3月の保険料は自宅に集金に来た地域住民組織の長に納付していたと説明しており、当該集金人は当該期間当時の申立人の住所地

の地域住民組織の長と国民年金保険料等を収納する納税貯蓄組合員とを兼務していた人物と一致している。さらに、申立人の元夫は自身の保険料の納付は申立人に任せていたと説明しており、元夫の57年1月から59年3月までの保険料は全て納付されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については1か月と短期間であり、申立人の手帳記号番号は上記のとおり昭和54年7月に払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であり、当該期間の元夫の保険料は納付済みとされ、当該期間直前の平成4年4月から同年7月までの申立人の保険料は元夫と同一月に納付されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和55年4月から56年5月までの期間並びに申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪の期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①のうち55年4月から56年5月までの期間については、申立人は当該期間の保険料の納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧であり、当時の申立人の住所地で作成された保険料の年度別納付状況リストでも未納と記録されていること、申立期間③は、申立人は当時の住所地の市役所で納付書を作成してもらい、当該期間の保険料を一括して納付したと説明しているが、納付額に関する記憶が曖昧であるほか、当該期間の過年度納付書が最後に作成されたと推認される平成9年2月5日の時点では当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間⑦、⑧及び⑨は、申立人は保険料の納付時期、納付方法、納付場所、納付額等に関する記憶が曖昧であり、申立人は申立期間⑨直後の10年9月頃から11年10月頃まで入院し、その間は保険料の納付を行っていないと説明しているほか、申立期間⑦直後の10年2月の保険料は12年3月に、申立期間⑧直後の10年5月の保険料は12年6月に、申立期間⑨直後の10年9月の保険料は12年10月に、時効直前の月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、それぞれの過年度納付時点ではそれぞれの申立期間は時効により納付することができない期間であることなど、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間④、⑤、⑥、⑩及び⑪は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は当該期間の国民年金の再加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年6月から59年3月までの期間及び平成4年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年3月まで

私は、事業所に勤務しながら学校に通っていたが、3年目は資格試験準備のために、事業所を退職して実家に戻り、実家近くの市役所出張所で国民年金の再加入を行った。その後、送付されてきた納付書を持って、当該出張所で申立期間の国民年金保険料を一括して納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間当時に同居していたとする申立人の両親も申立期間の自身の保険料を納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間前の昭和55年1月に払い出されているほか、申立人は、勤務先を退職後57年4月に実家に戻り、実家近くの市役所出張所で窓口の職員から国民年金への再加入を勧められ、送付されてきた納付書を持って当該出張所窓口で、退職金及び奨学金から申立期間の保険料を一括して納付したと具体的に説明している。当該市では39年9月から納付書制度を実施している上、当該出張所は当時開設され、国民年金の加入手続及び保険料の収納業務を取り扱っていたことが確認できるほか、申立人が所持する年金手帳には、申立期間当時に居住していたと説明する申立人の実家の住所が記載されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から4年3月まで
私の母は、私が20歳になった平成3年*月頃に市役所の出張所で国民年金の加入
手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされ
ていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年4月から4年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は3年4月から同年6月頃までに払い出されており、この払出時点では当該期間は国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間であり、申立人の母親が申立人と一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の姉も当該期間の自身の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、平成3年2月及び同年3月については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたとする母親は、加入手続の時期に関する記憶が曖昧である。また、申立人の手帳記号番号は、申立人が当時居住していた市を管轄していた社会保険事務所（当時）が同市に対して同年4月23日に一括して払い出した記号番号の一つであるため、この払出時点以降に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと考えられることから、当該期間の保険料は過年度納付する対象となるものと推察されるが、母親は当該期間の保険料を遡って納付した記憶も無く、最初の方の保険料は納付していないかもしれないと説明しているほか、申立人と同様に母親が保険料を納付していたとする申立人の姉も当該期間は国民年金の未加入期間であるなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年4

月から4年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 12110

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から61年3月まで
私は、厚生年金保険適用事業所を退職した昭和60年12月に親に勧められ国民年金に加入し、再就職するまで国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和61年8月頃に払い出されており、この払出時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であるほか、申立人は申立期間後の厚生年金保険から国民年金への4回の切替手続を適切に行っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年12月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年12月から38年3月まで
② 昭和42年1月から43年3月まで
③ 昭和47年10月から49年3月まで

私たち夫婦は、国民年金保険料の特例納付が行われていることを知ったため、夫婦で市役所に保険料の納付相談に行き、その後過去の未納期間の保険料を遡って全て納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は4か月と短期間であり、当該期間直前の昭和36年4月から37年11月までの国民年金保険料は第3回特例納付により納付されており、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻は、当該期間を含む36年4月から38年3月までの保険料を当該特例納付により納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②及び③については、申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付した保険料額の記憶が無く、申立人夫婦が上記特例納付により納付していることが確認できるそれぞれの納付額に申立期間及び妻の申立期間の全ての期間の保険料を特例納付した場合の金額を加えた合計金額について、「そんなに多い金額は納めていないと思う。」と説明しているほか、保険料の納付時期及び納付場所等に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、上記特例納付により保険料を納付したことにより、60歳に至るまでの納付可能期間及び厚生年金保険加入期間の合計が、年金受給資格期間288か月（24年）を満了することとなっていることから、申立人は受給資格期間を満了するために必要な月数を当該特例納付したものと考えられるなど、申立人夫婦が当該期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 12 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私の母は、私が大学を卒業した昭和 55 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行い、加入時に 1 年分の国民年金保険料を納付してくれた。また、私も保険料を遡って納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻当時の 58 年 1 月頃に払い出されており、申立人は、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿には「56 年 1 月より納付書発行」の記載があること、当該期間直後の 56 年 4 月から 57 年 6 月までの期間の保険料は複数回に分けて過年度納付されていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 12 月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、当該期間当時、実家所在地の市とは別の区で住民登録をしていたと説明しており、母親が実家所在地の市で申立人の国民年金の加入手続を行うことはできないこと、当該期間同時に実家所在地の市で申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無いこと、上記の申立人の手帳記号番号が払い出された 58 年 1 月頃の時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事

情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月

私の母は、実家に送付されてきた納付書で私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 か月と短期間であり、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、自身の国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、当該期間は平成 13 年 8 月に記録整備により追加された未納期間であるが、当該記録整備時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立人の母親は、実家に送付されてきた納付書で何度か申立人の保険料を納付したことがあると説明しており、申立人の記録整備時点以前の 13 年 3 月に 11 年 4 月及び同年 5 月の保険料が過年度納付されていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月及び12年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年7月
② 平成12年6月

私は、国民年金加入後は、国民年金保険料の未納期間が生じないように留意しながら保険料を納付してきた。平成12年8月以降は経済的な理由で保険料を納付することができなかったが、それまでは保険料を全て納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ1か月と短期間であり、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成7年8月以降12年7月まで申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間①については、当該期間直前の平成10年6月分の保険料は当該期間後の厚生年金保険加入期間中の11年7月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立期間②については、当該期間直前の12年2月から同年5月までの期間の保険料は当該期間後の厚生年金保険加入期間中の14年1月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったこと、当該期間直後の12年7月分の保険料は納期限内の同年8月に納付されており、当該納付時点で当該期間の保険料を現年度納付することも可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から同年12月まで
② 昭和51年1月から54年3月まで

私は、昭和50年*月頃に市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は昭和50年*月頃に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと説明しており、申立人は20歳時の50年*月*日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得し（申立人の国民年金手帳の記号番号は50年12月から51年2月頃までに払い出されているが、任意加入の申出は50年*月に行ったものと推測される。）、51年1月30日に同資格を喪失していることがオンライン記録で確認でき、任意加入被保険者資格の取得及び喪失手続きは、基本的に申出者の意思によるものであることから、申立人は当該期間の保険料を納付する意思があったと考えられ、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間当時の保険料の納付頻度、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるほか、上記のとおり、申立人は、昭和51年1月30日に自身の意思で、任意加入被保険者資格の喪失手続きを行ったものと考えられ、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年

4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月から同年 12 月まで

私は、時期ははっきり憶^{おぼ}えていないが、町役場で国民年金保険料が未納のままにならないように遡^{さかのぼ}って納付するよう勧められ、その後送付されてきた納付書で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 61 年 10 月から同年 12 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年 1 月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったこと、当該期間直後の 62 年 1 月及び同年 2 月の保険料は納付済みであったこと（当該納付済保険料は当該納付月が第 3 号被保険者期間に変更されたことにより、平成 22 年 5 月 26 日に還付決議されている。）など、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 61 年 8 月及び同年 9 月については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記の手帳記号番号払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。しかしながら、同年 12 月については、第 3 号被保険者の特例の届出による第 3 号被保険者期間であることから、当該期間を納付済期間として記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月

私の母は、私が 20 歳になった時に私の国民年金の加入手続を行い、私が大学を卒業して昭和 60 年 5 月に就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間であり、申立人は大学生であった昭和 54 年 7 月に国民年金に任意加入した以降、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、申立期間の保険料を納付していたとする母親は、申立期間を含め国民年金制度発足当初から 60 歳に到達するまでの自身の保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間前の昭和 54 年 8 月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人は申立期間直後の 60 年 5 月に就職するまで実家所在地の区から転出していないことが戸籍の附票で確認できることから、申立期間の保険料の納付書は当時居住していた実家に引き続き送付されていたものと推認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年8月から5年3月まで
② 平成5年12月
③ 平成6年4月から7年3月まで

私は、勤務していた会社を退職後、国民年金の加入手続を行ったが、収入が安定せず、申立期間当時は国民年金保険料の免除申請を行った。その後、平成15年頃から保険料追納の申込を行い、申立期間の保険料を送られてきた納付書を使って追納してきた。申立期間①及び③の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除のままとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、平成5年5月28日に当該期間を含む同年4月から6年3月までの期間の国民年金保険料について免除申請を行い、免除の承認が行われているほか、15年5月27日に5年5月から6年3月までの期間の保険料の追納申込を行っていること、申立人が所持する家計簿に上記申請免除期間に対応する保険料追納の記載が認められること、申立人は、当該期間直前の5年5月から同年11月までの期間の保険料及び当該期間直後の6年1月から同年3月までの保険料を追納していることがオンライン記録で確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人はその当時に保険料の免除申請を行い、平成15年頃から保険料の追納を行ったと説明しているが、両期間とも保険料を免除されていた記録は無いこと、申立人が所持する家計簿の保険料の追納に係る記載とオンライン記録の納付年月日を照合した結果、同家計簿の追納の記載は、既に納付済みの平成5年5月から同年11月までの期間、6年1月から同年3月までの期間及び7年4月から9年3月までの期間並びに上記の5年12月の保険料に係るものであると推測されること、申立人が最初に追納を行ったことが確認できる15年5月29日の時点で

は、申立期間①の保険料は、仮に申請免除期間であったとしても、追納可能期間（10年）を経過しており、制度上、納付することができないことなど、申立人が申立期間①及び③の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年12月の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月
② 平成元年10月

私は、ねんきん定期便の記録では、平成元年10月及び2年1月分の国民年金保険料が未納とされていたため、年金加入記録回答票を返送したところ、元年9月の年金記録が納付済みから未納と訂正され、同年10月の年金記録が未納から申請免除と訂正されたが、申立期間の保険料は納付していたはずである。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和62年7月頃に払い出され、申立人は、同年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間直前の平成元年4月から同年8月までの期間の保険料は同年11月に、直後の同年11月から5年1月までの期間の保険料はいずれも翌月に現年度納付されていることが当時居住していた市の国民年金被保険者名簿で確認できること、申立期間②については、申請免除期間とされているが、上記の当時の保険料の納付状況からみて、当該期間1か月の保険料のみについて免除申請を行わなければならない理由は特に考えられないこと、申立期間前後の年金記録については、上記の被保険者名簿を基に、22年12月7日になって記録訂正が行われており、それまでは元年9月分の保険料は納付済み、同年10月分の保険料は未納及び2年1月分の保険料は未納（同日付けで納付済みに記録訂正）とされていたなど、申立人に係る記録管理に不適切な状況が認められることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月及び同年5月
② 平成16年4月及び同年5月

私の母は、平成3年4月に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。その後、6年5月に転居してからは私が保険料を定期的に納付してきた。また、申立期間②については、海外に出張する前に保険料の未納が生じないように口座振替等の手続を行った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、2か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人は、申立期間を除き国民年金に加入した平成3年4月から厚生年金保険被保険者となる前月の8年3月までの期間の保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、振替開始（予定）平成16年4月納入分からと記載されている保険料口座振替納付申出書（被保険者控）を所持しているが、申立人が口座振替納付申出を行った預金口座の入出金明細表には当該期間の保険料が振り替えされた記録は無く、オンライン記録でも口座振替開始年月は16年6月と記録されている。また、申立人は、16年3月に出国していることが戸籍の附票で確認でき、出国前に翌年度の保険料である当該期間の保険料を納付することはできないほか、申立人は、郵便物の転送先に指定した実家の母親からも納付書で保険料を納付したと聞いたことはないと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年4

月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月及び同年11月
② 平成12年4月及び同年5月

私は、20歳になった頃、市役所で国民年金の加入手続きを行い、その後は市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、未納が無いように国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、2か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立人が20歳になった平成7年*月頃に払い出されており、同年同月から厚生年金保険被保険者となる前月の8年3月までの期間の国民年金保険料は当該期間を除き全て納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当時保険料を遡って納付したことはあるが、いずれの時期の保険料であったかは憶えていないとしていること、当該期間直後の平成12年6月から13年3月までの保険料は14年7月から15年3月までにかけておおむね時効期間経過直前に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該期間直後の12年6月の保険料を過年度納付した時点（14年7月）では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から50年3月まで
私の父は、昭和50年頃に私の国民年金の加入手続を行い、20歳からの国民年金保険料を遡って納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年7月から50年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は同年10月に払い出されており、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人の父親が一括納付したとする保険料の金額は当該期間の保険料額とおおむね一致すること、申立人は申立期間直後から現在まで保険料が全て納付済みとなっており、申立人の両親は当該期間を含め60歳に到達するまでの保険料がおおむね納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年3月から同年6月までの期間については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記手帳記号番号払出時点では第2回特例納付が実施されていたが、当該期間のうち同年4月から同年6月までの期間は特例納付の対象期間ではなく過年度納付することもできない期間であったこと、申立期間のうち同年3月は特例納付の対象期間ではあったが、両親は特例納付に関する記憶が曖昧であることなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 60 年 3 月まで

私は、結婚してしばらくの間は国民年金に加入しなかったが、市役所の年金課から国民年金への加入を勧める電話があったので加入手続きを行い、国民年金保険料は母に用立ててもらって、遡って納められる限りの保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は 62 年 2 月頃に払い出され、当該期間直後の 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料は 62 年 2 月 25 日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、10 年以上にわたり保険料の前納を行っていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和 55 年 9 月から 59 年 12 月までの期間については、上記手帳記号番号の払出時点では、時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、現在所持する手帳以外に手帳を所持したことはないと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から同年10月まで
私の母は、昭和45年5月頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和45年5月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であったこと、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は、国民年金加入期間の保険料を全て納付していること、申立人が所持する国民年金手帳及び国民年金手帳記号番号払出簿の強制加入被保険者資格取得日は同年4月1日と記載されており、申立期間は本来、強制加入被保険者期間であるにもかかわらず、年度別納付状況リストでは資格取得日が申立期間後の51年4月1日と記載され、オンライン記録上も申立期間は未加入期間とされており、申立人の納付記録の管理に不適切な状況が認められることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年2月、同年3月及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年2月及び同年3月
: ② 昭和57年1月から同年3月まで
: ③ 昭和59年1月から同年3月まで

私は、昭和53年春頃から付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していた。申立期間①及び②の付加保険料を含む保険料が未納とされ、申立期間③の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、2か月及び3か月といずれも短期間であり、申立人はこれらの期間の前後の期間について付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③については、定額保険料を昭和59年5月に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では、当該期間の付加保険料を納付することができないことなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年2月、同年3月及び57年1月から同年3月までの期間の付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から3年3月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した直後に区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は15か月と比較的短期間であり、申立人は申立期間直後からの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間当初の時期の平成2年2月頃に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったこと、申立人は当時居住していた区の出張所で保険料を納付していたと説明しており、申立期間当時、当該出張所では現年度保険料の収納取扱いを行っていたこと、申立期間後の3年4月から同年6月までの保険料を同年6月から同年8月までにかけて現年度納付していることがオンライン記録で確認でき、これらの納付時点で申立期間の保険料は過年度納付することも可能であったことなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

私は、大学を卒業した後に、国民年金の加入手続を行い、郵便局などで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和52年3月に払い出され、申立人は、申立期間を除く同年1月以降の国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していること、当該期間の前後の期間の保険料は現年度納付されていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号は上記のとおり昭和52年3月に払い出され、申立人は52年1月1日に国民年金の資格を取得していることが特殊台帳から確認でき、その後、平成元年6月13日に、当該資格取得日を昭和51年4月1日に記録訂正していることがオンライン記録で確認できることから、当該記録訂正前は当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができず、当該記録訂正時点では、時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から5年9月まで

私の父は、私が20歳の頃に国民年金の加入手続きを行い、結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年4月から3年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間当初の時期の元年10月に払い出されており、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であること、申立人の国民年金の加入手続きを行い保険料を納付したとする申立人の父親は、当該期間の保険料を前納していることがオンライン記録で確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち平成3年4月から5年9月までの期間については、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、父親から当該期間当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、当該期間の保険料を納付したとする父親は、当該期間のうち自身の3年度の保険料が未納であることなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から同年 12 月まで

私は、婚姻後に国民年金の加入手続を行い、加入当初から付加保険料も含め国民年金保険料を納付していた。前後の期間の保険料が納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が付加保険料を含め未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は昭和 54 年 11 月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き付加保険料を含めて国民年金保険料を全て納付しているほか、申立期間及びその前後を通じて申立人の住所や夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったとする事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含め国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年11月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年10月から8年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、学生期間の国民年金保険料の免除申請を行ってくれた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年11月から8年3月までの期間については、当時の免除期間は申請月の前月以降当該年度の3月までが承認されていたため、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された7年12月時点では当該期間の国民年金保険料の免除申請は可能であったほか、当該期間直後の8年4月から10年3月までの期間は両年度とも5月に国民年金保険料の免除申請が行われ、申請免除期間とされていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、平成7年10月については、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、上記の通り、申立人の手帳記号番号が払い出された同年12月時点では当該期間は免除申請をすることができない期間であったほか、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の免除申請に関与しておらず、申立人の免除申請を行ったとする母親は、この申請手続に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年11月から8年3月までの国民年金保険料が免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

私は、退職後に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、当該期間直前の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は厚生年金保険被保険者資格喪失後の平成4年3月に払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であった。

また、申立期間当時、申立人は両親と同居しており、両親から保険料の納付の督促の手紙を受け取った記憶及び保険料を納付するように言われた記憶が無く、もし督促が来ていれば両親から何か言われたはずであると説明しているほか、申立人の母親は申立期間中である平成4年5月に国民年金に任意加入し、申立期間を含む2年4月から7年3月までの期間の保険料は納付済であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年12月22日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった社員別賞与控除一覧により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、社員別賞与控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件124件（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年12月22日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。B社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった社員別賞与控除一覧により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、社員別賞与控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件52件（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年12月22日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。B社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった社員別賞与控除一覧により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、社員別賞与控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件6件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
20448	女		昭和34年生		52万 円
20449	女		昭和24年生		16万 8,000円
20450	女		昭和40年生		49万 9,000円
20451	男		昭和45年生		49万 9,000円
20452	女		昭和40年生		54万 3,000円
20453	女		昭和32年生		52万 円
20454	女		昭和48年生		40万 3,000円
20455	女		昭和48年生		45万 2,000円
20456	女		昭和53年生		43万 8,000円
20457	女		昭和51年生		39万 円
20458	女		昭和51年生		17万 9,000円
20459	男		昭和48年生		37万 9,000円
20460	女		昭和54年生		43万 4,000円
20461	女		昭和51年生		22万 9,000円
20462	女		昭和51年生		19万 4,000円
20463	女		昭和53年生		19万 4,000円
20464	男		昭和54年生		21万 円
20465	女		昭和35年生		45万 円
20466	女		昭和48年生		42万 8,000円
20467	女		昭和53年生		44万 円
20468	女		昭和49年生		43万 3,000円
20469	女		昭和54年生		38万 4,000円
20470	女		昭和55年生		35万 6,000円
20471	女		昭和55年生		29万 4,000円
20472	女		昭和54年生		47万 円
20473	女		昭和49年生		43万 8,000円
20474	女		昭和50年生		36万 8,000円
20475	女		昭和54年生		36万 3,000円
20476	女		昭和54年生		41万 9,000円
20477	女		昭和48年生		41万 6,000円
20478	男		昭和55年生		37万 5,000円
20479	女		昭和53年生		18万 4,000円
20480	女		昭和55年生		17万 3,000円
20481	女		昭和53年生		43万 4,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
20482	女		昭和54年生		38万 1,000円
20483	女		昭和48年生		46万 6,000円
20484	女		昭和55年生		18万 円
20485	女		昭和57年生		26万 1,000円
20486	女		昭和54年生		31万 1,000円
20487	女		昭和50年生		9万 円
20488	女		昭和53年生		39万 円
20489	男		昭和52年生		43万 7,000円
20490	女		昭和48年生		46万 8,000円
20491	女		昭和50年生		40万 3,000円
20492	女		昭和53年生		36万 1,000円
20493	女		昭和57年生		40万 4,000円
20494	女		昭和56年生		40万 4,000円
20495	女		昭和53年生		43万 5,000円
20496	女		昭和50年生		40万 3,000円
20497	女		昭和50年生		52万 4,000円
20498	女		昭和40年生		50万 9,000円
20499	女		昭和51年生		43万 7,000円
20500	女		昭和57年生		30万 5,000円
20501	女		昭和57年生		17万 3,000円
20502	女		昭和49年生		44万 9,000円
20503	女		昭和35年生		61万 3,000円
20504	女		昭和36年生		52万 9,000円
20505	女		昭和43年生		46万 4,000円
20506	女		昭和50年生		46万 2,000円
20507	女		昭和49年生		46万 7,000円
20508	女		昭和53年生		18万 円
20509	女		昭和54年生		43万 4,000円
20510	女		昭和52年生		43万 4,000円
20511	女		昭和56年生		40万 7,000円
20512	女		昭和49年生		46万 3,000円
20513	男		昭和48年生		46万 9,000円
20514	女		昭和55年生		18万 円
20515	女		昭和54年生		61万 6,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
20516	女		昭和51年生		38万 6,000円
20517	女		昭和52年生		43万 8,000円
20518	女		昭和56年生		37万 円
20519	女		昭和49年生		45万 7,000円
20520	女		昭和53年生		42万 7,000円
20521	女		昭和56年生		31万 8,000円
20522	女		昭和52年生		20万 7,000円
20523	女		昭和51年生		42万 2,000円
20524	女		昭和54年生		11万 3,000円
20525	女		昭和42年生		63万 7,000円
20526	女		昭和50年生		41万 1,000円
20527	女		昭和51年生		40万 1,000円
20528	女		昭和54年生		40万 8,000円
20529	女		昭和45年生		50万 円
20530	女		昭和48年生		31万 5,000円
20531	女		昭和51年生		41万 9,000円
20532	女		昭和52年生		17万 円
20533	女		昭和53年生		51万 2,000円
20534	男		昭和54年生		30万 6,000円
20535	女		昭和52年生		32万 9,000円
20536	女		昭和48年生		50万 7,000円
20537	女		昭和56年生		20万 6,000円
20538	女		昭和48年生		44万 9,000円
20539	女		昭和49年生		53万 1,000円
20540	女		昭和55年生		29万 8,000円
20541	女		昭和57年生		28万 3,000円
20542	女		昭和51年生		12万 4,000円
20543	男		昭和52年生		53万 8,000円
20544	女		昭和54年生		31万 8,000円
20545	女		昭和40年生		21万 9,000円
20546	女		昭和49年生		20万 1,000円
20547	女		昭和49年生		19万 8,000円
20548	女		昭和54年生		18万 6,000円
20549	女		昭和55年生		18万 3,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
20550	男		昭和54年生		14万 3,000円
20551	女		昭和50年生		40万 1,000円
20552	女		昭和43年生		31万 6,000円
20553	女		昭和45年生		50万 3,000円
20554	女		昭和53年生		39万 円
20555	女		昭和49年生		15万 5,000円
20556	女		昭和41年生		44万 3,000円
20557	女		昭和56年生		8万 8,000円
20558	女		昭和51年生		34万 3,000円
20559	女		昭和48年生		53万 4,000円
20560	女		昭和53年生		33万 8,000円
20561	女		昭和46年生		71万 8,000円
20562	女		昭和49年生		17万 5,000円
20563	女		昭和56年生		37万 7,000円
20564	女		昭和54年生		33万 8,000円
20565	女		昭和58年生		14万 9,000円
20566	女		昭和56年生		15万 9,000円
20567	女		昭和50年生		34万 8,000円
20568	女		昭和54年生		11万 円
20569	男		昭和50年生		23万 8,000円
20570	女		昭和50年生		41万 6,000円
20571	女		昭和56年生		34万 9,000円
20572	女		昭和49年生		40万 9,000円
20573	男		昭和40年生		99万 1,000円
20574	女		昭和36年生		71万 3,000円
20575	女		昭和43年生		54万 1,000円
20576	女		昭和58年生		36万 9,000円
20577	女		昭和55年生		21万 7,000円
20578	女		昭和54年生		42万 7,000円
20579	女		昭和37年生		56万 9,000円
20580	女		昭和50年生		51万 8,000円
20581	女		昭和48年生		46万 9,000円
20582	女		昭和46年生		47万 4,000円
20583	女		昭和48年生		46万 4,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
20584	女		昭和53年生		52万 4,000円
20585	女		昭和52年生		44万 5,000円
20586	女		昭和54年生		41万 5,000円
20587	女		昭和54年生		43万 7,000円
20588	女		昭和51年生		44万 1,000円
20589	女		昭和56年生		47万 3,000円
20590	女		昭和55年生		50万 2,000円
20591	女		昭和54年生		48万 円
20592	女		昭和55年生		40万 円
20593	女		昭和56年生		39万 7,000円
20594	女		昭和53年生		53万 9,000円
20595	女		昭和51年生		43万 6,000円
20596	女		昭和46年生		49万 7,000円
20597	女		昭和52年生		47万 8,000円
20598	女		昭和46年生		50万 4,000円
20599	女		昭和56年生		39万 5,000円
20600	女		昭和56年生		40万 7,000円
20601	女		昭和57年生		40万 2,000円
20602	女		昭和52年生		42万 1,000円
20603	女		昭和53年生		44万 1,000円
20604	女		昭和51年生		46万 8,000円
20605	女		昭和54年生		51万 3,000円
20606	女		昭和56年生		40万 円
20607	女		昭和55年生		41万 円
20608	女		昭和55年生		41万 1,000円
20609	女		昭和53年生		45万 円
20610	女		昭和47年生		45万 3,000円
20611	女		昭和55年生		40万 4,000円
20612	女		昭和56年生		39万 4,000円
20613	女		昭和56年生		42万 9,000円
20614	女		昭和55年生		41万 1,000円
20615	女		昭和44年生		57万 9,000円
20616	女		昭和58年生		40万 8,000円
20617	女		昭和48年生		54万 8,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
20618	女		昭和49年生		44万 6,000円
20619	女		昭和57年生		41万 5,000円
20620	女		昭和58年生		39万 9,000円
20621	女		昭和56年生		45万 円
20622	女		昭和45年生		46万 1,000円
20623	女		昭和56年生		39万 2,000円
20624	女		昭和47年生		49万 2,000円
20625	女		昭和59年生		35万 6,000円
20626	女		昭和53年生		44万 円
20627	女		昭和55年生		42万 2,000円
20628	女		昭和58年生		42万 1,000円
20629	女		昭和50年生		46万 5,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成 19 年夏期賞与支給明細」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 6 月 25 日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 33 件（別添一覧表参照）

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
20630		男	昭和49年生		平成19年7月10日	85万 8,000円
20631		男	昭和25年生		平成19年7月10日	92万 7,000円
20632		男	昭和46年生		平成19年7月10日	68万 3,000円
20633		男	昭和51年生		平成19年7月10日	68万 3,000円
20634		男	昭和51年生		平成19年7月10日	73万 1,000円
20635		男	昭和50年生		平成19年7月10日	62万 4,000円
20636		男	昭和48年生		平成19年7月10日	71万 2,000円
20637		男	昭和41年生		平成19年7月10日	97万 5,000円
20638		女	昭和49年生		平成19年7月10日	60万 5,000円
20639		男	昭和48年生		平成19年7月10日	53万 6,000円
20640		男	昭和52年生		平成19年7月10日	51万 7,000円
20641		男	昭和47年生		平成19年7月10日	57万 5,000円
20642		男	昭和36年生		平成19年7月10日	66万 3,000円
20643		男	昭和55年生		平成19年7月10日	43万 9,000円
20644		男	昭和51年生		平成19年7月10日	58万 5,000円
20645		男	昭和55年生		平成19年7月10日	40万 9,000円
20646		女	昭和55年生		平成19年7月10日	40万 円
20647		男	昭和55年生		平成19年7月10日	41万 9,000円
20648		男	昭和52年生		平成19年7月10日	43万 9,000円
20649		男	昭和56年生		平成19年7月10日	39万 円
20650		女	昭和57年生		平成19年7月10日	40万 9,000円
20651		女	昭和49年生		平成19年7月10日	9万 7,000円
20652		男	昭和59年生		平成19年7月10日	32万 2,000円
20653		女	昭和46年生		平成19年7月10日	32万 2,000円
20654		男	昭和53年生		平成19年7月10日	33万 1,000円
20655		男	昭和51年生		平成19年7月10日	34万 1,000円
20656		男	昭和48年生		平成19年7月10日	42万 9,000円
20657		男	昭和53年生		平成19年7月10日	29万 2,000円
20658		男	昭和32年生		平成19年7月10日	121万 9,000円
20659		女	昭和59年生		平成19年7月10日	17万 5,000円
20660		女	昭和59年生		平成19年7月10日	17万 5,000円
20661		女	昭和57年生		平成19年7月10日	9万 7,000円
20662		男	昭和33年生		平成19年7月10日	121万 9,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、平成8年10月4日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和59年6月21日から同年9月1日まで
② 平成8年10月4日から9年2月1日まで

B社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。また、A社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各事業所に勤務していたことは確かであるので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、A社は平成8年10月4日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の同社における被保険者資格喪失日も同日となっており、申立期間②の加入記録が無い。

しかしながら、申立人から提出のあった平成8年10月及び同年11月の給与明細書により、申立人は申立期間②のうち、同年10月及び同年11月にA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、商業登記簿謄本では、申立期間②にA社は閉鎖されておらず、法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のい

ずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成8年10月及び同年11月の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間においてA社は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間②のうち、平成8年12月1日から9年2月1日までの期間について、申立人から提出のあった給与明細書により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記給与明細書によると、当該期間の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間①について、B社の元代表取締役及び従業員の供述により、入社日までは特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の元代表取締役は、申立期間①当時の資料は保管していないが、当時は、3か月程度の試用期間を設けており、その経過後に厚生年金保険に加入する手続を行っていて、申立人は3か月程度の試用期間を設けていた社員と記憶している旨供述している。

また、元従業員に照会したところ、期間は記憶していないが、試用期間があった旨供述していることから、B社においては、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いがあったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和45年6月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年6月26日まで

A社B工場に昭和44年10月に入社し、45年6月に退社したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC厚生年金基金の加入員台帳により、申立人が申立期間にA社B工場に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人の資格喪失日は昭和45年3月31日となっているが、申立人のC厚生年金基金の資格喪失日は同年6月26日となっており、社会保険事務所及び厚生年金基金への届出について、C企業年金基金は、複写式の様式を使用していた旨回答していることから、C厚生年金基金に提出されたものと同一の届出を社会保険事務所に行っていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社B工場において、昭和45年6月26日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るC厚生年金基金の加入員台帳の記録から、3万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和47年12月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月15日から48年1月15日まで

A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。本社から支店への異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は申立期間も同社に継続して勤務し（昭和47年12月15日にA社から同社B工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和48年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を行っていないことを認めており、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年11月1日から28年9月1日まで
② 昭和30年3月1日から40年3月25日まで

年金の受給手続をしたところ、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。しかしながら、脱退手当金が支払われたのであれば、脱退手当金の支給決定日以前に未請求となっている被保険者期間が有るのか分からない。私は、脱退手当金を受給した覚えは無いので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人が申立期間②に勤務したA社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4年7か月後の昭和44年11月7日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間①と②の間に勤務したB社の被保険者期間及び申立期間②の後に勤務したC社とD社の被保険者期間は、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、脱退手当金が支給されたとする日の前の5回の被保険者期間のうち、申立期間①及び②に勤務したA社の関連会社であるB社に勤務した期間並びに申立期間②より支給日に近い2回の被保険者期間の3期間の請求を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間①及び②に勤務したA社の厚生年金保険被保険者期間と当該未請求となっている申立期間①と②の間に勤務したB社及び支給日より近いD社に係る被保険者期間とは同一記号番号で管理されている上、申立人が当該未請求期間に勤務したD社を管轄する社会保険事務所（当時）は、申立期間に係るA社を管轄する社会保険事務所と同一であることから、当該未請求の期間が存在することは、事務処理上不自然である。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書の申立人の生年月日欄には、昭和7年生まれと誤った記載がされているが、申立人が当該請求をしたとすれば、正しい生年月日を記載するため、訂正されているはずであり、申立人が当該脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月30日から同年6月1日まで

A社C工場に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社同工場に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の元従業員の供述及びB社の回答から判断すると、申立人は、昭和34年6月1日にA社C工場から同社本社に異動し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和34年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月1日から同年8月16日まで
② 昭和39年4月6日から45年10月26日まで
③ 昭和45年12月14日から47年2月6日まで

社会保険事務所(当時)へ年金相談に行ったとき、脱退手当金を受給済みと言われたが、受給した覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者加入期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③に勤務していた事業所に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和47年2月6日の前後約2年以内に資格喪失した当該事業所のみで脱退手当金の受給要件を満たす12人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が有る者は3人と少ないこと、受給要件を満たす12人のうち連絡のとれた4人から、同社における当時の脱退手当金の取扱等について聴取したが、いずれの者からも事業主による代理請求をうかがわせる供述を得ることができなかったこと、及び申立期間③での厚生年金保険加入期間は、脱退手当金の受給要件である24か月に満たない14か月であることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と②の間に有る被保険者期間は22か月と長期間であるにもかかわらずその計算の基礎とされておらず未請求となっている上、当該未請求となっている被保険者期間は、支給記録が有る申立期間①と同一事業所であり、申立人がこれを失念するとは考え難い。

さらに、申立期間と上記未請求期間における厚生年金保険被保険者記号番号は同一の被保険者記号番号で管理されている上、当該未請求期間と申立期間①に勤務した事業所

を管轄する社会保険事務所も同一であることから、当該未請求の期間が存在することは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月 6 日から 37 年 10 月 1 日まで
② 昭和 39 年 12 月 31 日から 41 年 11 月 16 日まで
③ 昭和 42 年 1 月 5 日から 44 年 8 月 2 日まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給した
ことになっていることを知った。しかし、退職時には会社から脱退手当金について説
明は無く、自分で脱退手当金の請求手続はもちろんのこと、脱退手当金を受給した記
憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消して、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③に勤務していた事業所に係る事業所別被保険者名簿に記載されて
いる女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 44 年 8 月 2 日
の前後 2 年以内に資格喪失した脱退手当金の受給要件を満たす 9 人の脱退手当金の支給
記録を調査したところ、申立人以外には脱退手当金の支給記録が無いことから、事業主
が申立人の委任を受けて代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間を
その計算の基礎とするものであるが、申立期間①と②の間にある被保険者期間について
はその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、当該未請求と
なっている被保険者期間は、申立期間①と同一会社であり、申立人が申立期間①を請求
しながら当該未請求の被保険者期間の請求を失念するとは考え難い上、申立期間①、②
及び③と同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない
期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国
民年金に加入し、その保険料を納付していることから、申立人が、その当時、脱退手
当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳における保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月30日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件9件（別添一覧表参照）

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
20681		男	昭和48年生		平成17年12月13日	15万 円
20682		男	昭和54年生		平成17年12月13日	20万 円
20683		男	昭和55年生		平成17年12月13日	15万 円
20684		男	昭和57年生		平成17年12月13日	15万 円
20685		男	昭和23年生		平成17年12月13日	40万 円
20686		男	昭和34年生		平成17年12月13日	15万 円
20687		男	昭和45年生		平成17年12月13日	15万 円
20688		男	昭和61年生		平成17年12月13日	5万 円
20689		男	昭和61年生		平成17年12月13日	5万 円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成10年4月から11年4月までは20万円、同年5月から12年1月までは24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から12年2月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、遡及して訂正され、実際の標準報酬月額と比較して低くなっているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成10年4月から11年4月までは20万円、同年5月から12年1月までは24万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年3月1日より後の同年4月7日付けで、12万6,000円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、年金事務所から提出された不納欠損整理簿によると、平成14年にA社に係る社会保険料を不納欠損処理した旨記録されていることから、同社は申立期間当時、保険料を滞納していたことが確認できる。

なお、申立人から提出された平成10年1月から11年12月までの給料支払明細書により、申立人が当該期間において上記減額訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成10年4月から11年4月までは20万円、同年5月から12年1月までは24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年3月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低い記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年3月31日）の後の平成6年4月22日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は取締役であったことが確認できるが、申立人は、同社では事務職として勤務し、社会保険の届出事務には関与していないと主張しているところ、代表取締役は、申立人は社会保険の届出事務について権限を有していなかった旨供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を、平成7年3月から同年9月までは30万円、同年10月から8年9月までは32万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

申立期間③のうち、平成9年8月31日から10年1月7日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年1月7日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

申立人は、申立期間③のうち、平成10年1月7日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（平成10年1月7日）を同年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月1日から8年10月1日まで
② 平成8年10月1日から9年8月31日まで
③ 平成9年8月31日から10年2月1日まで

B社及びA社に勤務した申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の報酬月額に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間①及び②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

また、A社に勤務した期間のうち、申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間③も同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたの

で、申立期間③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年3月から同年9月までは30万円、同年10月から8年9月までは32万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年10月1日）の後の同年12月5日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、B社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は、当該期間及び減額訂正処理日において役員でなかったことが確認できるところ、複数の同僚は、申立人は社会保険に関する権限は無かったとしていることから、申立人が当該処理に関与していたとは考え難い。

さらに、申立人は、B社の事業主及び社会保険事務所から、当該処理について説明されたことも同意したことも無いと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成7年3月から同年9月までは30万円、同年10月から8年9月までは32万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②及び申立期間③のうち、平成9年8月31日から10年1月7日までの期間について、雇用保険の加入記録及び複数の従業員の供述により、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年10月1日）の後の平成10年1月7日付けで、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額が、当初、32万円と記録されていたところ、遡って9万2,000円に減額訂正され、同日付けで申立人が9年8月31日に資格喪失した旨の処理が行われている上、同社において被保険者であった8人についても同様の処理が行われているが、社会保険事務所において、当該処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は当該期間及び当該処理日において役員でなかったことが確認できるところ、経理担当であったとする同僚は、申立人は社会保険事務に関与していなかったとしている。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成9年10月1日に適用事業所でなくなっている。しかし、同社に係る商業登記簿謄本により、同日以降においても同社は法人格を有していたことが確認でき、複数の同僚及び従業員は、数名の者が勤務していた旨供述していることから、同社は、同日以降も厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記の標準報酬月額及び

資格喪失に係る処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、当該処理日である平成10年1月7日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正することが必要と認められる。

- 3 申立期間③のうち、平成10年1月7日から同年2月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及び複数の従業員の供述により、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人のA社における雇用保険被保険者離職証明書により、平成10年1月分の給与が支給されていたことが確認できることから、当時経理担当者であったとする上記の同僚は、同社の保険料控除方法は当月控除であり、給与は同年1月分まで支給されており、同年1月の雇用保険料及び厚生年金保険料を給与から控除していたとしている。

これらのことから、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記訂正後の平成9年12月の標準報酬月額の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、事業主は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社（旧）（厚生年金保険法上の適用事業所について、オンライン記録によると、A社は昭和46年12月31日付けで一旦、適用事業所ではなくなり、49年10月1日付けで別の事業所整理記号番号で再度、新規適用事業所となっていることから、両社を区別するため、それぞれ「A社（旧）」、「A社（新）」と表記する。）における資格喪失日は昭和47年5月13日であると認められることから、申立期間①の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

また、申立期間②について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（新）における資格取得日に係る記録を昭和47年5月13日とし、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月31日から47年5月13日まで
② 昭和47年5月13日から49年10月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い。同社には昭和44年8月20日から平成11年10月30日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、従業員の供述により、申立人は、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社（旧）に係る事業所別被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和46年12月31日）より後の昭和47年5月13日付けで、46年12月31日に遡って申立人が同社における被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿により、申立人を含む 14 人の厚生年金保険被保険者資格が昭和 47 年 5 月 13 日付けで、46 年 12 月 31 日に遡って喪失処理されていることが確認でき、かつ、当該喪失処理前の記録から、47 年 5 月 13 日の時点において、A 社（旧）が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）において、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

加えて、上記被保険者名簿によれば、申立人に係る健康保険被保険者証は、被保険者資格喪失後の昭和 47 年 2 月 29 日付けで再交付されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について昭和 46 年 12 月 31 日に資格喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社（旧）における資格喪失日は、当該処理日である 47 年 5 月 13 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該処理前の上記被保険者名簿の記録から、6 万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、当該期間に雇用保険の加入記録が確認できる従業員の供述により、申立人は、当該期間において A 社に勤務していたことが認められる。

また、上記の従業員が当時の経理担当者であったとする者は、当該期間も社員の給与から厚生年金保険料を控除していたと供述している。

これらのことから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社（新）における昭和 49 年 10 月の事業所別被保険者名簿の記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

一方、A 社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなる処理を昭和 47 年 5 月 13 日に行われており、49 年 10 月 1 日に再度、適用事業所となっており、当該期間は適用事業所としての記録は無い。しかし、複数の従業員は、当該期間も継続して同社に勤務しており、当時、同社の従業員数は 10 人程度であった旨供述していることから、同社は、当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間において A 社は適用事業所に該当しながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人のA社における資格喪失日は、平成3年1月20日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月12日から同年12月27日まで
② 平成2年12月27日から3年1月20日まで
③ 平成3年3月20日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間①の標準報酬月額が実際の報酬月額に見合う標準報酬月額と相違しているため、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。また、同社に勤務した期間のうちの申立期間②及びB社にイベント制作担当の契約社員として勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間②及び③に、それぞれの会社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたため、申立期間②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、雇用保険の加入記録により、当該期間に申立人がA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成3年1月20日）の後の平成4年3月2日付けで、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、当初、26万円と記録されていたところ、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる上、3年2月16日付けで申立人の同社における被保険者資格喪失日は2年12月27日と記録されているが、雇用保険

の加入記録から、申立人は同日以降も同社に勤務していたことが確認できることから、社会保険事務所において当該処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は当該期間及び当該処理日において役員でなかったことが確認でき、申立人は、社会保険に関する権限も無かったと述べているところ、同僚は、申立人は社会保険手続について権限は無く、社会保険の届出事務には関与していなかったとしていることから、申立人は当該処理に関与していたとは考え難い。

さらに、申立人は、A社の事業主及び社会保険事務所から、遡って標準報酬月額を訂正することについて説明されたことも同意したことも無いと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が行った上記標準報酬月額及び資格喪失に係る処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人に係る資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成3年1月20日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

2 申立期間③について、雇用保険の加入記録により、申立人は平成3年3月20日から同年11月30日までの期間において、B社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社では、当時の申立人に係る資料を保管していないことから、申立人に係る厚生年金保険料の給与からの控除については、不明であるとしている。

また、申立人は、B社には契約社員の制作現場担当として勤務していたとしているところ、当時の従業員は、申立人は制作現場担当の契約社員であったとしており、契約社員の制作現場担当の厚生年金保険への加入は、希望制であったとしている。

さらに、別の従業員は、申立人は制作現場担当の契約社員として勤務しており、契約社員は、厚生年金保険への加入は希望制であり、多くの者は、厚生年金保険に加入していなかったとしている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年11月1日から44年7月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を43年11月1日、資格喪失日に係る記録を44年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月1日から44年7月1日まで

A事業所のB施設に実験講師として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の一部の期間は海外に留学していたが、帰国後もB施設に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保有する申立人に係る履歴書、辞職願及び常務委員会記録等により、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたことが認められる。

また、A事業所は、申立人が海外留学から帰国し、A事業所に復職した昭和43年11月1日から44年7月1日までの期間は、厚生年金保険料を給与から控除していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和43年11月1日から44年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和42年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間におけるA事業所に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、

申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が届出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年11月から44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和43年1月1日から同年11月1日までの期間については、勤務は確認できるものの、A事業所は、海外留学中の申立人の身分は休職であり、留学期間中の給与は支給していないとしていることから、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月18日は50万円、17年12月9日は50万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月18日
② 平成17年12月9日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賞与明細書及び預金通帳により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成16年12月18日は50万円、17年12月9日は50万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が見つからないため不明と供述しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立

てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成7年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月21日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の事業主の回答並びに申立人が申立期間の直前まで勤務していたB社から提出された出向社員の取扱いに関する協定書及び勤務表により、申立人は申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人はA社において、平成20年2月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同社から提出された同年2月分の給与台帳によると、保険料が控除されていることから、同社では、保険料を翌月に控除していると判断できる。同社の7年5月分の給与明細書で厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が厚生年金基金及び健康保険組合の被保険者資格取得日と同日となっていることから、社会保険事務所（当時）、厚生年金基金及び健康保険組合のいずれもが申立人の被保険者資格取得日を誤って記録したとは考え難く、事業主が平成7年5月1日を申立人に係る厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和45年4月24日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月24日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では昭和45年3月下旬から社員に登用され、同社における厚生年金基金の加入日は、同年4月24日と記録されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚及び他の従業員の証言、申立人から提出されたB厚生年金基金の加入員証並びにC連合会から提出された中脱記録照会（回答）及び厚生年金基金加入員台帳により、申立人は、申立期間に同社に勤務していたと認められる。

また、上記厚生年金基金は、同基金とD健康保険組合の両方に加入している事業所の場合、被保険者資格の取得・喪失届は、複写式（健康保険、厚生年金保険及び厚生年金基金）の様式であり、事業所が同組合に一式を提出し、同組合から同基金及び社会保険事務所に提出していると回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和45年4月24日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和45年4月の上記厚生年金基金の記録から、3万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年9月1日から6年10月1日までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該の標準報酬月額に係る記録を、4年9月は41万円、同年10月から5年9月までは44万円、同年10月から6年9月までは41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年10月1日から19年1月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、6年10月から8年1月までは34万円、同年2月から同年4月までは38万円、同年5月は36万円、同年6月から同年12月までは38万円、9年1月は34万円、同年2月から同年4月までは38万円、同年5月は36万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月は36万円、同年9月は38万円、同年10月は36万円、同年11月及び同年12月は38万円、10年1月は32万円、同年2月は38万円、同年3月は34万円、同年4月及び同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月から同年12月までは38万円、11年1月は30万円、同年2月から同年7月までは38万円、同年8月は34万円、同年9月から同年12月までは38万円、12年1月は32万円、同年2月から同年12月までは38万円、13年1月は34万円、同年2月から同年7月までは38万円、同年8月は36万円、同年9月から同年12月までは38万円、14年1月は32万円、同年2月から同年4月までは38万円、同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月は36万円、同年9月から同年12月までは38万円、15年1月は36万円、同年2月は44万円、同年3月は41万円、同年4月は44万円、同年5月は38万円、同年6月及び同年7月は44万円、同年8月は41万円、同年9月は44万円、同年10月は38万円、同年11月及び同年12月は44万円、16年1月は36万円、同年2月は44万円、同年3月及び同年4月は41万円、同年5月は38万円、同年6月は44万円、同年7月は41万円、同年8月は38万円、同年9月及び同年10月は41万円、同年11月は38万円、同年12月は36万円、17年1月は32万円、同年2月は41万円、同年3月は34万円、同年4月は38万円、同年5月は34万円、同年6月は38万円、同年7月は36万円、同年8月は30万円、同年9月は36万円、同年10月は34万円、同年11月は36万円、同年12月は38万円、18年1月は34万円、同年2月は38万円、同年3月は34万円、同年4月は38万円、同年5月は32万円、同年6月は36万円、同年7月から同年12月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月1日から19年4月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成4年9月から6年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、4年9月は41万円、同年10月から5年9月までは44万円、同年10月から6年8月までは41万円と記録されていたところ、同年9月28日付けで、4年10月及び5年10月の定時決定が取り消され、減額訂正が行われた結果、当該期間の標準報酬月額は20万円となっていることが確認できる。

また、A社においては、申立人のほかに平成6年9月28日付けで7名の標準報酬月額が同様に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の現在の事業主は、「先代の事業主が平成17年に亡くなったとき、社会保険料の滞納があることが分かった。」と述べており、同社の顧問社会保険労務士も「平成12年頃、先代の事業主が、『社会保険料が払えない。』と言っていた。」と述べている。

また、オンライン記録により、申立人と同日の平成6年9月28日付けで、標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できるA社の従業員が、「同社の事業主にお金を貸したことがある。所得税や還付金を使い込まれた。」と回答していることから判断すると、当該期間当時、同社では社会保険料を滞納していたことがうかがえる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、同社の役員ではないことが確認できる上、同社は、「申立人は、自動車部品のプレス加工の業務で勤務し、社会保険の届出事務に関与していなかったし、権限も無かった。」と回答していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成6年9月28日付けで行われた申立人の標準報酬月額の減額訂正処理は事実上即したものと考えることは難しく、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を遡及して減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険

事務所に当初届け出た、4年9月は41万円、同年10月から5年9月までは44万円、同年10月から6年9月までは41万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成8年1日から18年12月までの期間について、A社の顧問会計事務所は保険料を当月控除していたとしているところ、同事務所から提出された8年分から18年分までの給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人の当該期間の保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録より高いことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収簿において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成8年1月は34万円、同年2月から同年4月までは38万円、同年5月は36万円、同年6月から同年12月までは38万円、9年1月は34万円、同年2月から同年4月までは38万円、同年5月は36万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月は36万円、同年9月は38万円、同年10月は36万円、同年11月及び同年12月は38万円、10年1月は32万円、同年2月は38万円、同年3月は34万円、同年4月及び同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月から同年12月までは38万円、11年1月は30万円、同年2月から同年7月までは38万円、同年8月は34万円、同年9月から同年12月までは38万円、12年1月は32万円、同年2月から同年12月までは38万円、13年1月は34万円、同年2月から同年7月までは38万円、同年8月は36万円、同年9月から同年12月までは38万円、14年1月は32万円、同年2月から同年4月までは38万円、同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月は36万円、同年9月から同年12月までは38万円、15年1月は36万円、同年2月は44万円、同年3月は41万円、同年4月は44万円、同年5月は38万円、同年6月及び同年7月は44万円、同年8月は41万円、同年9月は44万円、同年10月は38万円、同年11月及び同年12月は44万円、16年1月は36万円、同年2月は44万円、同年3月及び同年4月は41万円、同年5月は38万円、同年6月は44万円、同年7月は41万円、同年8月は38万円、同年9月及び同年10月は41万円、同年11月は38万円、同年12月は36万円、17年1月は32万円、同年2月は41万円、同年3月は34万円、同年4月は38万円、同年5月は34万円、同年6月は38万円、同年7月は36万円、同年8月は30万円、同年9月は36万円、同年10月は34万円、同年11月は36万円、同年12月は38万円、18年1月は34万円、同年2月は38万円、同年3月は34万円、同年4月は38万円、同年5月は32万円、同年6月は36万円、同年7月から同年12月までは28万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間のうち、平成6年10月から7年12月までの期間について、所得税源泉徴

収簿及び給与明細書等の厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認できる資料は無いが、当該期間より前の4年9月から6年9月まで及び当該期間より後の8年1月から18年12月までの標準報酬月額は、上記1及び2のとおり、長期間にわたってオンライン記録よりも高いと判断されることから、当該期間についても、申立人の報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録よりも高いことがうかがえる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収簿において確認できる平成8年1月の報酬月額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る平成6年10月から18年12月までの期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、現在の事業主は不明としているが、上記源泉徴収簿において推認又は確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と当該期間の長期間にわたりオンライン記録と一致していないことから、事業主は上記源泉徴収簿において推認又は確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間のうち、平成19年1月から同年3月までの期間について、A社の顧問会計事務所から提出された同年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録よりも高いことが確認できるが、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成13年8月から同年11月までは36万円、同年12月は34万円、14年1月から同年4月までは36万円、同年5月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月1日から14年6月1日まで
A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されている保険料に見合う標準報酬月額と相違している
ので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成13年8月から同年11月までは36万円、同年12月は34万円、14年1月から同年4月までは36万円、同年5月は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の社会保険事務を行っていたC社は、不明としているが、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日は昭和21年10月2日、資格喪失日は23年7月15日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和21年10月から22年5月までは570円、同年6月から23年6月までは600円とすることが必要である。

また、申立人は、当該期間のうち、昭和22年1月23日から同年6月19日までの期間において、第3種被保険者であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年9月頃から同年10月末頃まで
② 昭和21年10月末頃から23年8月頃まで

D社（現在は、E社）F工場で勤務した申立期間①及びA社C事業所で勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社とも、申立期間に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、「当該期間当時は、旧姓を名乗っており、名前も漢字「G」が難しいので、「H」を使っていた。生年月日も大正13年*月*日としており、結婚（昭和24年3月）して、現在の姓で戸籍を作ったときに本来の大正13年*月*日に訂正した。A社C事業所では、事務をしていたが、給与が高くなるので坑内員にしてもらっていた。」と主張しているところ、B社が保管していた申立人のA社I事業所の人事記録（昭和26年7月採用、31年1月退職）の前歴概要によると、同社C事業所での勤務期間は、昭和21年10月から23年7月までと記載されていることが確認できる。

また、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が主張する氏名（H）及び生年月日（大正13年*月*日）の者が記録されており、

その者の資格取得日は、昭和21年10月2日、資格喪失日は23年7月15日であることが確認でき、当該記録は基礎年金番号に未統合となっている。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の主張とおりの氏名及び生年月日が記録されていることから、申立人の主張と符合し、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録と判断することができる。

加えて、上記被保険者名簿によると、「22. 1.23 坑内へ、22. 6.20 その他」と備考欄に記載されていることから、申立人の種別は、昭和21年10月2日から22年1月22日まで及び同年6月20日から23年7月15日までは「その他」（一般職）であり、22年1月23日から同年6月19日までは「坑内夫」（坑内員）であったことが確認できる。

一方、上記被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険記号番号について、日本年金機構に確認したところ、該当番号は、別人に払い出されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和21年10月2日に被保険者資格を取得し、23年7月15日に資格を喪失した旨、また、22年1月23日から同年6月19日までの期間について、申立人はA社C事業所において第3種被保険者である坑内員として勤務していた旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、昭和21年10月から23年6月までの標準報酬月額については、上記未統合の被保険者名簿の記録から、21年10月から22年5月までは570円、同年6月から23年6月までは600円とすることが必要である。

2 申立期間①について、E社は、「当時の事業所の記録が一切残っておらず、当時の状況を知る者も在籍していないため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて不明である。」旨回答している。

また、申立人が当該期間後に勤めたA社の後継企業であるB社が保管している上記の人事記録の前歴概要には、昭和21年4月から同年9月までD社に勤務した旨記録されているが、オンライン記録では、申立人はJ社において同年6月18日から同年8月20日まで厚生年金保険に加入したことが記録されており、D社での勤務期間が確認できない。

さらに、申立期間①にD社F工場に勤務していた従業員に申立人の勤務等について照会したところ、二人から回答があったが、申立人を記憶しておらず、また、同社同工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に、申立人が当時名乗っていた名前は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和26年8月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人のA事務所B施設（以下「B施設」という。）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年11月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月20日から同年11月1日まで
B施設に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、ウエイトレスとして同事業所に勤務したので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B施設に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同事業所における被保険者資格取得日は昭和26年8月20日と記録されているところ、資格喪失年月日が空欄となっていることが確認できる。しかしながら、同事業所を含めた駐留軍関係の資料を保管しているC局からの回答によると、当該資料には、申立人の厚生年金保険の資格取得年月日が同年8月20日、資格喪失年月日が同年11月1日である旨及び当該期間の健康保険記号番号が記載されており、当該資料に記載されている申立人に係る健康保険の記号番号が、上記同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における健康保険の記号番号と同一であることが確認できることから、申立人は、申立期間当時、同事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立期間においてB施設での厚生年金保険の被保険者資格を有する複数の従業員が、「申立人はB施設でウエイトレスとして勤務していた。」旨回答している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）では、

B施設以外の駐留軍関係施設における被保険者記録は確認できることから、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人と同じ時期に被保険者資格の取得が確認できる従業員9人に係る旧台帳を確認したところ、同事業所に係る被保険者記録が推認できた者は一人のみであり、残りの8人は申立人と同様に被保険者記録が記載されていない。

以上のことから、社会保険事務所における申立人に係る厚生年金保険の記録管理は適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がB施設において昭和26年8月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の同事業所における被保険者資格の喪失日は、同年11月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB施設における上記被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月3日から40年3月16日まで
② 昭和43年4月1日から44年4月25日まで

平成22年9月に日本年金機構から送られてきたはがきにより、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。

第1子出産後に、出産手当金の支給申請をして受給したことは覚えているが、脱退手当金については、請求手続きをしたことや、受け取った記憶も無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社は、「当社は、脱退手当金について従業員に代わって請求手続きを行っていなかった」と回答している上、申立人が申立期間②に勤務した同社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和44年4月25日の前後各5年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給要件を満たす4名について、脱退手当金の支給状況を確認したところ、申立人以外には支給記録が無いことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、最初に厚生年金保険者となった期間であって申立期間よりも長い46か月の被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し、その保険料を納付していることから、申立人が、その当時、脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 22 日から 41 年 1 月 25 日まで
平成 22 年秋、日本年金機構から脱退手当金に関わる厚生年金記録のお知らせ（はがき）が届き、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、申立期間に勤務していたA社を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人が申立期間に勤務したA社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年5か月後の昭和44年6月25日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の欄の氏名及びA社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票の氏名は、変更処理がなされておらず、旧姓のままであり、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、同社を退職した直後であって、上記脱退手当金支給決定日より約3年3か月前の昭和41年3月*日に婚姻し、改姓しており、申立人が請求したとすれば、改姓後の姓で請求したと考えられることから、申立人が当該脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年6月1日から32年9月1日まで
② 昭和33年12月21日から34年8月21日まで

平成22年秋、日本年金機構からはがきが届き、申立期間について脱退手当金の受給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続きをしたことや、もらった記憶も無いので、よく調査をして、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人が申立期間②に勤務したA社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後の昭和35年8月26日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間①の前にある最初の被保険者期間及び次の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、当該2回の未請求期間に勤務した事業所と申立期間①及び②に勤務した事業所とは、若干の名称変更があったものの同一の事業所であり、かつ、厚生年金保険被保険者記号番号は全て同一記号番号で管理されている上、管轄する社会保険事務所（当時）も全て同一であることから、当該未請求期間が存在することは、事務処理上不自然である。

さらに、申立人が、脱退手当金支給決定前の4回の被保険者期間のうち、最初に勤務した事業所に係る被保険者期間を含む2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年3月31日から同年4月1日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は同年4月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月21日から4年4月1日まで

A社に、平成4年3月31日まで勤務していたのに、資格喪失日が同年3月31日となっている。また、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額45万円に見合うものとなっていないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年3月31日から同年4月1日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人が、同年3月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（当初は、平成4年3月31日）より後の平成4年4月8日付けで、申立人の同社における被保険者資格喪失日は同年3月31日と記録され、また、3年8月から4年2月までの標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、資格取得時の3年8月21日に遡って8万円に減額訂正されており、さらに、4年5月8日付けで再び当該期間の標準報酬月額が遡って15万円に訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人と同様に平成4年4月8日付け及び同年5月8日付けで標準報酬月額が遡って減額訂正されている同僚が102人確認できる。

なお、A社に係る商業登記簿謄本では、上記処理日である平成4年4月8日において同社は法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められ、社会保険事務所が当該適用事業所でなくなったとす

る処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、A社における被保険者資格喪失日を平成4年3月31日とする処理及び同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って標準報酬月額を減額訂正する処理を行う合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、雇用保険の加入記録により確認できる離職日の翌日である同年4月1日に訂正し、3年8月から4年3月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要である。

次に、申立人は、申立期間の報酬月額は45万円であった旨主張しているところ、これを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

また、A社の従業員で申立人と同じく被保険者記録が遡及訂正された従業員から提出された給与明細書によると、給与額は資格喪失日まで遡及訂正前の標準報酬月額に見合う額であり、保険料控除額も当該標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格喪失日に係る記録を昭和49年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事台帳から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和49年3月1日に同社B本社から同社C本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B本社における昭和49年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が所持している申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日が昭和49年2月28日と記載されていることから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成17年10月3日、資格喪失日が19年2月1日とされ、当該期間のうち、同年1月1日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月1日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入期間が無いことが判明し同社に相談した。同社は年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された平成19年賃金台帳一覧により、申立人が同社に平成19年1月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成19年賃金台帳一覧において確認できる保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日に係る届出誤りを認めて訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、28 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 21 日から 15 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与支給月額に相当する標準報酬月額と異なっている。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出のあった給料明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額から、28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「当時の資料が保存されていないことから不明である。」と回答しているが、給料明細書及び給与所得の源泉徴収票等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義

務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年9月1日から37年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を36年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年9月から同年11月までは1万2,000円、同年12月から37年8月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月20日から37年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。入社辞令書及び入社当時の給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の人事記録により、申立人の入社日は昭和36年8月20日であることが確認できる。

また、A社が加入していたC健康保険組合から提出された健康保険資格喪失証明書により、申立人の健康保険の資格取得日は昭和36年8月27日、資格喪失日は平成元年3月2日であることが確認できることから、申立期間も継続して同社に勤務していたことが推認できる。

さらに、申立人から提出された11通の給与明細書のうち、申立期間の支給年月日の記載が確認できる給与明細書は、昭和36年9月27日付け、同年12月25日付け及び37年4月27日付けの3通であるところ、これらの給与明細書により、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社が給与支払方法について、「当時の状況は分からないが、現在の保険料控除は翌月控除である。」旨回答しているところ、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と同一の昭和37年9月1日に資格を取得している従業員17人に照会し、回答のあった10人のうち、5人からは控除方式についての回答が無いものの、他の5人は「保険料控除方法は当

月控除である。」旨回答しており、うち一人は、A社に入社した38年3月1日から同年5月1日までを申立期間として当委員会に申し立てしているところ、控除社会保険料額が記載されている同年3月分から同年5月分までの給与明細書により、保険料の控除が確認できたことから、年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。以上のことから、A社における申立期間当時の保険料控除は当月控除であったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年9月1日から37年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された昭和36年9月分、同年12月分及び37年4月分の給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、36年9月から同年11月までは1万2,000円、同年12月から37年8月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、B社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立人に係る資格取得日が昭和37年9月1日と記載されていることから判断すると、事業主は、同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和36年8月20日から同年9月1日までの期間については、上記給与明細書のうち、支給年月日の記載の無い4通のうち1通には、総支給額が1万2,650円と記載されているところ、B社から提出された「健康保険被保険者資格取得及び標準報酬決定通知書」の資格取得の年月日欄には同年8月27日、報酬月額欄には1万2,650円と記載されている。このことから、同決定通知書の報酬月額と上記給与支給年月日の記載の無い給与明細書の総支給額は共に1万2,650円であることから、上記支給年月日の記載の無い給与明細書は同年8月分の給与明細書であると推認できる。そして、当該明細書の社会保険料計欄には「0円」と記載されており、当月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人（現在は、B法人）における資格取得日に係る記録を昭和60年12月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年12月2日から61年3月1日まで

A法人に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B法人発行の在職証明書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B法人から提出のあった人事記録及び申立人から提出のあった在職証明書によると、昭和60年12月2日に臨床研修医（非常勤職員）として採用、61年6月1日に辞職と記録されており、申立人の申立期間の勤務が確認できる。

また、B法人は、「申立期間の厚生年金保険については、入社日と同時に、強制的に全員加入させていた。申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は控除していた。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA法人における昭和61年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かにつ

いては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 20734 (事案 14892 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成5年5月及び同年6月は38万円、同年7月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から同年8月31日まで

A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に遡って減額処理される前の標準報酬月額である22万円に記録訂正する旨の通知があった。しかし、申立期間当時、同社では最低でも30万円以上の給与を受け取っていた。今回、新たな資料として、申立期間当時の給与振込みの預金通帳を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後の平成7年7月13日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されたことから、当初記録されていた22万円に訂正が必要であるとして、既に23年2月23日付けで総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせん通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人から提出のあった給与振込みが確認できる預金通帳の記録では、平成5年5月分及び同年6月分において31万8,000円以上の給与が振り込まれていることが確認でき、社会保険料等を加えた給与の総支給額に該当する標準報酬月額は38万円であり、元同僚から提出のあったA社の賃金台帳の記録により、

給与支給額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

また、元同僚（店長）は、「申立期間当時、申立人は、40万円に近い給与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたはずである。」旨供述していることから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたと考えるのが相当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与振込みの預金通帳において確認できる報酬月額から、平成5年5月及び同年6月は38万円、同年7月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和34年11月9日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月9日から同年12月1日まで

昭和31年にC社（後に、A社）に入社し、34年11月にA社に異動したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。系列会社への吸収合併による異動のため、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された回答書及び昭和33年12月10日現在のC社の職員名簿、34年12月1日現在のA社の職員名簿により、申立人は、C社及びA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社が保管していた健康保険組合の受付印が押されたA社の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（以下「決定通知書」という。）によると、申立人の資格取得日は、昭和34年11月9日と届出されていることが確認できる。

さらに、決定通知書により、A社は、申立期間当時、社会保険事務所及び健康保険組合への届出書については、複写式の様式を使用していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において昭和34年11月9日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年12月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所における資格喪失日に係る記録を昭和63年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月1日から63年8月30日まで
② 昭和63年8月30日から同年9月1日まで

A事務所に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際にもらっていた給与総額（17万円くらい）より低くなっている。給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。また、同事務所に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。退職日が記載されている給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、実際の給与より低い報酬月額の届出を行ったとしていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録によると、離職年月日は昭和63年8月31日と記録されており、同様に、申立人が提出した同年8月分の給料支払明細書の労働日数欄には、「8月1日から8月31日まで」と記載されており、申立人が当該期間にA事務所で勤務していることが確認できる。

また、申立人のA事務所における資格取得月である昭和62年10月分の給料支払明細書により、厚生年金保険料の控除が確認できることから、同事務所における厚生年金保険料の控除は当月控除と考えられるところ、63年8月分の給料支払明細書からも厚生年金保険料の控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 7 月 1 日から 14 年 5 月 1 日まで
A社における厚生年金保険の標準報酬月額が当時の給与額に見合っていないことを、「ねんきん定期便」で知った。他の社員も私と同様に標準報酬月額を引き下げられていることを電話で確認しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 13 年 7 月から 14 年 2 月までの期間が 44 万円と記録されていたものが、同年 3 月 25 日付けで遡及して 9 万 8,000 円に減額訂正されており、被保険者資格の喪失日である同年 5 月 1 日まで継続していることが確認できる。なお、同社の代表取締役及び取締役 3 人の計 4 人についても、申立人と同様に、同日付けで標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る社会保険料滞納処分票によると、申立期間当時において同社には社会保険料の滞納があることが確認でき、事業主及び経理担当者が社会保険事務所と交渉しており、平成 14 年 3 月 20 日に標準報酬月額の変更に係る届出書を提出していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間においてA社の取締役であったことから、同社の元代表取締役及び元取締役に文書照会を行ったところ、元代表取締役からは回答が得られなかったものの、元取締役一人は、「申立人の取締役としての担当職務はシステム開発の責任者であり、社会保険事務に関与する立場ではなかった。」と回答している。同様に被保険者縦覧照会回答票で確認できる申立期間に勤務していた従業員 12 人に照会したところ、4 人から回答があり、いずれも、「申立人は、システム開発の責任者であり、社会保険の取扱いには関与していなかった。」と回答している。これらのことから、申立人

が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成14年3月25日付けで行われた遡及訂正処理は事実に則したものととは考え難く、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を遡及して減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 17 年 8 月 1 日は 10 万 4,000 円、18 年 6 月 20 日は 45 万円、19 年 10 月 11 日は 13 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 1 日
② 平成 18 年 6 月 20 日
③ 平成 19 年 10 月 11 日

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社は、当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除一覧表及び賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、支給控除一覧表及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 8 月 1 日は 10 万 4,000 円、18 年 6 月 20 日は 45 万円、19 年 10 月 11 日は 13 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 17 年 8 月 1 日は 8 万 3,000 円、同年 12 月 9 日は 41 万円、18 年 6 月 20 日は 40 万円、同年 7 月 8 日は 30 万 2,000 円、同年 12 月 15 日は 42 万円、19 年 10 月 11 日は 11 万 7,000 円、同年 12 月 14 日は 44 万 4,000 円、20 年 12 月 12 日は 46 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 1 日
② 平成 17 年 12 月 9 日
③ 平成 18 年 6 月 20 日
④ 平成 18 年 7 月 8 日
⑤ 平成 18 年 12 月 15 日
⑥ 平成 19 年 10 月 11 日
⑦ 平成 19 年 12 月 14 日
⑧ 平成 20 年 12 月 12 日

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社は、当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除一覧表及び賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、支給控除一覧表及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年8月1日は8万3,000円、同年12月9日は41万円、18年6月20日は40万円、同年7月8日は30万2,000円、同年12月15日は42万円、19年10月11日は11万7,000円、同年12月14日は44万4,000円、20年12月12日は46万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 18 年 6 月 20 日は 50 万円、19 年 10 月 11 日は 15 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 6 月 20 日
② 平成 19 年 10 月 11 日

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社は、当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除一覧表及び賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、支給控除一覧表及び賃金台帳におい

て確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 6 月 20 日は 50 万円、19 年 10 月 11 日は 15 万 6,000 円、とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 19 年 10 月 11 日は 7 万 8,000 円、同年 12 月 14 日は 35 万 1,000 円、20 年 12 月 12 日は 43 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 10 月 11 日
② 平成 19 年 12 月 14 日
③ 平成 20 年 12 月 12 日

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社は、当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除一覧表及び賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、支給控除一覧表及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年10月11日は7万8,000円、19年12月14日は35万1,000円、20年12月12日は43万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から5年11月23日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年11月23日）より後の平成5年12月7日付けで、4年10月及び5年10月の定時決定の記録が取り消され、遡って8万円に減額訂正されており、申立人のほかに取締役二人及び監査役一人についても同様に標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖商業登記簿謄本では、申立人は申立期間に代表取締役であるものの、平成5年11月*日に地方裁判所から破産宣告を受けており、上記減額訂正処理時には破産管財人が選任されていることが確認できる。

また、当該破産管財人は、厚生年金保険の標準報酬月額の当該遡及訂正を行ったかどうかは記憶に無いが、破産宣告の平成5年11月*日以降はA社の代表取締役が同社の代表者印を扱う権利は無く、債権整理、社会保険等の手続などの全ての必要な書面は破産管財人が作成して処理を行うと供述している。

このように、破産手続開始後は、A社の財産の管理処分権は破産管財人の管理下に置かれることを踏まえると、申立人は上記減額訂正処理に関与していなかったと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所

でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額が減額処理を遡って行う合理的な理由はなく、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成3年12月から4年6月までは15万円、同年7月から同年11月までは20万円、同年12月から5年10月までは24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から5年11月23日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年12月から4年6月までは15万円、同年7月から同年11月までは20万円、同年12月から5年10月までは24万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年11月23日）より後の同年12月7日付けで、4年10月及び5年10月の定時決定並びに4年7月及び同年12月の随時改定の記録が取り消され、遡って8万円に減額訂正されており、申立人のほかに代表取締役及び取締役二人についても同様に標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は、申立期間当時、同社の監査役であったが、同社は平成5年11月*日に破産宣告を受けており、上記減額訂正処理時には破産管財人が選任されていることが確認できる。

また、当該破産管財人は、厚生年金保険の標準報酬月額の当該遡及訂正を行ったかどうかは記憶に無いが、破産宣告の平成5年11月*日以降はA社の債権整理、社会保険等の手続などの全ての必要な書面は破産管財人が作成して処理を行うと供述している。

さらに、当時の役員は、A社の破産手続を弁護士に依頼した後、申立人は入社していない旨供述しており、同社を担当していた労務管理事務所から提出された資料によれば、

申立人は平成5年11月10日より出社していない旨記載されている。

これらのことから、破産手続開始後は、A社の財産の管理処分権は破産管財人の管理下に置かれることを踏まえると、申立人は上記減額訂正処理に関与していなかったと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年12月から4年6月までは15万円、同年7月から同年11月までは20万円、同年12月から5年10月までは24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月1日から43年2月1日まで
② 昭和43年3月1日から44年8月1日まで
③ 昭和44年9月1日から46年3月31日まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。しかし、退職時には会社から脱退手当金について説明は無く、自分で脱退手当金の請求手続はもちろんのこと、脱退手当金を受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消して、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③に勤務した事業所に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性は申立人を含め4人と少数である上、そのうち脱退手当金の受給要件を満たす二人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人以外には支給記録が無いことから、当該事業所において脱退手当金の代理請求を行っていたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前にある最初に勤務した事業所の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、未請求となっている被保険者期間は1年以上もの被保険者期間である上、申立人は当該未請求期間に係る事業所において健康保険被保険者証をもらっていた記憶が有り、厚生年金保険に加入していたことを認識していた旨供述していることを踏まえると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を請求したのであれば、当該未請求期間の請求を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金の支給決定がされたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し、その保険料を納付していることから、申立人が、その当時、脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月1日から40年10月31日まで
年金記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
しかし、退職時には会社から脱退手当金についての説明は無く、受給をした記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人の申立期間に係るA社B工場の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年1か月後の昭和42年12月26日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求をしたとは考え難い。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人が申立期間より前に勤務したC社において厚生年金保険の被保険者となったときに払い出されているものであるが、申立人に対する脱退手当金の支給事務手続を行った社会保険事務所（当時）では、当該脱退手当金の支給事務手続において、当該被保険者記号番号から、その払出社会保険事務所が特定でき、当該払出社会保険事務所に照会することにより、同社における被保険者期間が把握でき、当該期間も支給できたはずであるにもかかわらず、同社における被保険者期間が未支給となっているということから、適正な事務処理が行われていたとは言い難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前にある最初に勤務したC社に係る厚生年金保険被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、当該最初に勤務した17か月の被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

加えて、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国

民年金に加入し、その保険料を納付していることから、申立人が、その当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、平成15年6月20日は50万円、同年12月20日は75万円、16年6月20日及び同年12月20日は50万円、17年6月20日は45万円、同年12月20日、18年6月20日、同年12月20日、19年6月20日及び同年12月20日は50万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、15年6月20日は50万円、同年12月19日は75万円、16年6月18日は50万円、同年12月20日は48万7,000円、17年6月20日は43万9,000円、同年12月20日は47万5,000円、18年6月20日は49万9,000円、同年12月20日は48万7,000円、19年6月20日は50万円、同年12月20日は48万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月20日
② 平成15年12月19日
③ 平成16年6月18日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年6月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年6月20日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年6月20日
⑩ 平成19年12月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が

無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 4 月 8 日付けで、15 年 6 月 20 日は 50 万円、同年 12 月 20 日は 75 万円、16 年 6 月 20 日及び同年 12 月 20 日は 50 万円、17 年 6 月 20 日は 45 万円、同年 12 月 20 日、18 年 6 月 20 日、同年 12 月 20 日、19 年 6 月 20 日及び同年 12 月 20 日は 50 万円とされたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該標準賞与額については、年金額の計算の基礎とはならない記録とされている。

一方、A社から提出された平成 15 年分から 19 年分までの所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、当該期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②及び③の賞与支払年月日については、申立期間②は土曜日、申立期間③は日曜日であるところ、A社は、「賞与は現金で支給していたが、支給日が土日に該当する場合は、直前の金曜日に支給した。」旨供述していることから、当該賞与支払年月日を、申立期間②は平成 15 年 12 月 19 日、申立期間③は 16 年 6 月 18 日にそれぞれ訂正することが相当である。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 6 月 20 日は 50 万円、同年 12 月 19 日は 75 万円、16 年 6 月 18 日は 50 万円、同年 12 月 20 日は 48 万 7,000 円、17 年 6 月 20 日は 43 万 9,000 円、同年 12 月 20 日は 47 万 5,000 円、18 年 6 月 20 日は 49 万 9,000 円、同年 12 月 20 日は 48 万 7,000 円、19 年 6 月 20 日は 50 万円、同年 12 月 20 日は 48 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額（44 万円）であると認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 44 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで
A 社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与と比較して低い。当時の給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、44 万円と記録されていたところ、平成 9 年 10 月 7 日付けで、同年 10 月の定時決定を取り消し、19 万円に遡及減額訂正されている上、従業員 18 人も申立人と同様に遡及減額訂正されていることが確認できる。

また、A 社の代表者は、「当時社会保険料の滞納があり、社会保険事務所の職員に保険料の調整をしてもらった。」旨供述している上、複数の元従業員も、「会社から、社会保険料の支払が困難なため、しばらく国民年金に加入してほしいと言われたことを覚えている。」旨供述している。

さらに、申立人が提出した申立期間当時の給与明細書から、申立人は、上記減額遡及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

なお、A 社に係る商業登記簿謄本から申立人の氏名は確認できず、複数の元従業員は、「経理社会保険担当は代表者の親族であった。」としていることから、申立人は、上記標準報酬月額の遡及減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、平成 9 年 10 月 7 日付けで行われた申立人に係る標準報酬月額の遡及減額訂正処理は事実には即したものとは考え難く、社会保険事務所において上記標準報酬月額の遡及減額訂正を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 26 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から 14 年 7 月 4 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与と比較して低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 13 年 4 月から同年 10 月までは 26 万円と記録されていたところ、同年 11 月 6 日付けで、同年 4 月の随時改定及び同年 10 月の定時決定を取り消し、20 万円に遡及減額訂正されている上、同社の代表取締役も申立人と同様に遡及減額訂正されていることが確認できる。

また、社会保険料の滞納処分票及びA社の取引先金融機関から提出された預金取引明細表から、同社は申立期間に社会保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、A社から提出された申立期間当時の賃金台帳から、申立人は、上記減額遡及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の遡及減額訂正時において、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表者は、「申立人は現場担当であった。」旨供述している上、上記社会保険料の滞納処分票において、申立人が社会保険事務所の職員と交渉した記載は無いことから、申立人は、当該遡及減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 11 月 6 日付けで行われた申立人に係る標準報酬月額遡及減額訂正処理は事実上即時のものとは考え難く、社会保険事務所において上記標準報酬月額遡及減額訂正を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の同年 4 月から 14 年 6 月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成16年10月から17年3月までは26万円、同年4月から同年7月までは30万円、同年8月から18年3月までは34万円、同年4月から19年3月までは30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の、16年10月から17年8月までは18万円、同年9月から19年3月までは16万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、16年10月は28万円、同年11月は30万円、同年12月及び17年1月は28万円、同年2月は32万円、同年3月は38万円、同年4月は34万円、同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は36万円、同年8月は30万円、同年9月から同年12月までは28万円、18年1月から同年3月までは30万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は30万円、同年7月から同年12月は28万円、19年1月及び同年2月は30万円、同年3月は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年10月1日から19年4月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低くなっていた。事業主の訂正届により記録が訂正されたものの、申立期間の記録は、年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成16年10月から17年8月までは18万円、同年9月から19年3月までは16

万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年8月21日に、同社が社会保険事務所（当時）に提出した申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得時報酬訂正届」により、同年9月7日付けで申立人に係る16年10月の標準報酬月額が18万円から26万円に訂正されていることが確認できる。

また、平成21年8月21日にA社が社会保険事務所に提出した申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎報酬訂正届」により、同年9月7日付けで、17年9月及び18年9月の標準報酬月額の定時決定が取り消され、17年9月は34万円、18年9月は30万円に訂正されている。

さらに、平成21年8月21日にA社が社会保険事務所に提出した申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」により、同年9月7日付けで、17年4月は30万円、同年8月は34万円、18年4月は30万円と標準報酬月額が変更されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、A社及び申立人から提出された申立期間に係る給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書により確認できる保険料控除額から、平成16年10月は28万円、同年11月は30万円、同年12月及び17年1月は28万円、同年2月は32万円、同年3月は38万円、同年4月は34万円、同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は36万円、同年8月は30万円、同年9月から同年12月までは28万円、18年1月から同年3月までは30万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は30万円、同年7月から同年12月までは28万円、19年1月及び同年2月は30万円、同年3月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者資格取得時報酬訂正届等を、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年8月21日に社会保険事務所に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成元年9月1日から2年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月1日から3年1月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低い。そのため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年9月から2年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人に係る元年9月から2年2月までの標準報酬月額は、当初41万円と記録されていたところ、同年3月7日付けで、資格取得時の元年9月1日に遡って30万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は昭和63年7月2日に代表取締役就任し、減額訂正の処理日及び申立期間において、代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、上記商業登記簿謄本により、申立人と同日に代表取締役に就任し、減額訂正の処理日及び申立期間において、代表取締役であったことが確認できるもう一人の代表取締役（以下「申立外代表取締役」という。）も、申立人と同様に、平成2年3月7日付けで標準報酬月額を遡って減額訂正されていることが確認できるところ、同人は、「申立期間当時は景気が悪く、保険料が納められなかった。B社会保険事務所（当時）へ相談し、申立人と自分の標準報酬月額を遡って減額する手続を行った。社会保険の手続は全て自分が行っており、申立人には話していなかった。」旨供述していることから、申立人は標準報酬月額の減額訂正に関与していないと判断される。

また、オンライン記録におけるA社の事業主は、上記の申立外代表取締役であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において平成2年3月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、遡って申立人の標準報酬月額を減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の元年9月から2年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

次に、申立期間のうち、平成2年10月から同年12月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成2年10月1日）で30万円と記録されているところ、当該定時決定の処理年月日は同年8月13日と記録され、標準報酬月額が遡って訂正される等の不自然な処理は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、上記の申立外代表取締役は、「申立期間当時は景気が悪く、保険料が納められなかったため、給与から保険料を控除していなかった。」旨供述している。

さらに、申立人は給与明細書等を所持しておらず、当該期間における厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成5年2月から6年10月までは53万円、同年11月から9年5月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から9年6月21日まで

A社に取締役として勤務した期間の標準報酬月額が9万2,000円となっているが、同社における給与は、税込平均68万円であったので調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年2月から6年10月までは53万円、同年11月から9年5月までは59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年6月21日より後の同年7月8日付けで遡及して、9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、A社の商業登記簿謄本から、申立人が同社の取締役であったことが確認できる。しかしながら、複数の従業員は、申立人は営業の仕事をしていただと回答しており、申立人自身も営業職であったと回答している。

また、申立人は、年金記録に係る届出等の手続は社長が行っていたと回答しているところ、同社の代表取締役は、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所に出向いて状況を説明し、善処してもらえよう依頼した旨回答していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を遡及して減額訂正する合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年2月から6年10月までは53万円、同年11月から9年5月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった社員手帳、人事通知書及びA社から提出のあった人事台帳から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社B支店から同社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和43年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月21日から44年2月21日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった従業員名簿から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和43年10月21日に同社C事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和44年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和47年10月28日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月28日から同年11月4日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった社員台帳により、申立人は申立期間にA社に継続して勤務（昭和47年10月28日に同社D支店から同社C支店へ異動）していたことが確認できる。

また、B社が加入する企業年金基金加入員台帳によると、申立人のA社D支店における資格喪失日及び同社C支店における資格取得日は、昭和47年10月28日となっており継続していることが確認できるところ、B社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社C支店において昭和47年10月28日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る企業年金基金加入員台帳の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA協会B局における資格取得日は昭和19年10月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和19年10月から同年12月までは180円、20年1月から同年4月までは190円、同年5月から21年3月までは200円、同年4月から同年7月までは510円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年8月7日まで

A協会に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同協会から軍への応召期間中であつたが、同協会には在籍していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A協会から提出された申立人に係る人事記録によると、申立人の採用日は昭和7年4月11日、退職日は42年7月20日と記載されており、申立人が申立期間において同協会に在籍していたことが認められる。

また、当該人事記録によると、「昭和17年11月5日陸軍の事務を嘱託す C軍政監部附を命ず」と記載されており、D県から提出された申立人に係る陸軍戦時名簿によると、「昭和17年11月5日第16軍軍政監部附を命ず」、「昭和21年8月7日従軍を解除」と記載されていることが確認できる。

一方、旧厚生年金保険法(昭和19年法律第21号)第59条の2の規定により、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、被保険者期間として算入することとされている。

これにより、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての

届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立人のA協会B局における資格取得日は、昭和 19 年 10 月 1 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A協会B局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人と同年代の元従業員の標準報酬月額の記録から、昭和 19 年 10 月から同年 12 月までは 180 円、20 年 1 月から同年 4 月までは 190 円、同年 5 月から 21 年 3 月までは 200 円、同年 4 月から同年 7 月までは 510 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和37年5月9日から40年12月6日までの期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を37年5月9日に、資格喪失日に係る記録を40年12月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、37年5月から38年9月までは1万円、同年10月から39年9月までは1万8,000円、同年10月から40年9月までは2万4,000円、同年10月及び同年11月は2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月9日から40年11月頃まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「失業保険関係書」によると、申立人の雇用保険の被保険者資格喪失日の記載は無いものの、資格取得日が昭和37年4月4日と記載されていることが確認できる。

また、A社に昭和40年4月から同年12月まで勤務したとする元従業員（厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和40年5月20日、資格喪失日は同年12月6日）は、自らが勤務していた期間において、申立人は同社に勤務していたとしている。

さらに、オンライン記録によると、申立人は昭和41年1月5日からA社とは別の事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、申立人及び同僚は、申立人が当該別の事業所に勤務する直前まで、A社に勤務していたと供述している。

これらのことから、申立人は、昭和37年4月4日から40年12月5日までA社に勤務していたことが認められる。

また、B社は、従業員が雇用保険に加入し、厚生年金保険には加入しないことは考えられず、申立人も雇用保険に加入していたので、厚生年金保険にも加入しており、申立

人の給与から厚生年金保険料を控除していたと回答しているところ、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、上記「失業保険関係書」に名前の記載がある元従業員 44 名のうち、申立人及び雇用保険の被保険者期間が2か月未満の元従業員1名を除く 42 名は厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人とA社に同日に入社したとする申立人のいとは、上記「失業保険関係書」によると、雇用保険の被保険者資格取得日は、申立人と同日の昭和 37 年4月4日となっており、上記被保険者名簿によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年5月9日となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 37 年5月9日から 40 年12月6日までの期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当時の従業員の標準報酬月額の記録から、昭和 37 年5月から 38 年9月までは1万円、同年10月から 39 年9月までは1万8,000円、同年10月から 40 年9月までは2万4,000円、同年10月及び同年11月は2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているものの、A社に係る事業所別被保険者名簿の被保険者整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年5月から 40 年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和59年7月から同年10月までは26万円、同年11月から60年9月までは28万円、同年10月から61年3月までは24万円、同年4月から62年10月までは34万円、同年11月から平成元年12月までは41万円、2年1月は36万円、同年2月から同年4月までは41万円、同年5月から6年8月までは44万円、同年9月及び同年10月は50万円、同年11月から8年2月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月2日から平成8年3月31日まで

申立期間に勤務したA社では、入社当時に25万円の給与を受け取り、その後給与は徐々に増額されていたので、記録にある標準報酬月額は実際の受給額よりも低い。申立期間の一部に係る給与明細書から、支給額に見合う保険料が控除されていたことは確認できるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間の一部に係る給与明細書及びB銀行から提出のあった申立人に係る預金取引明細表から、申立人は、申立期間について、オンライン記録の標準報酬月額を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の

額を認定することとなる。

したがって、昭和 59 年 7 月から平成元年 4 月まで、同年 6 月及び同年 7 月、同年 11 月から 2 年 3 月まで、同年 5 月から 2 年 12 月まで、3 年 2 月から同年 4 月まで、6 年 9 月、7 年 1 月、同年 2 月及び同年 12 月から 8 年 2 月までの標準報酬月額については、申立人の保管する給与明細書において確認できる保険料控除額から、昭和 59 年 7 月から同年 10 月までは 26 万円、同年 11 月から 60 年 9 月までは 28 万円、同年 10 月から 61 年 3 月までは 24 万円、同年 4 月から 62 年 10 月までは 34 万円、同年 11 月から平成元年 4 月まで、同年 6 月、同年 7 月、同年 11 月及び同年 12 月は 41 万円、2 年 1 月は 36 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 41 万円、同年 5 月から同年 12 月まで及び 3 年 2 月から同年 4 月までは 44 万円、6 年 9 月は 50 万円、7 年 1 月及び同年 2 月並びに同年 12 月から 8 年 2 月までは 44 万円とすることが妥当である。なお、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも給与支給額に見合う標準報酬月額を超えない。

また、平成元年 5 月、同年 8 月から同年 10 月まで、2 年 4 月、3 年 1 月、同年 5 月から 6 年 8 月まで、同年 10 月から同年 12 月まで及び 7 年 3 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、上記預金取引明細表及び当該期間の前後の期間における給与明細書の保険料控除額から判断すると、元年 5 月、同年 8 月から同年 10 月まで及び 2 年 4 月は 41 万円、3 年 1 月及び同年 5 月から 6 年 8 月までは 44 万円、同年 10 月は 50 万円、同年 11 月及び同年 12 月並びに 7 年 3 月から同年 11 月までは 44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しており、これを確認できないが、保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月20日から37年4月6日まで
日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。
しかし、私は、脱退手当金の請求及び受給をしたことは無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年4月6日の前後5年以内に資格喪失した脱退手当金の受給要件を満たす13人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が有る者は申立人を含め8人いるが、そのうち、連絡の取れた二人から同社における当時の脱退手当金の取扱状況等について聴取したところ、一人は「会社からは脱退手当金の説明は無く、請求手続もしてくれなかったので、友人に請求手続を教えてもらい、自分で社会保険事務所（当時）に出向いて手続をした。」、もう一人も「会社の脱退手当金についての説明は無く、自分で手続した」と供述していることを踏まえると、同社の事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及びA社に係る上記事業所別被保険者名簿の申立人の欄の氏名は、変更処理がなされておらず、旧姓のままであり、申立期間に係る脱退手当金は、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、同社を退職した直後であって、上記脱退手当金支給決定日より約7か月前の昭和37年4月*日に婚姻し、改姓しており、申立人が請求したとすれば、改姓後の姓で請求したと考えられることから、申立人が当該脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険被保険

者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の最初に被保険者となったB社に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、当該2回の被保険者期間のうち、最初に勤務した68か月もの被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 17 日から同年 5 月 25 日まで
② 昭和 31 年 8 月 1 日から 33 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 33 年 6 月 14 日から 37 年 12 月 20 日まで

平成 22 年に、日本年金機構から届いた確認はがきを見て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無い上に、その当時は年金の知識がほとんど無かったため、自分で請求するはずは無いので、脱退手当金は受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人の申立期間③に係るA社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年9か月後の昭和40年9月15日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の後で、脱退手当金が支給されたとする日の直前の被保険者期間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、申立期間に係る被保険者期間のみを請求し、脱退手当金の支給日より近い被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間①に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票に記載された申立人の氏名は誤っており、訂正されていないが、申立期間②に係るC社及び申立期間③に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、申立期間③に係るA社の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の申立人の氏名は正しく記載されており、申立人の脱退手当金の支給に係る事務処理が申立期間①に係るB社及び申立期間③に係るA社を管轄するD社会保険事務所（当時）にお

いて行われていることを踏まえると、当該氏名の誤りが訂正されていないのは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月1日から47年7月16日まで
② 昭和50年5月19日から51年8月16日まで

年金事務所からはがきが来て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。申立期間のA社とB社に勤務した期間に係る脱退手当金については、受給した記憶が無いので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したB社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和51年8月16日の前後の各2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす46名について、脱退手当金の支給状況を調査したところ、支給記録が確認できるのは申立人を含め3名だけであり、しかも、申立人の同社における被保険者期間が、脱退手当金の受給要件である24か月に満たない15か月であることなどを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間より前の最初に被保険者となった期間から申立期間の前までの計5期間158か月についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該158か月もの被保険者期間の請求を申立人が失念するとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間における最終事業所であるB社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿において昭和51年8月16日となっているにもかかわらず、同名簿においては被保険者資格喪失届の受付日とその約3週間前の同年7月23日となっており、資格喪失処理が適切に行われていたとは考え難い。

加えて、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付しており、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 45 年 10 月 3 日まで
平成 22 年 9 月に、日本年金機構からのハガキを受け取り、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、申立期間に勤務したA社を退職後に同社から脱退手当金に関する書類が送られてきたものの、請求はしなかった。脱退手当金を請求した記憶も、もらった記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金が支給決定されたとされる昭和 46 年当時の社会保険事務所（当時）における脱退手当金の支給に係る事務処理においては、脱退手当金の請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示を行い、請求者に返還することとされていたところ、申立人が現在も所持している申立期間①において発行された厚生年金保険被保険者証には、「脱」の表示が確認できないことから、申立人の意思に基づいて申立期間に係る脱退手当金が請求されたものとは考えられない。

また、脱退手当金を受給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の最初に厚生年金保険被保険者となった期間、次に厚生年金保険被保険者となった期間及びその後に厚生年金保険被保険者となった期間の3期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、上記脱退手当金の支給決定日以前の4回の厚生年金保険被保険者期間のうち、当該最初に被保険者となった期間を含む3回の被保険者期間であって、申立期間よりも長い期間の請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から50年3月まで
私は、20歳になってから60歳に到達するまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期及び保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和51年6月に払い出されており、当該払出時点では申立期間の大半となる44年3月から49年3月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無いと説明していること、申立人が現在所持している年金手帳は、上記手帳記号番号が記載されている手帳1冊のみで、ほかに年金手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年3月まで
私の父は、私が大学生の時に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続き及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等について聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、大学生の時に父親が国民年金の加入手続きを行ってくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は離婚後の昭和51年10月20日に国民年金の任意加入手続きをしたことにより払い出されており、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は現在所持している年金手帳のほかにも赤い手帳1冊を所持していたことがあるが、旧姓が記載された手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から54年9月まで

私の父は、私が短大を卒業して2年たった昭和49年4月頃に、私の国民年金の加入手続をしてくれた。申立期間の国民年金保険料は、私が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料を当時居住していた区発行の横長の納付書を使って納付していたと説明しているが、同区では、納付書制度になったのは昭和50年4月からであり、納付書の態様も縦長であるとしており、納付状況に関する記意が曖昧である。

また、申立人は、申立人の父親が昭和49年4月頃に国民年金の加入手続をしてくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の55年3月に転居先の町で払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第3回特例納付及び過年度納付による以外にないが、申立人は保険料を遡って納付したり、特例納付をしたことはなかったと説明している。

さらに、当委員会において、申立人の父親が加入手続をしたとする申立期間散在期の昭和49年4月から同終期の54年12月までの期間について、所轄年金事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の目視確認を日本年金機構に依頼した結果、申立人の氏名は記載されておらず、申立期間当時申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 3 月末に厚生年金保険適用事業所を退職した後、市の出張所で国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 58 年 3 月末に厚生年金保険適用事業所を退職した後、国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を夫の保険料と一緒に納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の 61 年 4 月から 7 月頃までに払い出されており、申立期間の保険料を夫婦一緒に納付することはできない。

また、申立人は、当初郵便局の口座振替で保険料を納付していたと説明していたが、申立人が当時居住していた市では郵便局の口座振替で保険料を納付することができなかった旨を説明すると金融機関の口座振替で保険料を納付していたと思うとしており、申立期間の保険料の納付方法に関する記憶が曖昧であり、当時の保険料額の記憶も曖昧である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付した記憶が無いと説明しているほか、当委員会において、申立期間のうち昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間について、所轄年金事務所の国民年金手帳記号番号払出簿（申立人が当時居住していた市に係る部分）の目視確認を日本年金機構に依頼した結果、申立人の氏名は記載されておらず、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 12 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月から 53 年 3 月まで
私の母は、私が 20 歳になった頃に国民年金の加入手続を行い、国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、20 歳になった頃に母親が国民年金の加入手続をしてくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 54 年 2 月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第 3 回特例納付及び過年度納付による以外にないが、申立人は母親から保険料を遡って納付した又は特例納付をしたとは聞いていないと説明している。

さらに、申立人は、上記手帳記号番号が基礎年金番号として記載されている年金手帳 1 冊のみ所持し、申立期間当時に母親から年金手帳を受け取ったことはないと説明していること、申立人は別の手帳を見たことはあるが自身の手帳かどうか分からないとし、年金手帳に関する記憶が曖昧であることなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、兄と共同で昭和36年に事業を開始した後、数年たって兄から私の国民年金保険料を納付しているということを何度か言われたことを記憶している。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする兄から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、平成9年1月に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であること、申立期間当時に同居し、申立人の保険料を納付していたとする兄及び兄の妻も申立期間当時は国民年金に未加入であること、申立人は、申立期間当時に兄から国民年金手帳を受け取った記憶は無く、申立期間直後の昭和41年4月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に交付された厚生年金保険被保険者証が貼付された年金手帳を1冊所持し、別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、さらに、当委員会において、申立期間始期の36年4月から同終期の41年3月までの期間について所轄年金事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の目視確認を日本年金機構に依頼した結果、申立人の氏名は記載されておらず、申立期間当時に申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の兄が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から8年3月まで
私の妻は、長男が手術後退院した平成5年5月に、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成8年7月頃に夫婦連番で払い出されており、当該払出時点では申立期間のうち6年5月以前は時効により保険料を納付することができない期間であること、その後の6年6月から8年3月までの期間の保険料は当該払出時点で過年度保険料となるが、申立人及び自身の保険料を納付していたとする妻は、過年度保険料を納付したことはないと説明していること、申立人及び自身の国民年金の加入手続を行ったとする妻は、上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外の年金手帳を所持したことはないと説明していることから、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年12月まで
私は、昭和49年3月に大学を卒業した後、すぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和51年9月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間直後の50年1月から51年3月までの期間の保険料は当時の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳から、52年4月に過年度納付されていることが確認でき、当該過年度納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人は現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が無いと説明しており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から3年3月までの期間及び8年8月から11年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年9月から3年3月まで
② 平成8年8月から11年1月まで

私の父は、私が20歳になった平成2年*月頃に、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれた。また、父は、私が8年7月に会社を退職した後も、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間②の保険料を年度ごとに一括で納付してくれた。父は保険料を納付したことを裏付ける確定申告書も所持している。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の父親が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間後の平成3年7月頃に払い出されており、申立人の所持する年金手帳の初めて被保険者となった日は当該期間直後の3年4月1日となっていることから、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、当該期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人の基礎年金番号は申立人の厚生年金保険の記号番号を基に平成13年3月19日に付番されており、当該期間を含む8年8月以降の期間に係る被保険者期間は当該基礎年金番号により管理され、当該期間直後の11年2月から12年3月までの期間の保険料は13年3月14日に納付されていることがオンライン記録で確認できることから、当該期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続は13年3月に行われたものと考えられ、この時点では当該期間は時効により保険料を納付するこ

とができない期間である。また、8年分の確定申告書（控）に記載されている社会保険料控除額は父親の当年分の厚生年金保険料及び健康保険料の合計額と一致していることから、申立人の国民年金保険料支払額は含まれていないと考えられること、9年分の給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の社会保険料控除欄には申立人の氏名及び国民年金保険料支払額が記載されているが、当該金額は9年度の1年分の国民年金保険料額と大きく相違していること、10年分の源泉徴収簿兼給与台帳の社会保険料控除欄には父親が申立人の10年度の1年分の国民年金保険料支払額であると説明する金額の記載があるが、当該金額は10年度の1年分の国民年金保険料額を超えている一方で、10年度のうち11年2月及び同年3月の2か月分の国民年金保険料は上述のとおり13年3月に納付されていることなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から54年6月まで
私は、昭和60年頃に市の国民年金課の職員から国民年金の加入を勧められたので、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を含め7年分の保険料約40万円を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、現在所持する年金手帳に被保険者となった日が昭和53年3月17日と記載され、被保険者でなくなった日が60年8月21日と記載されていることから、申立期間を含む53年3月から60年7月までの保険料を納付しているはずであると説明しているが、当該記載は被保険者期間を示すものであり、保険料納付済期間を示すものではない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和56年10月頃に払い出されており、申立人は、当該払出時点で過年度納付することが可能であった54年7月分まで遡って保険料を納付していることがオンライン記録で確認できるが、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、現在所持する上記手帳記号番号が記載されている年金手帳及び厚生年金保険の記号番号が記載されている年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明していることから、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

私は、平成11年4月に市役所で国民年金の加入手続を行った際、市役所の職員から過去に納付していなかった保険料は2年間遡って納付することができると言われたので、申立期間の保険料を分割して現年度保険料と同時に納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は平成11年4月から12年3月までの期間内に、これらの期間の現年度保険料と一緒に申立期間の12か月分の保険料を数か月ずつ分割して毎月納付したと説明しているが、申立期間後の11年4月から同年8月までの保険料は現年度納付されているものの、同年9月から12年3月までの保険料は13年10月に一括して過年度納付されていることが確認できるなど、申立内容と相違している。

また、申立期間直後の平成10年4月から11年3月までの期間は、19年9月19日に国民年金被保険者期間から厚生年金保険被保険者期間へ記録が訂正されており、このうち、11年2月及び同年3月の保険料は還付されているが、申立期間直後の10年4月から11年1月までの期間については保険料が還付された記録は無いことから、当該厚生年金保険被保険者期間への記録訂正時点までは、10年4月から11年1月までの期間についても未納期間となっていたものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から同年10月までの期間、9年4月及び同年5月の国民年金保険料については、免除申請又は納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から同年10月まで
② 平成9年4月及び同年5月

私は20歳になってすぐに国民年金に加入し、申立期間当時は学生だったため、区役所で卒業までの期間の国民年金保険料の免除申請を行った。また、免除申請後も納付書が届いていたため、自身で保険料を納付した期間もあるのではないかと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は区役所で保険料の納付の猶予を申請したが、免除の承認等の通知は受け取っていないと説明するとともに、申立期間当時は免除の申請は毎年度行う必要があるが、申立人は申請を行ったのは国民年金加入当初の1度であり、その後継続して申請を行っていないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は自身で保険料を納付した期間もあるのではないかとしているが、申立期間の保険料を納付した時期、納付場所及び納付金額等に関する記憶が曖昧であるほか、申立期間①は当該期間直後の期間の保険料は11年1月に過年度納付されており、この納付時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間②は当該期間直後の期間の保険料は11年6月に過年度納付されており、この納付時点では当該期間のうち9年4月は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を免除申請又は納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月から7年3月まで
私の母は、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が納付済みとされず、免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付してくれていたとする母親は申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年5月頃に申立人の兄と連番で払い出されており、兄は申立期間を含む同年4月から7年3月までの期間は申請免除期間とされ、申立人及びその兄の免除申請日はいずれも6年5月31日となっていることがオンライン記録で確認できるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から54年3月まで
私の義父は、私の申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたはずである。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、A市の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立期間後の昭和54年8月30日に払い出されていることが確認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号が記載された年金手帳を所持しており、「当該年金手帳以外に手帳を所持した記憶は無い。」と述べていることなどから、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間のうち、50年8月から52年6月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち昭和52年7月から54年3月までの期間については、当該期間の保険料は過年度納付することができるものの、申立人は、「54年頃から両親と別居するようになったが、申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無い。」と述べている。

さらに、申立人は、「義父は、私たち夫婦の保険料を一緒に納付してくれていたはずである。」と述べているが、オンライン記録によれば、申立人の夫の申立期間に係る保険料も未納となっていることが確認できる。

加えて、申立人の義父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の義父から当時の事情を聴取することができないため、申立期間の保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の義父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から同年11月まで

私は、勤めていた会社を退職した平成3年5月以降に、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、同年11月頃に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、オンライン記録によれば、平成9年1月に申立人の厚生年金保険の記号番号を基に付番されていることが確認でき、当該基礎年金番号の付番の時点より前に申立人に対し国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できない。また、申立人は、3年4月に交付されたとみられる年金手帳を所持しているが、当該手帳には国民年金の手帳記号番号の記載は無く、申立人は、「申立期間当時に別の年金手帳を所持していた記憶は無い。」と述べている。さらに、オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る国民年金の被保険者資格の記録は9年9月に追加され、国民年金の未納期間として整備されていることが確認できる。これらのことから、申立期間は、当該国民年金の記録が追加される前の時点においては、国民年金に加入していない期間であることが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。その上、申立期間は、国民年金の記録が追加された時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人が、まとめて納付したとする申立期間に係る保険料の納付金額は、申立期間の保険料額と相違している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から61年3月まで
私は、国民年金の任意加入の手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を全て納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄によれば、申立人は、昭和53年3月24日に国民年金の被保険者資格を任意加入により取得し、58年1月8日に同資格を喪失した後、61年4月1日に再度第3号被保険者としての資格を取得していることが確認できる。また、オンライン記録においても、当該手帳と同様の被保険者資格の得喪記録が確認できる。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は、申立期間の保険料の納付金額等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から60年2月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、平成2年1月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の母親は、「息子は、現在所持している年金手帳以外に年金手帳を所持していた記憶は無い。」と述べており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、申立期間の保険料の納付金額等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月及び9年5月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月
② 平成9年5月から10年3月まで

私は、会社を退職した平成8年4月頃と9年5月頃にそれぞれA市役所で国民年金の加入手続を行ったが、その時は申立期間の国民年金保険料を納付しなかった。私の叔父は、10年3月又は同年4月頃に、私の老後のことを考え、私と一緒にA市役所に行き、私の申立期間①及び②の保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成8年4月頃と9年5月頃にそれぞれA市役所で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の基礎年金番号は、オンライン記録によれば、9年1月に申立人の厚生年金保険の記号番号を基に付番されていることが確認できる。また、申立人は、3年2月に交付されたとみられる年金手帳を所持しているが、国民年金の手帳記号番号の記載は無く、申立期間当時に別の年金手帳を所持していた記憶が無いことなどから、当該基礎年金番号が付番される前に申立人に対し国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、申立期間①及び②に係る国民年金の被保険者資格の得喪記録は、オンライン記録によれば、12年1月14日に追加されていることが確認できる。これらのことを踏まえると、申立期間①及び②は、当該記録が追加される時点より前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。その上、申立期間①及び②の大半は、当該記録の追加時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

なお、申立人は、「私の叔父は、平成10年3月又は同年4月頃に、私と一緒にA市役所に行き、私の申立期間①及び②の保険料を納付してくれた。」と述べている。この

ことは、申立人が納付したとする時点では、申立期間①に係る保険料は過年度納付となる。しかし、A市は、当時、市役所では過年度分の保険料を納付することができなかったとしていることから、同市役所では当該期間の保険料を納付することができない。

加えて、申立人の叔父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の保険料を納付したとする叔父から当時の事情を聴取できないため、申立期間の保険料の納付状況を確認することはできない。

このほか、申立人の叔父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から同年10月まで
私の妻は、平成3年8月にA市B出張所で私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の妻は、平成3年8月にA市B出張所で私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳によれば、平成6年1月にC区で払い出されていることが推認できる。また、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が無く、申立人に当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は申立期間の保険料の納付方法等についての記憶が曖昧である。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から50年9月まで

私の母は、私が20歳になった昭和48年*月に私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。私の年金手帳の「初めて被保険者となった日」にも、私が20歳になった頃の日付が記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和52年9月に払い出されていることが確認できる。また、申立人は、「当該手帳以外に年金手帳を所持した記憶は無い。」と述べていることなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間のうち、48年3月から50年6月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち昭和50年7月から同年9月までの期間については、当該期間の保険料を過年度納付することは可能であるが、申立人は、「母から、私の申立期間の保険料を納付していたとの話を聞いたことはない。ただ、母以外に私の保険料を納付する人はいないと思う。」と述べている。

さらに、申立人は、「年金手帳に記載された『初めて被保険者となった日』が昭和48年*月*日と記載されているので、母はこの日に私の国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を納付してくれていたと思う。」と述べているが、当該年月日は、被保険者の20歳到達日や厚生年金保険の被保険者資格喪失日等を基に特定されるものであり、実際に国民年金の加入手続をした時点又は保険料の納付を開始した時点を表すものではない。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親から、当時の事情を聴取することができないため、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月から16年6月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月から16年6月まで
私は、平成16年3月に、申立期間を含む申請免除期間の全ての国民年金保険料を追納した。申立期間の保険料が追納されておらず、免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成16年3月に、申立期間を含む申請免除期間の全ての国民年金保険料を追納した。」と述べている。しかし、オンライン記録によれば、申立人が追納したとする16年3月の時点では、15年7月を始期とし16年6月を終期とする申請免除の承認期間中の時点であり、また、当該承認期間のうち、追納時点の1か月前の16年2月から当該承認期間の終期である同年6月までの期間の保険料は、当該追納の時点においては、当該期間の申請免除の取消申請を行うことにより納付することが可能であるものの、申立人は取消申請した記憶が無く、オンライン記録においても申請免除の取消が行われた記録を確認することができない。これらのことから、申立期間のうち、16年2月から同年6月までの期間の保険料は、申立人が主張する16年3月の時点においては、追納されていないものと推認できる。

また、申立期間のうち、15年4月から16年1月までの期間の保険料は、16年3月の納付時点においては、追納することが可能であるものの、オンライン記録によれば、当該期間は追納申込期間とされていなかったことが確認できる。さらに、オンライン記録によれば、申立人の9年5月から15年3月までの期間に係る追納保険料又は追納加算保険料は、平成16年3月25日に追納されていることが確認できる上、申立人が追納したと主張する納付金額は、当該オンライン記録に記録されている追納保険料及び追納加算保険料の合計額と一致する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確

定申告書等)は無く、申立人が申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から43年3月までの期間及び47年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から43年3月まで
② 昭和47年10月から49年3月まで

私たち夫婦は、国民年金保険料の特例納付が行われていることを知ったため、夫婦で市役所に保険料の納付相談に行き、その後過去の未納期間の保険料を遡って全て納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から当時の保険料の納付状況等を聴取することは困難であり、申立人と一緒に市役所に保険料納付の相談に行ったとする申立人の夫は、納付した保険料額の記憶が無く、申立人夫婦は第3回特例納付で、申立人は昭和36年4月から38年3月までの期間、夫は36年4月から37年11月までの期間の保険料をそれぞれ納付していることがオンライン記録により確認できるが、当該特例納付によるそれぞれの納付額に申立期間及び夫の申立期間の保険料を特例納付した場合の金額を加えた合計金額について、「そんな多い金額は納めていないと思う。」と説明しているほか、保険料の納付時期及び納付場所等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は上記特例納付により保険料を納付したことにより、60歳に至るまでの納付可能期間及びカラ期間の合計が、年金受給資格期間288か月（24年）を満たすこととなっていることから、申立人は受給資格期間を満たすために必要な月数を当該特例納付したものと考えられるなど、申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月

私は、20歳の時に国民年金に加入し、学生だった申立期間の頃は、何度か未納通知と未納期間の納付書が送られ、遡ってまとめて国民年金保険料を納付したこともあった。納付書に記載された納付期限に間に合うように納付していたので、保険料の払い忘れはなかった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年2月から9年3月までの期間は海外に留学し、海外留学から戻った後に遡って納付したと申立当初は説明していたが、申立人が海外留学から帰国した同年同月時点では、申立期間、申立期間直後の7年11月から8年3月までの期間及び同年10月から9年3月までの期間の保険料はいずれも未納であったことがオンライン記録で確認できること、上記の期間のうち7年11月から8年3月までの期間及び同年10月から9年3月までの期間の保険料が同年12月22日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、この納付時点では申立期間は時効により保険料を納付することができないこと、申立人は保険料の納付時期及び納付場所の記憶が曖昧であり、申立期間の保険料のみを別に納付したか憶^{おぼ}えていないと説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を過年度納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人の希望により実施した口頭意見陳述において、申立人は当初の説明と相違して申立期間直前の平成7年6月から同年9月までの期間の保険料を現年度納付した8年2月2日に申立期間の保険料も一緒に現年度納付したのではないかと説明を変更しているが、当該期間の保険料は申立人が居住していた市で一括納付していることが申立人の所持する「領収証書」で確認できること、申立人は申立期間を含む7年10月から8年3月までの領収日付印が無い納入通知書を所持しており、この納入通知書に記載された期間のうち、申立期間を除く期間は9年12月22日に過年度納付されていることか

ら申立期間の保険料は現年度納付されていないものと考えることが自然であるなど、申立人が申立期間の保険料を現年度納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年4月までの期間、同年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から62年4月まで
② 昭和62年6月及び同年7月

私は、昭和61年4月頃に区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付方法、納付場所、納付金額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間②後の平成2年1月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間①及び②はいずれも時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から61年6月までの期間及び62年2月から平成2年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年2月から61年6月まで
② 昭和62年2月から平成2年5月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を昭和60年1月に退職後、公共職業安定所で失業保険の手続をした際に国民年金の加入手続をするよう勧められ、区役所又は出張所で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付場所、納付時期及び納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年11月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間はいずれも時効により保険料を納付することができない期間であること、同年11月21日に申立期間①に係る昭和61年7月21日の被保険者資格喪失、申立期間②に係る62年2月5日及び平成2年6月16日の同資格得喪が記録追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録整備時点までは申立期間①の始期から申立期間②の終期までの期間は連続した未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は現在所持する国民年金の記号番号が記載された年金手帳及び厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳以外のほかの年金手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、申立期間同時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から同年 9 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から同年 9 月まで

私は、夫婦二人分の付加保険料を含む国民年金保険料を口座振替で納付していた。申立期間の定額保険料は納付済みなのに、付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 61 年 7 月に転居した際に付加保険料を含む国民年金保険料の口座振替手続をした記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間の定額保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できるが、付加保険料は、制度上、過年度納付をすることができないこと、申立人は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと説明しているが、申立期間の夫の付加保険料も未納であることなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から同年 7 月まで

私は、昭和 62 年 1 月に厚生年金保険適用事業所を退職した後、姉に勧められて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 62 年 1 月に厚生年金保険適用事業所を退職した後、国民年金への加入手続を行ったと説明しているが、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人が現在所持している年金手帳にも、厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、当該手帳以外に年金手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から同年 9 月まで
私は、昭和 62 年 6 月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成 2 年 9 月以降に申立人の妹と連番で払い出されており、当該払出時期からみて申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は現在所持する国民年金の手帳記号番号が記載された年金手帳及び厚生年金保険の手帳記号番号が記載された年金手帳以外のほかの年金手帳を受領、所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から55年9月までの期間及び60年3月から63年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から55年9月まで
② 昭和60年3月から63年4月まで

私の母が、昭和54年1月頃に区役所で私の国民年金の加入手続を行った際に、国民年金保険料の未納期間があり、このままでは年金受給資格が得られないと言われたため、私は約27万円の保険料を一括納付した。その後、60年3月以降の保険料も納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から申立期間当時の保険料の納付状況を聴取することは困難であり、申立人の母親から国民年金の加入手続の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

申立期間①については、母親が区役所で申立人の国民年金の加入手続を行った際に、保険料を未納のままにすると年金受給資格が得られないと言われ、申立人が保険料を納付したと説明している昭和54年1月頃は第3回特例納付が実施されている期間であるが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年3月頃に払い出されており、この手帳記号番号払出時点では第3回特例納付実施期間は既に終了しているため、当該期間の保険料は特例納付することはできない。

また、申立人は国民年金の加入手続を行ったとする昭和54年1月頃に年金受給資格が得られるように保険料を納付したと説明しているが、申立人は当時27歳であり、この年齢では年金受給権を得るために遡って未納保険料を納付する必要は無かった。

申立期間②については、申立人の手帳記号番号は上記のとおり当該期間後の平成3年3月頃に払い出されており、この払出時点では当該期間は時効により保険料を納付することはできないほか、当該期間後の元年1月から2年3月までの期間の保険料は3年4

月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、この納付時点でも当該期間には時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間①及び②当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から49年11月まで
私は、婚姻した昭和49年頃に、国民年金保険料を20歳まで遡って納付できることを知り、申立期間の5年分の保険料として約30万円を区役所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、婚姻した昭和49年頃に20歳まで遡って保険料を納付することができることを知り、申立期間の保険料として約30万円を区役所で納付したと説明しているが、当該期間は第2回特例納付が実施されていた時期ではあるものの、申立人が申立期間の保険料として納付したとする金額は、申立期間の保険料を当該特例納付、過年度納付及び現年度納付した場合の保険料額と大きく相違しており、当該区役所では特例納付及び過年度納付の保険料を収納していなかったほか、申立人は国民年金の加入手続の時期及び場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は第2回特例納付及び第3回特例納付の実施期間後の昭和59年1月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間はいずれの特例納付によっても保険料を納付することはできず、申立人は申立期間当時に年金手帳を見た記憶が無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年3月まで

私の母は、学生も20歳になったら国民年金に加入しなければならないことを知り、昭和60年中に私の国民年金の加入手続を行い、昭和60年度及び61年度の国民年金保険料を金融機関で一括納付してくれていた。ただし、保険料を納付する人が少なかったため、62年度からは保険料を納付しなかったと、母から聞いた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は加入手続の時期及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年9月に払い出されており、申立人が所持する年金手帳の国民年金欄の「初めて被保険者になった日」には「平成3年8月1日」と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできなかつたほか、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から平成 2 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 5 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 5 月から平成 2 年 3 月まで
② 平成 2 年 7 月から 5 年 8 月まで

私は、時期も場所も憶えていないが親に勧められて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、場所、保険料の納付額及び国民年金の住所変更手続に関する記憶が無い。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 2 年 3 月頃に払い出されており、当該払出時点では当該期間のうち昭和 58 年 5 月から 62 年 12 月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、63 年 1 月から平成 2 年 3 月までの期間の保険料は過年度及び現年度納付することは可能であったが、申立人は遡ってまとめて保険料を納付した記憶は無いと説明しているほか、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、平成 7 年 6 月 6 日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認できるものの、申立人は遡ってまとめて保険料を納付した記憶は無く、申立期間の保険料を 3 か月ごとに納付していたと説明しているが、当該期間当時に申立人が居住していた区では保険料の納付頻度は昭和 61 年 4 月からは 1 か月単位であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月及び同年10月

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した昭和54年9月頃に市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和54年9月か10月頃に市役所で保険料を納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は56年3月に払い出され、申立人は同年4月に56年度の保険料を前納していることがオンライン記録で確認でき、この払出し及び納付時点では申立期間はいずれも保険料を過年度納付することが可能であったものの、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと説明しているほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から2年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から2年4月まで

私は、平成元年6月に厚生年金保険適用事業所を退職して海外に留学し、翌年1月頃に帰国した。留学する際には多忙であったため、私の母が私に代わって厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、私が再就職する直前の2年4月まで私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付していたとする母親は、国民年金への切替手続き、保険料の納付場所、納付方法、納付時期及び納付額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳の記号番号は平成6年3月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで
私の母は、平成元年 4 月に私の国民年金の加入手続を行い、2 年分の国民年金保険料を遡って納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い保険料を納付していたとする申立人の母親は保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、母親は平成元年に申立人の国民年金の加入手続を行い、2 年分の保険料を遡って納付したと説明しているが、申立人は母親が加入手続を行ったとする市には 2 年 3 月に転居したことが戸籍の附票で確認できることから、元年当時は当該市で国民年金の加入手続を行うことはできなかったほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の 3 年 3 月頃に払い出され、この払出時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である一方、当該払出時点で保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能な申立期間直後の元年 4 月から 3 年 3 月までの 2 年間の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から8年11月までの期間及び9年3月から10年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年9月から8年11月まで
② 平成9年3月から10年4月まで

私の母は、私が海外に行っている間、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は平成7年9月1日から8年12月19日までの期間及び9年3月28日から10年5月18日までの期間は海外に住所を定めていることが申立人の原戸籍の附票で確認でき、申立人は、申立期間については海外在住者として国民年金の任意加入の適用となるが、申立人及びその母親は任意加入手続を行った記憶が無く、母親が所持している申立人の年金手帳にも申立期間の任意加入被保険者資格の得喪記録の記載が無いほか、申立期間の任意加入被保険者資格を取得した記録もオンライン記録で確認できず、申立期間は未加入期間のため、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から55年9月までの期間及び平成元年12月から3年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から55年9月まで
② 平成元年12月から3年10月まで

私は、20歳で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたが、申立期間は保険料を納付できなかった。申立期間①については昭和54年10月に、申立期間②については平成3年8月にそれぞれ当時居住していた区及び市の役所に出向き、申立期間の保険料の納付書を発行してもらい保険料を遡って納付し、その後の現年度分の保険料も納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、当該期間中の昭和54年10月に転居しており、転居先の区で未納保険料の納付について相談した際に、納付書を受け取って53年度分の保険料は一括納付し、その後の保険料は納付書で定められた期限までに納付したと説明しているが、申立人は当該期間の保険料を納付したとする場所、納付頻度等に関する記憶が曖昧であるほか、一括納付したとする保険料額は当時の保険料額と大きく相違していることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人は、平成3年8月頃に当時居住していた市に未納保険料の納付について相談した際に、当該期間前の昭和63年12月から1年分の保険料の納付書と数か月分の保険料の納付書を受け取り、当該1年分の納付書については保険料が高額であったため、納付することができず、その後の保険料は2、3か月ごとに納付したと説明しているが、申立人がこれらの納付書を受け取ったとする平成3年8月時点では、元年6月以前の期間は時効により保険料が納付することができない期間であり、また、昭和63年12月からの1年間の過年度納付書の作成は考えられないこと、当

該期間当時、当該市では、過年度納付書の発行は行っていなかったとしていることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から7年2月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。その後、母から保険料を自分で納付するよういわれたが、学生であったため納付できず、就職後の平成8年1月頃に未納であった保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が保険料を納付したとする平成8年1月時点では申立期間のうち5年11月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付したことを示す資料として、申立期間の保険料に係る納付書・領収証書を提出し、当時居住していた市の窓口で金額を確認して当該納付書で保険料を遡って一括納付したと説明しているが、市の窓口では過年度保険料を納付することはできないこと、申立人が所持する平成5年6月から6年3月までの期間の保険料に係る納付書及び同年4月から7年2月までの期間の1か月ごとの保険料に係る納付書は、いずれも「領収済通知書（社会保険事務所送付用）」「領収控（収納機関用）」及び「納付書・領収証書（納付者渡し）」の3枚複写が全てそろっており、領収印は押されていないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月及び同年 5 月

私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、私の学生期間の国民年金保険料の免除申請手続きを毎年行ってくれていたはずであり、申立期間後の転居先の市では自分で免除申請手続きを行った。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人の保険料の免除申請手続きを行ったとする父親は、申立人が当時居住していた区で当該手続きを行った記憶は無いと説明しており、申立人自身も当該区で免除申請手続きを行ったかどうかの記憶が曖昧である。

また、申立人は申立期間後に転居し、転居先の市で免除申請手続きを行ったと説明しており、平成 10 年 7 月 7 日に転居先の市に住所を変更していることが戸籍の附票から確認できるほか、同日に申立期間直後の同年 6 月から 11 年 3 月までの期間の免除申請を行っていることがオンライン記録で確認でき、当該申請時点では、申立期間の免除申請を行うことはできないこと、12 年 6 月 7 日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該作成時点からみて当該納付書は申立期間のうち 10 年 5 月分の保険料に係るものであると考えられることなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から51年3月まで
私の父は、私と姉弟の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立人と同様に父親が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の姉及び弟は、ともに20歳から厚生年金保険被保険者の資格を取得するまでの期間は国民年金に未加入であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から54年10月までの期間、56年9月から同年12月までの期間、57年4月から同年8月までの期間及び同年12月から59年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年11月及び同年12月
② 昭和54年1月から同年10月まで
③ 昭和56年9月及び同年10月
④ 昭和56年11月及び同年12月
⑤ 昭和57年4月から同年8月まで
⑥ 昭和57年12月から58年2月まで
⑦ 昭和58年3月から59年9月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職する都度、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間②、④、⑤及び⑥が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間①、③及び⑦の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は厚生年金保険適用事業所を退職する都度、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたと説明しているが、国民年金の加入手続及び保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間①、③及び⑦については、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成6年8月頃に払い出されており、当該払出時点でこれらの期間はいずれも時効により保険料を納付することができない期間であること、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②、④、⑤及び⑥については、申立人の妻が厚生年金保険被保険者であった

期間であり、申立人は、厚生年金保険被保険者の配偶者として、これらの期間については任意加入適用期間となることから、上記手帳記号番号の払出以降に未加入期間とされたものと考えられ、制度上、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から同年 12 月、昭和 58 年 3 月から同年 6 月までの期間及び昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月から同年 12 月まで
② 昭和 58 年 3 月から同年 6 月まで
③ 昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 5 月に会社を退職した後、国民年金保険料の納付書が郵送されてきたので毎月保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和62年8月に払い出され、申立期間に係る被保険者資格の得喪記録は、厚生年金保険加入期間の判明により63年5月25日に追加されていることがオンライン記録で確認でき、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は保険料を毎月納付していたと説明しているが、申立人が当時居住していた区で毎月納付が開始されたのは62年からであることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年7月から55年3月まで

私の母は、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。結婚式が近づいた頃、母からそれまでの私の保険料を納付していたことを聞いた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立人が婚姻した後の昭和55年9月に払い出されており、当該払出時点では申立期間の一部の保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人は自身で国民年金の手続をした時点では保険料を遡って納付していないと説明している。

さらに、申立人は母親から結婚後も保険料を継続して納付するようにと強く勧められたことを具体的に記憶していることから、当委員会において、申立人が20歳になった昭和49年*月から婚姻した54年11月までの期間について、当時居住していた区の国民年金手帳記号番号払出簿の目視確認調査を日本年金機構に依頼した結果、申立人の旧姓の氏名は記載されていなかった。

加えて、申立人は母親から年金手帳を受け取った記憶が曖昧であり、当時同居していた二人の妹は婚姻前に手帳記号番号が払い出された記録が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 56 年 3 月まで

私は、20 歳になった時に国民年金保険料の納付書が送られてきたので、保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 56 年 6 月に払い出されており、この払出時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったものの、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと説明している。

また、申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続をした記憶が無いと説明しており、その当時に年金手帳を受け取った記憶も曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から14年3月まで

私は、申立期間当時は国民年金保険料を納付していなかったが、平成14年3月頃に区役所で保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、平成14年3月頃に区役所で未納だった申立期間の保険料をまとめて納付したと説明しているが、申立期間のうち12年4月から13年3月までの保険料は過年度保険料となり、区役所では過年度保険料は納付することができないこと、申立人は申立期間の保険料額は憶^{おぼ}えていないこと、11年11月から12年3月までの保険料を同年3月にまとめて納付していることを伝えられた後は、まとめて納付したのは同年3月頃かもしれないと納付時期に関する説明を変更していることなど、保険料の納付場所、納付金額及び納付時期に関する記憶が曖昧である。

また、平成15年7月10日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、この作成時点では申立期間の過半は時効により保険料を納付することができないほか、申立人はこの頃に保険料を納付したことはないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から平成 3 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から平成 3 年 8 月まで
私は、来日して帰化が認められ、その届出をした時に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成 3 年 7 月頃に帰化の届出をした時に国民年金の加入手続を行い、保険料をまとめて納付したと説明しているが、外国人登録原票では申立人は 5 年 6 月 29 日に帰化したことが記載されており、国民年金の加入手続の時期に関する記憶が曖昧であり、保険料の納付時期及びまとめて納付したとする保険料額に関する記憶も定かでない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 5 年 9 月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができず、同年 10 月 4 日に過年度納付書が作成されたことがオンライン記録で確認でき、この作成時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年5月までの期間、47年11月、同年12月、49年3月、同年10月から52年3月までの期間、52年10月から57年9月までの期間及び59年2月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から47年5月まで
② 昭和47年11月及び同年12月
③ 昭和49年3月
④ 昭和49年10月から52年3月まで
⑤ 昭和52年10月から57年9月まで
⑥ 昭和59年2月から同年12月まで

私は、昭和45年4月に厚生年金保険適用事業所を退職した後、国民年金の加入手続を行い、加入当初の約1年間は叔父が私の国民年金保険料を納付してくれ、その後は自身で納付していた。また、申立期間⑤当時には、区役所の職員から未納保険料を遡って納付できることを教えられ、一度に納付できない金額であったため、分割納付したことも憶^{おぼ}えている。保険料は全て納付しており、申立期間の保険料が未納、未加入及び免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④については、申立人は国民年金保険料の納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧であり、申立期間①のうち加入当初の1年間は、申立人は保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料を納付したとする申立人の叔父から、当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であること、昭和45年の国民年金加入当初の1年間は叔父が保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は2回払い出されており、最初の手帳の記号番号は49年4月に払い出されていること、申立期間①のうち47年1月から同年5月までの期間及び申立期間②は、申立人の所持する年金手帳の資格記録及びオンライン記録では未加入

期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であること、申立人の手帳記号番号の払出簿の備考欄には、「不在 50」の記載が確認でき、申立期間④の一部の期間について不在扱いされていたことが確認できることなど、申立人の叔父及び申立人が申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑤について、申立人は当該期間当時、区役所職員から未納保険料を遡って納付できることを教えられ、月額8,000円から9,000円くらいの金額で全ての未納保険料を分割で納付し、当時の現年度保険料も同様の金額で納付したと説明しているが、当該期間当時の保険料月額は、2,200円から5,220円までであるほか、当該期間当時に実施されていた第3回特例納付の保険料月額4,000円とも相違するなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたこと、及び当該期間以前の各申立期間の保険料を遡って納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑥について、昭和49年4月に払い出された1回目の手帳記号番号のオンライン記録では、57年10月に資格喪失をした以降の記録は無く、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができないこと、2回目の手帳記号番号が払い出された62年2月の時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。なお、49年4月に払い出された手帳記号番号は、平成2年6月に2回目に払い出された手帳記号番号に統合されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 11 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月から 55 年 3 月まで
私の母は、私が20歳の時に私の国民年金の加入手続を行い、昭和55年4月に就職するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和59年9月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外に別の年金手帳を母親から渡されたことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年11月から51年9月まで

私の実母は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続をしてくれ、私が養子になるまで国民年金保険料を納付してくれていた。養子になってから私が婚姻するまでは養母が保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の実母及び養母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする実母及び養母に当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年10月頃の時点では、49年6月以前の保険料は、時効により納付することができないこと、申立人は養母から渡されたとする1冊の年金手帳を所持しているが、それ以外の年金手帳を持っていた記憶もなくした記憶も無いとしており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は養母から遡って保険料を納付したとは聞いていないと説明していることなど、申立人の実母及び養母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの期間、52年2月から同年10月までの期間及び56年9月から平成2年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から49年3月まで
② 昭和52年2月から同年10月まで
③ 昭和56年9月から平成2年5月まで

私の母は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。また、働き始めてからは、婚姻前後を通して私自身が保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、申立期間②及び③については、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続の時期、保険料の納付場所、納付頻度及び納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成4年9月に払い出されており、申立期間は、いずれも当該払出時に被保険者資格の得喪記録が追加されたことにより未納期間に整備されたことがオンライン記録で確認でき、当該記録整備以前は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から平成 2 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から平成 2 年 2 月まで
私の父は、私が 20 歳になった時に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親は、加入手続の時期、保険料の納付場所、納付頻度、納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 7 年 9 月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は父親から厚生年金保険への切替時に手帳を渡された記憶があるとしているものの、申立人の父親は申立期間当時に所持していたとする申立人の年金手帳に関する記憶が定かでないこと、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から61年3月まで

私は、父から学生時代の国民年金保険料は納付するが、就職したら自分で納付するようにと何度も言われた記憶があり、母は、私が20歳の時に私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする母親が納付したとする金額は、当時の保険料額と大きく相違する上、納付頻度も当時居住していた市の収納単位と相違している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成4年8月31日に払い出されており、当該払出時点で、申立期間の保険料は時効により納付することはできないこと、申立人及びその母親は年金手帳の受取に関する記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から同年9月までの期間及び58年4月から60年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年6月から同年9月まで
② 昭和58年4月から60年10月まで

私の父は、私が会社を退職した後、私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする父親は、加入時期、加入時の年金手帳の受領に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和61年10月頃に払い出されており、申立人が所持する年金手帳にも、初めて被保険者となった日が61年4月1日と記載されており、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、当該年金手帳記号番号が記載された年金手帳以外に別の手帳を所持した覚えはないと説明しており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から52年6月まで

私は、昭和50年12月に会社を退職し、結婚した。しばらく当該会社でアルバイトをしていたが、51年4月か5月頃、区役所で国民年金の加入手続を行い、郵便局で国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は会社を退職した後、昭和51年4月か5月頃に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間直後の52年7月5日に国民年金任意加入被保険者として資格を取得したことが記載されており、申立期間は国民年金に任意加入する前の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。また、申立人は上記国民年金手帳と厚生年金保険の記号番号のみが記載されている年金手帳の2冊の年金手帳を所持しており、ほかに年金手帳を所持していたことはないと説明しており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12153 (事案 7506 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から54年1月まで

私は、会社を辞めた昭和48年2月頃に、自分で国民年金への加入手続を行い、その後は国民年金保険料を全て納付した。会社を辞めたときの再加入手続、結婚や夫の転勤による転居の際の氏名変更や住所変更手続を自分でを行い、申立期間の保険料を納付してきたとして申立てをしたが、年金記録の訂正は必要でないとする通知があった。今回、新たな事実及び資料は無いが、新たに思い出したことがあるので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回の申立てにおいて、i) 申立人は、会社退職後の国民年金への再加入手続、結婚した際の氏名変更手続及び申立期間当時に4回の転勤の際の他市区への住所変更手続を全て行ったと説明しているが、昭和44年6月に最初に払い出された国民年金手帳の記号番号に係る払出簿には、他市区に転出した旨の記載はない、ii) 申立人に対しては、54年2月に当時居住していた市において別の手帳記号番号が払い出されており、申立人は当該手帳記号番号の手帳が発行される際に、以前所持していた手帳は回収されて新しい手帳記号番号の手帳が交付されたと説明しているが、当該市では、旧手帳記号番号が判明している場合に新しい手帳記号番号を払い出すことはないとしており、申立期間について旧手帳記号番号により保険料を継続して納付していたとすれば、新しい手帳記号番号が払い出されることは考え難い、iii) 申立人は、申立期間当時の納付方法、納付金額などの記憶は曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年5月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知を行っているところである。

今回、申立人は、前回の通知に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人

から新たな事実及び資料の提出等はない上、新たに思い出したとする記憶も当委員会の当初の決定を変更するものではなく、このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12154 (事案 3534 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 9 月から 43 年 3 月までの期間、44 年 3 月から同年 7 月までの期間及び 47 年 2 月から 58 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 44 年 3 月から同年 7 月まで
③ 昭和 47 年 2 月から 56 年 9 月まで
④ 昭和 56 年 10 月から 58 年 9 月まで

私は、独身の時、多分第 2 回特例納付の実施期間中である昭和 50 年 9 月頃、何かの用事で A 区の出張所に出向いた際、窓口の男性職員に「国民年金に加入していないなら、20 歳まで遡って納められる特例納付というのがあり、今ならぎりぎり間に合う。」と勧められたため、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。その後も、欠かさず保険料を納付してきた。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされ、申立期間④が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③に係る申立てについては、前回の申立てにおいて、i) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、特例納付をしたとする時期、場所、納付金額等の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない、ii) 申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 58 年 11 月時点は、特例納付の実施期間外である上、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知を行っているところである。

2 今回、申立人は、前回の通知に納得できないとして、i) 第2回特例納付の実施期間中である昭和50年9月頃に申立期間①、②及び③に係る保険料を納付した、ii) 申立人は、現在所持する年金手帳には、当該期間において国民年金の被保険者であることが記載されており、当該期間の保険料を納付したことを示しているとして再申立てを行っている。

しかしながら、前回の通知のとおり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和58年11月の時点は、特例納付の実施期間外である。また、申立人は、現在、当該手帳記号番号が記載されている年金手帳のみを所持しており、このほかに年金手帳を所持していた記憶が曖昧であることなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、年金手帳などに記載されている「被保険者となった日」や「被保険者期間」などの被保険者期間に係る記載は、国民年金の加入手続の時期にかかわらず、20歳到達日、過去の厚生年金保険等の加入期間、学生であった期間の申出等に基づき、国民年金の被保険者となるべき期間が記載されるものであり、実際に保険料を納付した期間を示すものではない。

3 申立人は、今回新たに申立期間④を追加し、当該期間が国民年金に未加入で保険料が未納であることに納得できないとして申立てを行っている。

しかしながら、申立人は、戸籍謄本によると、昭和56年10月に婚姻しており、申立人の夫は、オンライン記録によると、婚姻以前から59年8月までの期間において厚生年金保険の加入者であることが確認できることから、申立期間④を含む56年10月から59年8月までの期間は、国民年金への加入が任意適用とされる期間である。また、申立人が所持する年金手帳によると、申立期間④直前の56年10月27日に国民年金の被保険者資格を喪失し、当該期間直後の58年10月20日に同資格を取得し申立人は国民年金に任意加入していることが確認できる上、オンライン記録においても同様の記録となっていることが確認できる。これらのことを踏まえると、申立期間④は、申立人が国民年金に任意加入する前の加入していない期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間④の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、当該期間において国民年金の任意加入の手続をした記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間④の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

4 申立期間①、②及び③については、今回、申立人から新たな資料の提出等はなく、このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな周辺事情等は見当たらないことから、申立人の当該期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

申立期間④については、これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から平成 2 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月から平成 2 年 6 月まで
私は、国民年金の加入手続を行った記憶が無いが、納付書が送られてきたので、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立期間より後の平成 8 年 2 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人の国民年金の加入手続の記憶は曖昧であることなどから、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。さらに、申立期間に係る国民年金の被保険者資格の記録は、オンライン記録によると、申立期間直後の 8 年 2 月 13 日に追加され保険料の未納期間として整備されたものであることが確認できる。これらのことから、申立期間は、当該記録の追加の時点より前においては、国民年金に加入していない期間であったものと推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。その上、当該期間は、前述の手帳記号番号の払出しの時点及び当該記録が追加された時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から4年2月まで

私は、平成3年6月に会社が解散し退職することになったので、市役所に行き、国民年金と国民健康保険の加入手続を一緒に行った。申立期間当時は、同僚の勧めでアルバイトをしていたが、実家で暮らしていたので、アルバイトの収入から申立期間の国民年金保険料を市役所の出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成3年6月に会社が解散し退職することになったので、市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳の記号番号は、7年3月頃に払い出されていることが推認できる。

また、申立期間に係る国民年金の被保険者資格の記録は、オンライン記録によると、平成7年3月13日に申立期間の記録が追加され国民年金保険料の未納期間として整備されたものであることが確認できる。なお、前述の申立人が所持している年金手帳は、国民年金の資格取得日欄に「3年6月23日」が、同資格喪失日欄に「4年3月1日」が、付加保険料の申出年月日として「付申出7年3月8日」が全て7年3月にまとめて記載されたことがA市の記載やゴム印の押印の仕方などからうかがえる。これらのことから、申立期間は、当該記録が追加された時点より前においては、国民年金に加入していなかった期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が所持している国民年金の年金手帳には、当該手帳記号番号が記載されており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から5年3月まで
私は、時期は定かではないが、年金手帳をもらった時に、社会保険事務所（当時）で、私の申立期間に係る国民年金保険料を私の夫の保険料と一緒にまとめて納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、平成5年5月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、現在、年金手帳を2冊所持しているが、いずれの年金手帳においても、前述の記号番号が記載されており、当該年金手帳以外に年金手帳を所持していた記憶が無いとしていることなどから、前述の手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間のうち、2年3月から3年3月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によると、5年4月から現在に至るまでの保険料は、毎月納期限内に納付されているが、7年2月に過年度分の保険料の納付書が作成されていることが確認できることから、当該納付書の作成時点において、申立期間のうち、同納付書により納付可能である5年1月から納付済期間直前の同年3月までの保険料が未納とされていたことがうかがえる。

さらに、申立人の手帳記号番号と連番で払い出され、申立人が自身の保険料と一緒に保険料を納付したとする申立人の夫は、オンライン記録によると、申立人と同様に、申立期間の保険料が未納とされていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、まとめて納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧

である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年12月までの期間及び55年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から53年12月まで
② 昭和55年1月

私の母は、私が大学を卒業したのを契機に昭和52年4月頃に私の国民年金の加入手続をしてくれて、私の申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、昭和52年4月頃に私の国民年金の加入手続をしてくれた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区に係る国民年金手帳記号番号払出簿によれば、57年10月22日に払い出されていることが確認できる。また、申立人は、「現在所持する年金手帳以外に国民年金の手帳は所持していない。」と述べていることなどから、申立期間①及び②当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間①及び②は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によると、申立期間①を含む昭和52年4月から54年12月までの期間の保険料が未納と記録されていたが、このうち、申立期間①と②の間の期間である同年1月から同年12月までの期間は、申立人が厚生年金保険に加入していた期間であることから、平成22年4月30日に当該記録が申立人の記録に統合され、当該期間は厚生年金保険の加入期間として整備されていることが確認できる。その上、当該厚生年金保険の加入期間において国民年金保険料に係る還付記録が確認できないことを考慮すると、当該厚生年金保険の加入期間に係る国民年金保険料を納付していなかったものと考えられる。これらのことを踏まえると、申立人の母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していなかったものとするのが自然である。

さらに、申立人は、「申立期間①及び②当時、自身では国民年金の加入手続や保険料の納付を行ったことはない。」と述べており、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてきていたとする母親から当時の事情を聴取することが困難であるため、申立期間の保険料の納付状況等を確認することができない。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年3月まで

私の母は、昭和62年4月頃に私の国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。年金手帳にも保険料を支払ったことを示す記載がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、昭和62年4月頃に私の国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料も納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和63年7月頃に払い出されていることが推認でき、また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、保険料を現年度納付することはできない期間である。なお、オンライン記録によると、申立期間直後であり、前述の手帳記号番号の払出しのあった年度である63年度当初の63年4月及び同年5月の保険料は同年11月に納付され、その後順次納付されていることが確認できる。

また、申立期間の保険料は、前述の手帳記号番号の払出し時点においては、保険料を過年度納付することが可能であるものの、申立期間当時、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は、「1年分をまとめて遡って納付したかどうかは、はっきりと憶^{おぼ}えていない。」と述べている。その上、申立人と同様に申立人の母親が保険料を納付していたとする申立人の姉の保険料は、オンライン記録によると、手帳記号番号の払出しのあった年度である58年度当初から納付されており、遡って過年度納付をしたことを示す記録を確認することができない。これらのことから、申立期間に係る保険料が過年度納付されたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していたA県B町の申立人に係る国民年金被保

険者名簿によると、申立期間は、保険料の未納期間であることを示す「ミ」という文字が記録されていることが確認できる。

なお、申立人は、「年金手帳に昭和 62 年 4 月 1 日から平成 3 年 4 月 1 日までの期間の保険料を支払ったことを示す記載がある。」と述べているが、この年金手帳における当該被保険者期間の記載は、加入手続の時期にかかわらず、20 歳到達日、学生であった期間、厚生年金保険の加入期間の申出等に基づき国民年金の被保険者となるべき期間が記載されるものであり、実際に国民年金の加入手続をした日や保険料を納付した期間を示すものではない。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月

私は、平成9年3月に会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を母に頼み、私の母は後日送られてきた納付書により郵便局で私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が平成9年3月に会社を退職後、私の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、後日送られてきた納付書により、私の申立期間の国民年金保険料を全て納付してくれた。」と述べており、オンライン記録によれば、申立期間直後の期間である9年4月から10年1月までの期間に係る保険料が、同年1月22日に納付されていることが確認でき、この納付時点においては、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である。

しかしながら、申立人に代わり申立人の国民年金への切替手続を行い保険料を納付したとする申立人の母親は、「家計簿には、平成9年11月に国民年金への切替手続を行い、翌年1月に9年4月から同年12月までの期間の保険料11万5,200円と10年1月の保険料1万2,800円を納付したとの記載がある。」と述べており、当該家計簿の記載は、オンライン記録と一致していることが確認できる。また、申立人の母親は、「前述の納付していた保険料に関する納付書以外に、申立期間に係る納付書が届いた記憶や、その納付書を用いて申立期間の保険料を納付した記憶は無い。」と説明している。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から44年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から44年5月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続の場所、保険料の納付方法、納付場所、納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和43年3月頃に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の51年7月頃に払い出されており、申立人の所持する年金手帳にも初めて被保険者となった日は49年6月1日と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶は無く、最初に年金手帳を受け取ったのは申立期間後であると説明しており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から同年12月まで
私の母は、私が昭和47年6月に会社を退職した後、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和49年9月頃に申立人の兄と連番で払い出され、当時第2回特例納付が実施されており、当該払出時点で特例納付及び過年度納付により申立期間の保険料を納付することは可能であったものの、母親は保険料を遡って納付した記憶及び特例納付に関する記憶が曖昧であること、申立人と同様に母親が保険料を納付していたとする兄は、申立期間の保険料が未納となっていることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人は現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が無いと説明しており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年6月までの期間及び15年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月から14年6月まで
② 平成15年3月

私は、申立期間①の国民年金保険料を一時滞納し、平成14年3月から同年6月までの間に市役所内の金融機関で保険料の滞納分として約30万円を一括納付した。その後の保険料は、私又は妻が夫婦二人分を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人が納付したとする市役所内の金融機関は、当時市役所内に開設されていた金融機関と相違すること、申立人が納付したとする保険料の金額は、当該期間の保険料を一括で納付した場合の金額と大きく相違すること、平成14年4月からは保険料収納事務が国に一元化されたことから、当該期間のうち平成14年4月から同年6月までの期間の保険料は国庫金となること、上記市役所では市庁舎内の金融機関は市の公金の収納取扱いのみを行っており、国庫金の収納取扱いを行っていないと説明していることなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は一括納付した後は、申立人又は妻が夫婦二人分の保険料を納付したと説明しているが、当該期間及びその前後の期間の夫婦の保険料納付状況をみると、平成15年4月及び同年5月分の保険料については、同年7月8日に夫婦一緒に納付されているが、申立人の14年7月から16年3月までの期間の保険料は上記の2か月分及び当該期間1か月を除き全て過年度納付されているのに対し、妻のこの期間の保険料は全て現年度納付されていることがオンライン記録の収納年月日から確認できること、14年4月からは保険料収納事務が国に一元化され、事務処理の機械化が一

層進んでいることから、記録漏れや記録誤り等を生じる可能性は極めて低くなっていることなど、申立人及びその妻が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月

私は、平成10年に元夫の被扶養者でなくなった際に、申立期間の国民年金保険料を請求され、遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付方法及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の基礎年金番号は平成9年1月に付番されており、当該付番前に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録は無く、申立人は10年9月か10月頃に申立期間の保険料を納付するよう請求を受け、遡って納付したと説明しているが、当該請求時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったほか、申立人は現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12168 (事案 7235 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年12月までの期間及び50年1月から53年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年12月まで
② 昭和50年1月から53年7月まで

私の父は、私が海外に長期滞在中の期間の私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てのうち、申立期間②については、申立人の父親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親は、申立期間当時の申立人の保険料は納付していなかったと思うと証言しているなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年4月14日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、再申立てを行ったものの、申立人から新たな資料の提出や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

また、申立人は今回、海外に滞在中の期間の保険料は父親が納付していたことを帰国後に聞いたとして、新たに申立期間①を追加申立てしているが、申立人は昭和46年4月に国民年金被保険者資格を喪失し、50年1月に資格を取得していることが申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録で確認でき、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの期間、同年7月から38年3月までの期間、40年1月から43年3月までの期間及び54年7月から55年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年3月まで
② 昭和37年7月から38年3月まで
③ 昭和40年1月から43年3月まで
④ 昭和54年7月から55年2月まで

私の元妻は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付してくれていた。離婚後は、明確な記憶は無いが、申立期間④の保険料は私が自身で納付したかもしれない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人が当該期間の申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の元妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、元妻から保険料の納付状況等について聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立期間①及び②は、当該期間の保険料を一緒に納付していたと申立人が説明する元妻は、自身の昭和37年1月から38年3月までの保険料が未納となっており、申立期間③は、申立人は当該期間中に居住していた住所を3回変更したと説明しているが、申立人の国民年金被保険者台帳の住所変更欄には申立人が転居した記載が無く、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳には、申立人が不在被保険者であったことを示すスタンプが押されていることが確認できるほか、申立人の保険料を納付していたとする元妻も当該期間の自身の大部分の保険料が未納となっているなど、申立人の元妻が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

さらに、申立期間④は、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間直前の昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの保険料は同年 7 月に現年度納付されていることが申立人の被保険者台帳で確認できるものの、申立人は当該期間の保険料については納付した記憶が無いと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から14年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月から14年1月まで
私の母は、私の申立期間の国民年金保険料の免除申請をしてくれたはずである。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は申立期間の保険料の免除申請に関与しておらず、申立人の保険料の免除申請を行ってくれたとする申立人の母親は、申立人の保険料の免除について、申立期間当時に自身が居住する役所に電話で依頼したことはあるが、免除申請書を提出したことは一度も無いと説明しているほか、申立人は申立期間当時に母親の居住地ではなく県外に居住していたことが戸籍の附票で確認できることから母親の居住地では申立人の免除申請を行うことはできない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成12年9月11日に付番されており、当該付番時点では申立期間の大部分は保険料の免除申請を行うことができない期間であるほか、申立人は同年9月か10月頃に当時の居住地の区役所で国民年金の加入手続きを行ったが、保険料については母親が免除申請を行ってくれていたと思い、自身は保険料の納付及び免除申請を行っていないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 11 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月から 56 年 3 月まで
私は、少ない給与の中から申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳によれば、同手帳の「国民年金の記録(1)」欄に、申立人が昭和 54 年 11 月 7 日に国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失し、56 年 4 月 1 日に国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることが確認できる。また、オンライン記録においても、当該年金手帳と同様の被保険者資格の得喪記録が確認できる。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から9年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から9年6月まで
私は、平成10年8月頃に、A市役所の窓口において、留学などにより未納となっていた申立期間を含む2年分の国民年金保険料約30万円を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成10年8月頃に、A市役所の窓口において、留学などにより未納となっていた申立期間を含む2年分の国民年金保険料約30万円を一括で納付した。」と述べている。

しかしながら、申立期間のうち平成8年6月は、申立人が保険料を納付したとする10年8月頃の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。また、申立期間のうち、8年7月から9年6月までの期間の保険料は、申立人が主張する10年8月頃の時点において過年度納付することは可能であるものの、申立人が主張するA市役所の窓口においては納付することができない。

また、オンライン記録によれば、申立期間直後の平成9年7月から11年3月までの期間の保険料は、11年8月に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間は、当該過年度納付の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から58年9月まで

私の妻は、婚姻した昭和60年1月頃に、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、後日届いた納付書により、未納となっていた夫婦二人分の国民年金保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の妻は、婚姻した昭和60年1月頃に、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、申立人が婚姻する前の58年1月頃に払い出されていることが推認でき、国民年金への加入時期に係る申立人の主張と相違する。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、「婚姻後、後日届いた納付書により未納となっていた夫婦二人分の保険料を遡って納付した。」と述べているものの、オンライン記録によれば、妻の手帳記号番号は、昭和60年12月頃に払い出されていることが推認できることから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。なお、申立人は、「自身で国民年金の加入手続を行ったことはなく、保険料を納付したことは一度もない。」と述べている。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間直後の昭和58年10月の保険料は、前述の申立人の妻の手帳記号番号の払出しの時点である60年12月から時効期限直前の61年1月までの2か月間において、過年度納付されたものと推認できる。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の妻は、申立期間の保険料の納付期間及び納付時期の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事

情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から39年3月までの期間及び41年3月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から39年3月まで
② 昭和41年3月から48年3月まで

私は、昭和53年の秋に、自宅に届いた「国民年金保険料特例納付のおすすめ」という書類を持って、区出張所で申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和53年の秋に、区出張所で申立期間の国民年金保険料を納付した。」と主張しており、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す資料として、「国民年金保険料特例納付のおすすめ」と記載された第3回特例納付の勸奨状を提出している。なお、当該勸奨状には、第3回特例納付の実施期間、当該勸奨状の発行時における保険料の納付済期間の記録、申立人の氏名及び当時の住所等が記載されていることから、同勸奨状は、53年頃に、申立人に送付されたものと推認される。

しかしながら、申立期間①については、申立人は、「私は、当該期間は大学生だった。」と述べていることから、当該期間は、本来、国民年金に任意加入することにより加入が認められる期間であり、特例納付により保険料を遡って納付することができない期間であったものと考えられる。これらのことを踏まえると、特例納付時において、行政側が学生時代等における国民年金の未加入期間を除いた期間を再確認した上で保険料の納付書を発行するものと考えられることから、当該期間に係る保険料が特例納付の対象とされたとは考え難い。

また、申立期間①及び②については、申立人は、「申立期間に係る保険料の納付金額は、約54万円であり、当該納付金額は『国民年金保険料特例納付のおすすめ』にも記載されている。」と述べており、当該特例納付の勸奨状にも、特例納付の期間に係る保険料として54万円の記載が確認できる。しかし、当該金額は、申立人が20歳到達月で

ある昭和37年*月から申立期間②の終期である48年3月までの期間に係る保険料を特例納付した場合の試算額を記載したものである。その上、実際に当該期間に係る保険料を特例納付する場合、前述の申立期間①の大学生であったとする期間並びに申立期間①及び②の間の厚生年金保険の加入期間の両方の期間を除いた申立期間②の保険料のみを納付することとなり、その保険料額は申立人が納付したとする54万円と大きく相違する。

さらに、申立人は、「申立期間の保険料を、区出張所で納付した。」と述べているものの、特例納付に係る保険料を区出張所において納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から60年9月まで

私は、結婚した昭和62年4月頃に、区の出張所において同出張所の職員に勧められて、申立期間を含む56年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料約80万円を遡って納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、昭和62年12月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。なお、申立期間直後の60年10月から62年3月までの期間の保険料は、オンライン記録によれば、62年12月にまとめて収納されていることが確認できる。

また、申立人は、「遡って納付した昭和56年4月から62年3月までの保険料は、約80万円だった。」と主張しているが、当該期間の保険料額とは大きく相違する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月から同年9月まで
私の母は、私が留学していた申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。私は、申立期間のうち平成9年7月及び同年8月の保険料の領収証書を所持している。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の戸籍の附票によれば、申立人は、申立期間を含む平成9年6月から10年7月までの間、A国に居住していることが確認できる。その上、申立人の母は、「娘がA国に留学した後、すぐにB区役所に行き、娘が海外に留学したことを伝え、書類を書いた記憶がある。」と述べており、オンライン記録及び申立人の所持する年金手帳によれば、申立人は9年6月21日に国民年金の被保険者資格を喪失し、また、同年10月28日に任意加入により同資格を取得していることが確認できる。これらのことを踏まえると、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成9年7月及び同年8月の保険料の領収証書を提出しているが、オンライン記録によれば、申立期間のうち、同年6月から同年8月までの期間の保険料は、国民年金の無資格期間納付であったことを過誤納理由として、同年6月の保険料が同年10月に、同年7月及び同年8月の保険料が同年11月にそれぞれ還付されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）は無く、このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 62 年 3 月までの期間、62 年 12 月、平成 3 年 3 月、4 年 3 月、5 年 3 月及び 6 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 12 月
③ 平成 3 年 3 月
④ 平成 4 年 3 月
⑤ 平成 5 年 3 月
⑥ 平成 6 年 3 月

私は、時期は定かではないが、婚姻前の平成元年から 4 年頃までの間に国民年金の加入手続を行い、大学卒業後の昭和 58 年 4 月まで遡って国民年金保険料をまとめて納付した。その後は、定期的に保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成元年から 4 年頃までの間に国民年金の加入手続を行った。」と主張している。しかし、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、8 年 6 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、現在当該手帳記号番号が記載された年金手帳を所持しており、「別の手帳記号番号が記載された年金手帳を所持した記憶は無い。」と述べていることから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間②、③、④、⑤及び⑥に係る国民年金の被保険者資格の得喪記録は、平成 8 年 6 月 24 日に追加され未納期間として整備されていることが確認できる。このことから、当該期間は、当該記録が追加された時点より前

においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年11月までの期間及び6年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から3年11月まで
② 平成6年8月

私は、国民年金保険料を全て納付している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から申立期間当時における保険料の納付状況等について、電話及び文書による照会に対する協力が得られないことから、保険料の納付時期、納付場所及び納付額等に関する具体的な状況を確認することができなかつた。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成4年1月頃に払い出され、当該期間直後の3年12月から4年3月までの期間の保険料は同年1月に免除申請されており、申立人は国民年金の加入手続時点で申請免除することが可能な期間の免除申請を行っていることがオンライン記録で確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、平成4年1月頃に払い出された手帳記号番号では、5年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失した以降に被保険者資格の得喪記録が無く、当該期間は9年1月1日の基礎年金番号付番以降に記録追加された期間と考えられ、この付番時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から同年11月までの期間及び10年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月から同年11月まで
② 平成10年3月

私は、国民年金保険料を全て納付している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から申立期間当時における保険料の納付状況等について、事情を聴取することが困難であるため、申立期間における厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付状況に関する具体的な状況を確認することができなかった。

また、申立期間①については、基礎年金番号が付番された平成9年1月1日以降の13年9月13日に、4年9月1日及び同年12月16日の被保険者資格の得喪記録が追加され、申立期間②についても13年9月13日に、10年3月7日及び同年4月1日の被保険者資格の得喪記録がそれぞれ追加されていることが、オンライン記録で確認でき、これらの記録追加が行われるまで申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であり、当該記録追加時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年11月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月から10年3月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職後に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、再就職するまでの5か月間の国民年金保険料を毎月区役所で納付していた。当時は収入が無いのに1万2、3千円もの保険料を納付しなくてはならないことを理不尽なことだと思い、母に不平を言ったことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付方法に関する記憶が曖昧であり、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄には、申立期間の国民年金の被保険者資格の取得日である平成9年11月11日の記載は13年4月25日の同資格取得記録より下段に記載されているほか、申立期間の同資格の得喪記録が同年9月3日に追加されていることがオンライン記録で確認でき、この記録追加までは申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であり、当該記録追加時点では申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は現在所持する手帳以外に別の手帳を所持したか記憶が無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から4年3月まで
私の母は、私が20歳になった昭和63年*月頃に市役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人は、年金手帳を見たこと、申立期間の直前に転居した市で国民年金の住所変更手続を行ったこと、納付書を受け取り母親に保険料の納付を依頼したことに関する記憶が無いと説明しており、加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の母親は申立人の大学在学中の保険料を納付記録のある期間も含めた全ての期間を納付したとの記憶は無く、未納期間があることは承知していたが、その期間等に関する記憶が曖昧であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 及び 同年 5 月

私は、昭和 54 年 4 月に開所した施設に同時期に就職したが、同施設では厚生年金保険の加入手続が遅れ同年 6 月から厚生年金保険適用事業所となったため、所長の指示で申立期間の国民年金保険料を同僚全員とそろって同年 5 月か 6 月頃に支払に行った。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料を 1 回で納付したと説明しているが、保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には「昭和 55 年 9 月 13 日」と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人が申立期間の保険料を一緒に納付していたと説明する同僚 6 名は、申立期間は全員が国民年金に未加入又は保険料が未納であることがオンライン記録で確認できる。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外に別の手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から5年3月まで
私の母は、私が20歳になった頃、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、20歳の頃に母親が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成5年3月頃に払い出され、6年12月に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、その作成時点からみて、当該納付書は申立期間のうち4年11月以降の保険料に係るものであったと考えられること、母親は、保険料の納付場所、納付時期及び納付金額等の保険料の納付に関する具体的な記憶が無いと説明していることなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から10年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から10年4月まで
私は、平成6年6月に仕事を始め、前夫の被扶養者でなくなったので、国民健康保険料と国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続の場所、加入手続の状況、年金手帳の受領及び保険料の納付場所等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の基礎年金番号は平成12年5月に付番されており、申立期間は当該付番時に資格得喪の記録が追加されたことにより未納期間に整備されたことがオンライン記録で確認でき、当該整備時点以前は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、当該整備時点では申立期間の大半である10年3月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録は無く、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から平成元年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から平成元年10月まで
私は、大学を卒業後、区役所で国民年金の加入手続を行い、20歳から未納となっていた国民年金保険料数十万円を母親に用立ててもらい、一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の場所、納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成3年12月頃に払い出されており、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄の第1段目には、被保険者となった日として「昭和63年4月1日」と記載されており、申立期間のうち60年7月から63年3月までの期間は学生時の任意加入適用期間の未加入期間であるため、遡って保険料を納付することができない。

さらに、上記の手帳記号番号払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する手帳以外に手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から6年3月まで
私の母は、私が20歳になった時に、私の国民年金の加入手続を行い、就職するまで、国民年金保険料を納付してくれていた。兄の保険料も20歳から納付されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成8年5月頃に払い出されており、申立人は、当該払出時点で過年度納付することが可能な6年4月まで遡って保険料を納付していることが確認できるものの、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人及びその母親は、現在所持する年金手帳以外に別の年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から7年3月まで
私は、平成9年3月に結婚し、当時居住していた市役所の担当者から未納になっている国民年金保険料を2年遡って納付できると言われたので、1、2か月分ずつに分けて金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、オンライン記録では、申立期間直後の平成7年4月から9年2月まで期間の保険料は、7年5月分を除き、婚姻（9年3月）後の9年5月から11年1月までにかけて1、2か月分ずつ過年度納付されていることが確認でき、申立内容とほぼ一致していること、当該過年度納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成元年 3 月まで
私の母は、私が会社を退職した後の平成元年 1 月頃に国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 3 年 4 月以降に申立人の弟と連番で払い出されており、当該払出時点で申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、オンライン記録では 6 年 10 月 17 日に、元年 1 月 1 日の資格取得記録が 63 年 12 月 26 日に訂正されており、当該訂正時点までは、同年 12 月は未加入期間であったと考えられること、申立人は、国民年金手帳の記号番号及び厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳を 1 冊所持しているが、ほかに手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から8年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が留学している間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続きの時期及び保険料の納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成8年6月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人の母親は申立人の保険料を遡って納付した記憶は無いと説明していること、母親は申立期間の保険料の納付を示すものとして、6年7月から3人分の保険料が引き落とされていることが確認できる申立人の父親名義の預金通帳を所持しているが、当該預金口座の国民年金収納金口座振替依頼書から、申立人の姉の保険料の口座振替は6年5月に申請され、申立人の保険料の口座振替は申立期間後の8年6月に申請されていることが確認できること、母親は、申立人の保険料を口座振替にする前は郵便局で納付していたと説明しているが、郵便局で保険料を納付していた期間の記憶が曖昧であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は上記手帳記号番号が記載された年金手帳を1冊所持し、ほかの手帳は所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から8年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から8年4月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、私の妻が自身の保険料と一緒に納めてくれていたはずだ。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿等によると、申立人の妻と連番で昭和40年7月頃に払い出されていることが推認でき、また、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻と申立人の保険料の納付状況は、オンライン記録によると、58年12月以前の期間はおおむね一致しているが、申立期間を含む59年1月以降の期間は一致していないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の妻の申立期間に係る保険料は、納付済みとされていることが確認できる。しかし、申立人の妻は、前述の手帳記号番号が払い出され保険料の納付を開始した昭和40年4月の時点において、60歳に到達する前月までの保険料を納付すれば、受給資格期間を満たすはずであったが、その後、54年10月から58年9月までの48か月間の保険料が未納となったことから、60歳を過ぎた平成5年11月から国民年金の任意加入被保険者の資格を取得し、申立期間の保険料を現年度納付又は過年度納付することにより、受給資格期間を満たしたものと考えられる。一方で、申立人の場合、オンライン記録によると、保険料の納付済月数と免除月数の合計は203か月であり、仮に申立期間に係る37か月の保険料を納付していたとしても、受給資格期間を満たすことはできないことなどから、申立人とその妻に係る申立期間の保険料の納付に関する事情は、異なっていたものと考えられる。

さらに、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料の納付をしたとする妻から当時の事情を聴取することができないため、申立期間の保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年6月から同年8月まで
② 昭和51年9月から53年6月まで

私は、昭和55年1月に上京し、その後、金融機関の職員に勧められて国民年金の加入手続をした。その際、未納期間をなくすために20歳に遡って4年分の国民年金保険料約20万円を納付した。申立期間①が国民年金に未加入で申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納付できない。また、国民年金に加入した際の誕生日が、現在の戸籍の誕生日と違うため、申立期間①の保険料は、3か月分多く支払っているため、この保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間①及び②より後の昭和55年9月に払い出されていることが確認でき、また、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間①及び②は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①について、申立人の戸籍謄本によると、申立人は平成8年6月に戸籍訂正が行われたことに伴い、婚姻前のB（昭和31年*月*日生）の戸籍は削除され、申立人の氏名はC、出生年月日は昭和31年*月*日とそれぞれ訂正されていることが確認できる。その上、オンライン記録によれば、当該出生年月日の訂正に伴い、申立人の婚姻前の国民年金の資格取得日は、平成8年8月に昭和51年*月*日から同年*月*日に訂正されていることが確認できる。しかし、申立期間①は、前述のとおり手帳記号番号が払い出された時点において、時効により保険料を納付することができない期間であり、当該資格取得日の訂正に伴う還付金は生じ得ない。

なお、前述の手帳記号番号が払い出された時点において、遡って納付することが可能であった申立期間直後の昭和53年7月から55年6月までの期間の保険料は、オンライン記録によると、納付済みとされていることが確認できることから、申立人がまとめて納付したという記憶は当該保険料の納付であったとも考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 12 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月から 61 年 3 月まで
私は、勤務していた会社を昭和 60 年 12 月に退職した後、A 区役所で国民年金の加
入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納
とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、A 区の国民年金番号払出表によると、平成 3 年 3 月に払い出されていることが確認できる。また、申立人は、前述の記号番号が記載されている年金手帳のほかに、申立期間の直前まで加入していた厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳を所持しており当該年金手帳には国民年金の記号番号は併記されていないことが確認できる上、申立人は、「前述の 2 冊の年金手帳以外に年金手帳を所持していた記憶は無い。」と述べていることなどから、前述の手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の国民年金の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間は、前述の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点より前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。その上、申立期間は、前述の手帳記号番号の払出しの 3 年 3 月の時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額、納付場所等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から4年3月までの期間及び5年12月から6年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月から4年3月まで
② 平成5年12月から6年5月まで

私の母は、私が20歳になった平成元年*月に、市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納め始めた。その後、私は何回か転職したが、母は、その期間も必ず継続して保険料は納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が20歳になった平成元年*月に、市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納め始めた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成9年3月に厚生年金保険の記号番号を基に付番されており、当該基礎年金番号の付番の時点より前に申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できない。また、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間①及び②は、当該基礎年金番号の付番の時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、自身の国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続きを行い保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は、申立人に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付の記憶が曖昧である。

さらに、申立人は、「申立期間①当時は学生であった。」と述べており、平成3年3月以前は学生の国民年金の適用が任意とされていることから、申立期間①のうち、元年9月から3年3月までの期間は、オンライン記録によると、国民年金に加入していない期間として管理されており、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 6 月までの期間及び平成元年 3 月から 6 年 11 月までの期間については、当該期間において国民年金の第 3 号被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から 62 年 6 月まで
② 平成元年 3 月から 6 年 11 月まで

国民年金の第 3 号被保険者制度が始まった昭和 61 年 4 月当時、私の夫は会社に勤めており、会社から当該制度について聞いてきて、夫と一緒に A 区役所に行き第 3 号被保険者の手続をした。その際、今後は国民年金保険料を払わなくていいと言われたので、口座引き落としで保険料を納付するのをやめており、実際に 61 年 12 月から 62 年 6 月までの期間の保険料が未納となっている。

また、その後、夫が会社を退職し、保険料を払い始めたが、夫が別の会社に勤め始めたので、平成元年 3 月当時に昭和 61 年 4 月の時と同じように第 3 号被保険者の手続をしたはずである。夫は、納税者団体に所属したり、会社にも勤めたりしていたので、税金や年金についても詳しかった。平成 22 年 3 月に第 3 号被保険者の特例届をしたが、第 3 号被保険者のことについては、夫から聞いており、前述の手続をしていないはずがない。申立期間が当初から第 3 号被保険者の期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金の第 3 号被保険者制度が始まった昭和 61 年 4 月当時、届出をすれば、今後、国民年金保険料は納付しなくてよいということを聞いて第 3 号被保険者に係る届出書を A 区役所に提出した。」と述べている。しかし、オンライン記録によると、申立期間①及び②のうち、61 年 4 月から同年 11 月までの期間、平成元年 3 月及び同年 11 月から 6 年 11 月までの期間並びに申立期間①及び②以外の昭和 62 年 7 月から平成元年 2 月までの期間に係る保険料は、22 年 3 月 15 日に第 3 号被保険者資格の記録が追加・変更される前において、国民年金の第 1 号被保険者として納付済みと記録され

ていたことが確認できる。

また、申立人は、「保険料が納付されている期間については、よく制度を知らなかったので、口座から自動的に引き落とされていたかもしれない。」と述べているが、オンライン記録によると、昭和62年7月から63年3月までの期間並びに申立期間②の一部期間である平成元年11月及び同年12月は「A現自」と記録されていることから、当該期間は、過年度納付であったことが確認でき、当該過年度納付の保険料については、制度上、口座振替により納付することができない。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳によると、申立期間①及び②について、昭和61年4月1日に資格を取得し、平成6年12月1日に同資格を喪失した旨の記載があり、被保険者の種別は強制加入となっていることが確認できるが第3号被保険者についての記載は認められない。

加えて、申立人の夫が申立期間の当初から申立期間の国民年金の第3号被保険者に係る届出を行ったことを示す関連資料等が無く、当該手続をしたとする申立人の夫に当時の事情を聴取することができないため、当該手続の状況を確認することができない。

このほか、申立人の夫が申立期間の当初から申立期間の国民年金の第3号被保険者に係る届出を行ったことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間については、当該期間において国民年金の第3号被保険者期間であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年3月まで期間、同年10月から9年9月までの期間及び10年8月から13年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から7年3月まで
② 平成7年10月から9年9月まで
③ 平成10年8月から13年12月まで

私は、それまで未納となっていた申立期間の国民年金保険料の払込用紙がA市役所から届き、毎月1万円くらいずつ数か月にわたり、同市役所で直接納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、平成6年1月頃に払い出されていることが推認でき、申立期間①、②及び③については、国民年金保険料を納付することが可能な期間である。しかし、申立人は、「申立期間①、②及び③の保険料を全て納付したかどうか、自信が無いが、納付した期間もあったと思う。」と述べるのみで、各申立期間を納付した具体的な記憶が無く、当該期間当時、同居していた申立人の母親も当該期間の保険料は未納であることが確認できる。

また、申立期間②については、申立人が平成16年11月に婚姻したことによる国民年金の第3号被保険者の手続を契機として、同年11月29日に申立期間②に係る国民年金の被保険者資格の記録が追加され、未納期間として整備されたものであることが確認できる。これらのことから、申立期間②は、当該記録が追加された時点より前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間③については、平成10年8月5日を勸奨事象発生日とする未適用者一覧表（最終）が12年2月21日に作成されていることが確認できることから、当該一覧表が作成された時点においては、10年8月の厚生年金保険の被保険者資格の喪失

に伴う国民年金への切替手続きが行われていなかったものと推認できる。なお、申立人は、「A市役所からそれまで未納であった保険料の払込用紙が届き、納付した。」と述べているが、申立人が当時居住していた市の回答によると、申立期間③の期間当時に、申立人について国民健康保険税の一部納付、一部滞納があったとされていることから、申立人の言う当該納付は国民健康保険税であったとも考えられる。

加えて、申立期間①、②及び③は合計で 89 か月と長期間にわたっており、行政の記録管理の誤りがこれほどの長期にわたり起こるとは考え難く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年8月まで

私は、婚姻後に国民年金の加入手続きを行い、加入前の8か月分の国民年金保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年8月の婚姻後から長女の出産準備で里帰りをする7年1月までの間に、国民年金の加入手続きを行い加入前の8か月分の国民年金保険料を町役場の窓口で一括納付したと当初は説明していたが、納付時期については、その後に転居前の9年3月であったと説明を変更しており、保険料の納付時期に関する記憶は曖昧であるほか、申立期間の保険料を町役場の窓口で一括納付したと説明しているが、婚姻後に申立期間の保険料を納付したのであれば、申立期間の一部又は全部の期間の保険料は過年度保険料となり、町役場の窓口では納付することができなかった。

また、申立人の基礎年金番号は平成9年2月に厚生年金保険の記号番号を基に付番されており、この付番時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができないほか、申立人は5年8月に加入した厚生年金保険の年金手帳と9年2月に交付された上記基礎年金番号の年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶は無く、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、平成9年3月28日に申立期間の保険料額とおおむね一致する8万8千円を出金した記録が確認できる金融機関が発行した預金通帳を所持しているが、上記出金後の通帳残高は417円と端数だけになり、申立人は上記出金日翌日には元夫の転勤に伴い遠隔地へ転居しており、口座残高の大部分を引き出したものであるとも考えられ、この出金時点では申立期間の保険料は時効により納付できないこと、及び基礎年金番号が付番されるよりも前に国民年金手帳の記号番号が払い出されていない状況等を踏

まえると、申立人が所持する通帳の記載をもって申立期間の保険料を納付したことを示す資料と判断することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 62 年 5 月及び同年 6 月

私は、国民年金保険料を納付するようにとの警告が届いたので、区役所に電話をし、未納だった期間の保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は一括納付したとする保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は区役所から警告のはがきが届き未納だった期間の保険料を一括納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 63 年 10 月頃に払い出され、区が収納する同年 4 月から平成元年 3 月までの昭和 63 年度 1 年分の保険料は、平成元年 3 月に現年度納付されているのに対し、申立期間②直後の昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月までの保険料は時効成立直前の平成元年 9 月に過年度納付されていることが確認でき、当該過年度納付時点では申立期間はいずれも時効により保険料を納付することができなかった。

さらに、申立期間①及び②の間の昭和 62 年 4 月の保険料は、重複納付された平成元年 4 月の保険料が同年 7 月の決議により充当されたものであることが確認できることから、当該充当時点まで昭和 62 年 4 月の保険料は未納であったと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から53年3月まで
② 昭和53年4月から56年3月まで

私の父は、私が20歳になった頃に私の国民年金の加入手続きを行い、私が大学を卒業するまで国民年金保険料を納付してくれていた。また、大学卒業後は私が保険料を納付していた。

申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続きに関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び当該期間の保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間①については、申立人は大学生であり、国民年金の任意加入適用期間であるが、申立人が所持する年金手帳には当該期間に国民年金に加入した記載は無いなど、当該期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない。申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和56年12月に払い出されており、この払出時点では当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無いと説明している。

さらに、当委員会において、申立人が20歳になる前の昭和48年11月から55年8月までの期間について、申立人が当時から居住している市の国民年金手帳記号番号払出簿の目視調査を行った結果、申立人の氏名は記載されておらず、申立人は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号

が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月、同年4月から同年8月までの期間及び5年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月
② 平成4年4月から同年8月まで
③ 平成5年4月から同年10月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父親は、保険料の納付方法、納付場所及び納付額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間①直後の保険料は平成6年3月31日に、申立期間②直後の保険料は同年10月3日に、申立期間③直後の保険料は7年12月28日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、それぞれの納付時点では、直前の申立期間の保険料は時効により納付することができないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月及び9年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月
② 平成9年6月

私は、平成6年8月頃と13年にそれぞれ国民年金の加入手続をした時に、役所の窓口の職員に勧められて申立期間①及び②の国民年金保険料を遡って納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付額に関する記憶が曖昧であり、申立期間①については、申立人は平成6年8月頃に国民年金の加入手続を行い、同年8月からの保険料を納付した時に当該期間の保険料も市役所窓口で納付した記憶があると説明しているが、市役所では過年度保険料は納付することができなかったこと、申立人が所持する年金手帳の初めて被保険者となった日は「平成6年8月1日」と記載されており、当該期間は国民年金の未加入期間であり保険料は納付することができなかったこと、23年1月6日に当該期間は未加入期間から未納期間に記録が訂正されていることがオンライン記録で確認でき、この記録訂正時点では時効により当該期間の保険料を納付することができなかったことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人は、平成13年6月分の保険料を納付した時に当該期間の保険料も納付したと説明しているが、区役所では過年度保険料は納付することができなかったこと、13年6月の保険料は同年12月に納付されていることがオンライン記録で確認でき、この納付時点では時効により当該期間の保険料を納付することができなかったことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月から 53 年 2 月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、大学の4年間、同一の職場で学生アルバイトとして3回勤務しており、いずれの期間も厚生年金保険に加入している。申立期間も勤務していたことは確かであり、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた上司及び同僚の供述から、申立人が申立期間に同社に学生アルバイトとして勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、アルバイトの在職記録は既に破棄しており、勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないと回答している。

また、申立人が申立期間より前の期間に取得したA社における厚生年金保険被保険者記録は、オンライン記録によると、いずれの期間においてもB厚生年金基金の加入記録と一致しており、同社は、申立期間の厚生年金基金の加入記録は確認できないと回答している。

さらに、企業年金連合会は、申立人のB厚生年金基金に係る加入記録のうち、昭和51年8月1日から52年2月21日までの期間の年金支給に関する権利義務が同年5月に同厚生年金基金から移換されているが、申立期間の厚生年金基金の加入記録は確認できないと回答していることから、申立期間には厚生年金基金に加入していなかったと考えられる。

加えて、上記上司は、従業員は学生アルバイトが多く、厚生年金保険に加入するかどうかは、本人に確認の上、加入に必要な資料を整え、本社に送付していた。本社で各店舗からの情報を基に給与計算、社会保険業務を一括管理していた旨供述していることから、A社は、必ずしも学生アルバイト全員を厚生年金保険に加入させる取り扱いではなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 25 日から 38 年 9 月 29 日まで
60 歳になって、年金手続に行ったところ、申立期間に勤務したA社の被保険者期間について、脱退手当金が支給されていることを知った。
申立期間の後に勤務したB社の被保険者期間については、同社を退職したときに、同社の経理部長から脱退手当金を2万円くらい受給したが、A社に係る脱退手当金については、受給をしていないので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の後に勤務したB社を退職後の昭和 42 年に、同社の厚生年金保険被保険者期間についてのみ、脱退手当金を2万円くらい受給したが、申立期間に勤務したA社の被保険者期間については、脱退手当金を受給していないと申し立てている。

しかし、昭和 42 年当時は、制度上、女性が脱退手当金を受給するためには、被保険者期間が24か月必要であったところ、B社における申立人の被保険者期間は22か月であることから、受給要件を満たしておらず、申立人は、同社における被保険者期間のみでは、脱退手当金を受給できない。

また、申立人に対する脱退手当金については、オンライン記録では、申立期間であるA社の厚生年金保険被保険者期間の月数52か月とB社の被保険者期間の月数22か月を合算した74か月を対象として脱退手当金が支給決定されており、その支給額は両期間を合わせて21,917円となっている上、申立人が主張している金額と近いことから、申立人は、B社の被保険者期間と申立期間とを合わせた期間について脱退手当金を受給したものと考えられる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、計算上の誤りは無く、申立人の同社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和42年7月14日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 16 日から 41 年 11 月 21 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間に勤務したA社B工場に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
しかし、A社B工場を退職してすぐにC県に移転したので、脱退手当金を受け取れるはずが無いし、受け取った記憶も無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社B工場に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 11 月 21 日の前後の各 3 年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する 13 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、9 名に支給記録が確認でき、そのうち 6 名については、資格喪失日から 3 か月以内に支給決定がなされている上、同工場で脱退手当金の支給記録がある同僚については、日本年金機構に脱退手当金裁定請求書が保存されており、当該裁定請求書の「最後に被保険者として使用された事業所」欄には同工場の名称及び所在地のゴム印が押されていることから、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人の脱退手当金についても、事業主が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、上記A社B工場に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 41 年 12 月 23 日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

なお、申立人は、「A社B工場を退職してすぐにC県に移転したので、脱退手当金を受け取れるはずが無いし、受給した記憶も無い。」と申し立てているが、脱退手当金の受給は、住居地近くの金融機関において行うことが可能であることから、A社B工場の所在地から離れたC県に移転したことをもって脱退手当金の受給ができないとは言えず、

このほか脱退手当金が受給できないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 21 日から同年 8 月 30 日まで
② 昭和 36 年 2 月 1 日から 38 年 3 月 16 日まで
年金記録の通知を見て、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA組合に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 3 月 16 日の前後の各 2 年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する 11 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、11 名全員に支給記録が確認でき、11 名ともに資格喪失日から 4 か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、同組合では事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人の脱退手当金についても、事業主が代理請求をしたものと考えられる。

また、上記A組合に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていること意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 6 月 28 日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 41 年 4 月 10 日まで
日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。
しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給したことも無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 4 月 10 日の前後の各 3 年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する 11 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、7 名に支給記録が確認でき、そのうち 5 名については、資格喪失日から 5 か月以内に支給決定がなされている上、そのうちの連絡の取れた受給者 1 名は、「会社を退職後に脱退手当金の請求書が送られてきたので、記入した後に会社に返送した。会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」と供述をしていることを踏まえると、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人の脱退手当金についても、事業主が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 41 年 5 月 6 日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 15 日から 33 年 7 月 1 日まで
日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、申立期間に勤務したA社の被保険者期間について、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。
しかし、申立期間の後に勤務をしたB社を退職したときには、会社から勧められて同社の被保険者期間のみ脱退手当金を受給したが、A社に係る脱退手当金は受給していないので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の後に勤務したB社を退職後の昭和 37 年に、同社の被保険者期間についてのみ、脱退手当金を受給したが、申立期間に勤務したA社の被保険者期間については、脱退手当金を受給していないと申し立てている。

しかし、昭和 37 年当時は、制度上、女性が脱退手当金を受給するためには、被保険者期間が 24 か月必要であったところ、B社における申立人の被保険者期間は 22 か月であることから、受給要件を満たしておらず、申立人は、同社における被保険者期間のみでは、脱退手当金を受給できない。

また、申立人に対する脱退手当金については、オンライン記録では、申立期間であるA社の厚生年金保険被保険者期間の月数 27 か月とB社の被保険者期間の月数 22 か月を合算した 49 か月を対象として脱退手当金が支給決定されており、申立人は、B社の被保険者期間と申立期間とを合わせた期間について脱退手当金を受給したものと考えられる。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、同社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 8 月 2 日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 25 日から 44 年 3 月 1 日まで
年金記録を確認したときに、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 44 年 3 月 1 日の前後の各 5 年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する 2 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、2 名ともに支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から 2 か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が考えられ、申立人の脱退手当金についても、事業主が代理請求をした可能性を否定できない。

また、上記A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 44 年 4 月 2 日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 44 年頃から 46 年頃まで
②昭和 47 年頃

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間に勤務していたのは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は当該期間にA社にウエイトレスとして勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、申立人がA社が所在していたとする地域を管轄する法務局に商業登記の記録を照会したところ、申立人が記憶しているA社の所在地近辺に業種が一致しているC社の記録は確認できたが、同社の事業主の所在は不明であるため、同社が申立ての事業所であることを確認できず、また、C社もオンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

さらに、申立人は、A社における上司及び同僚等の氏名を覚えておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間②について、申立人はB社において経理事務を行っていたと供述している。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、B社が厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、申立人が、B社が所在していたとする地域を管轄する法務局に照会したところ、事業所名、住所、業種の一部が類似したD社は確認できたが、同社が申立ての事業所と同一であることが確認できず、また、同社に係る事業所別被保険者名簿において申立人

の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、B社における上司及び同僚を覚えておらず、これらの者から、申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 20678 (事案 3697 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月から36年8月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたが、給与から保険料控除が確認できないなどの理由で記録を訂正できないと通知を受けた。

しかし、自分が紹介して同じ仕事をしていた同僚が正社員として厚生年金保険に加入しているのであれば、自身も加入し保険料を控除されていたはずなので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の社員寮で申立人が勤務していた期間より前に、申立人と同様に賄いの仕事をしていたとする従業員は、自分の身分は正社員ではなく、厚生年金保険にも加入していなかった旨を供述している上、申立人とともに賄いをしていたとされる同僚の厚生年金保険の加入記録は確認できないこと、同社の工場で製品の製造、加工等の業務に従事していたとされる他の同僚、従業員については、いずれも当該被保険者名簿で加入記録が確認できることから、同社では、社員寮の賄いに従事していた従業員を、厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがわれること、及び申立人の厚生年金保険料の控除等の状況について確認することはできない等として、既に当委員会の決定に基づき平成21年9月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、自分が紹介して入社し、自分と同様に事業主宅において、住み込みで働いていた人たちは通常の仕事以外に社員寮の賄いも手伝っており、この人たちが厚生年金保険に加入しているのであれば自分も加入し保険料を支払っていたはずであること、同時期に賄いの仕事をしていた同僚は、既に死亡していることから、委員会の判断の理由で賄いの身分は正社員ではなく、厚生年金保険にも加入していなかった旨の供述があることはおかしいこと、及び申立人は社員寮の賄いで雇用されていたのでは

なく正社員だったと主張していることから、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨を主張している。

しかしながら、前回の委員会の判断の理由で述べた、賄いの身分は正社員では無く、厚生年金保険にも加入していなかった旨の供述をした従業員は、同時期に賄いの仕事をしていた既に死亡した同僚とは別人で、申立人が入社する前に賄いの仕事をしていた従業員の供述であることから、当該供述に不自然さは無い。

また、上記の賄いの仕事をしていた従業員及び申立人と同時期に賄いとして働いていた同僚の厚生年金保険の加入記録は、申立人と同様に確認できないことから、A社では、社員寮の賄いに従事していた従業員を、厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえる。

さらに、当時の同僚及び従業員の供述から判断すると、申立人が賄いとしてA社に勤務していたことは推認できるものの、厚生年金保険の加入記録がある正社員と同様に常時工場内で勤務していたことを確認することができなかった。

なお、申立人は、自身のことを「B」と名のっていたことがあると供述している。

そこで、オンライン記録から、申立人の氏名及び「B」等の類似する氏名で調査をしたが、申立期間に申立人の記録は確認できなかった。

以上のことから、申立人の主張する事情は、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、その他、当初の決定を変更すべき新たな事情は無いことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 15 日から 37 年 9 月 21 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
しかし、申立期間後に勤務した事業所については脱退手当金を受給した記憶は有るが、申立期間については受給した覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対しては、申立期間後に再加入した厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給されているが、当該支給の際、仮に申立期間に係る脱退手当金が支給されていなければ、脱退手当金の本来の趣旨及び当時の脱退手当金裁定請求書の様式からすると、66 か月と長期間勤務した申立期間の請求を申立人が失念するとは考え難く、申立期間も併せて請求手続が行われたものと考えられ、申立人は申立期間後の厚生年金保険被保険者期間のみ手続したと主張していることを踏まえると、当時において申立期間については既に脱退手当金が支給されているものとして認識していたため、申立人が受給を認めている被保険者期間のみで請求手続が行われたものとするのが自然である。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、申立人について脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人が申立期間に勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 9 月 21 日の前後 1 年以内に資格喪失した者 18 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、18 人全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、かつ、全員が資格喪失日から 4 か月以内に支給決定がなされている上、複数の従業員は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主

による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月1日から42年11月1日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、昭和42年*月に出産のため退職した際、出産手当金については請求手続を夫に依頼し受領したが、脱退手当金については受け取った記憶が無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金支給に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金の支給額は、申立期間を対象として計算されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、上記被保険者名簿には、健康保険から出産手当金等の給付を意味する「給」の印も押印されていることが確認できる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前にある2回の被保険者期間はその計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかし、申立人は、出産手当金受給に係る手続を夫に依頼し、社会保険事務所（当時）に行ってもらった旨供述しており、最初の勤務先については、夫に勤務の事実を知らせていなかったこと、また、次の勤務先については、オンライン記録には無いが、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に、当該勤務先における被保険者期間を対象とした脱退手当金が昭和33年6月に支給決定された旨記載されていること、さらに、当該2回の被保険者期間は、申立期間と社会保険事務所の管轄が異なる上、別の被保険者記号番号で管理されていたことから、オンライン化以前の紙台帳における記録管理当時の事務処理を鑑みた場合、当該2回の被保険者期間が未請求期間として存在していることに不自然さは無い。

さらに、申立人の夫は、手続の内容について覚えていないが、申立人の代理人として、社会保険事務所に行ったことは間違い無いと供述しており、これまでの申立人及びその

夫の供述並びに上記社会保険事務所等の記録から判断すると、夫が出産手当金の請求手続を行った際に、申立期間に係る脱退手当金の請求を同時に行った可能性が有ることを否定できない。

そのほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月1日から55年10月1日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬月額より低く記録されているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額が実際に支給されていた報酬月額より低く記録されていると主張している。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も、人事記録及び賃金台帳等を保存しておらず、申立人の同社における勤務状況及び保険料控除等については不明と回答している。

また、A社が加入していた健康保険組合の被保険者記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。これについて、申立期間当時の同社の社会保険担当者は、当時、健康保険組合と社会保険事務所（当時）に対して、社会保険に係る複写式の用紙を用いて同一の届出をしていた旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人に係る標準報酬月額の記載内容に不備な点は無く、遑って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立期間に係る申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
A 事業所 (現在は、B 事業所) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 49 年 3 月 31 日付けで退職したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所から提出のあった申立人に係る昭和 48 年度休暇・欠勤・遅早外整理簿によると、申立人の退職日は昭和 49 年 3 月 30 日と記載されており、支店長名の押印が確認できることから、申立人は、申立期間においては同支店を退職していることが確認できる。

また、B 事業所 C 部は、「厚生年金保険料の控除を確認できる資料は保管していないが、申立人の A 事業所の退職日が昭和 49 年 3 月 30 日と記録されていることから、月末まで在籍していない従業員の給与から、保険料は控除しない。」旨供述している。

さらに、申立人の A 事業所 D 支店における雇用保険の離職日は、昭和 49 年 3 月 30 日と記録されており、申立期間には既に離職していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月4日から34年12月まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和34年12月頃まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和31年10月4日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の当時の事業主からは供述が得られず、事業主の妻は死亡しており、事業主の息子も申立期間の資料を保管していないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶しているA社の同僚4名及び同社が適用事業所でなくなった日(昭和31年10月4日)に被保険者となっていた8名の従業員のうち7名の従業員は、いずれも、連絡先が不明であることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、上記従業員のうち連絡の取れた唯一の者は、「自分がA社で、厚生年金保険に加入していたことも知らなかった。」旨供述しており、申立期間における厚生年金保険料の控除に関する供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月6日から42年7月1日まで
A県B市C国軍基地内にあるD事務所（現在は、E事務所）の管轄であるF事業所で、米ドルを日本円に替える仕事をしていた。申立期間も同事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、F事業所の当時の支配人であったことが確認できる者は、「私は、日本人最高責任者としてF事業所に採用され、従業員の管理監督を行っていた。同事業所内では、C国軍の上級下士官等がC国軍基地外での飲食や買い物をするために、米ドルを日本円に交換できる場所（キャッシャー）があった。申立人は、私の直属の部下が面接を行い、私が申立人をウェイターとして採用を許可し、2年半ほどしてウェイターからキャッシャーに昇進させたが、3か月ほどで申立人は自己退職した。当時の人事担当者は、採用時及び退職時に正確にD事務所に書類で報告していたので、申立人の年金記録は勤務期間と一致することは間違い無い。」と回答している。

また、申立期間当時、F事業所の経理担当者は、「従業員数、給与額、退職金の準備及び社会保険について、申立期間当時、C国軍将校による厳密な月次監査があったことから、申立人は申立期間にF事業所に勤務していなかったと考えられる。」と供述している。

さらに、E事務所は、「申立人の勤務実態や保険料控除について確認できる資料が無いため、申立人の勤務状況等は不明である。」と回答している。

加えて、申立期間当時のF事業所における人事担当者は、既に死亡しているため、申立人の同社における勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年3月から26年2月まで
② 昭和26年3月から27年2月9日まで
③ 昭和27年4月から28年4月まで
④ 昭和28年5月から同年7月8日まで
⑤ 昭和31年10月28日から32年3月3日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②、C社に勤務した申立期間③並びにD社に勤務した申立期間④及び⑤の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の同僚の供述から、期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和24年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①のうち、23年3月から24年3月1日までについては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主及び同社に係る商業登記簿謄本に記載のある代表取締役の所在が不明であることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記同僚は、A社の従業員数について、20人から40人弱くらいとしているところ、上記被保険者名簿において、同社が適用事業所となった昭和24年3月1日から、26年3月1日までの期間に被保険者資格を取得した者は、12人であることから、同社では、全ての従業員を厚生年金保険の被保険者としていたわけではないことがうか

がえる。

加えて、上記同僚は、自身はA社に昭和 22 年 5 月頃から勤務していたと供述しているところ、上記被保険者名簿によると、当該同僚は、26 年 5 月 28 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿において、新規適用日から申立人がA社において資格を取得した昭和 26 年 8 月 17 日までの期間に被保険者記録のある 28 人のうち、住所が判明した従業員は一人のみであり、当該従業員は既に死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿において、健康保険証の整理番号は連番で付され、欠番等の不自然な点は見当たらない。

申立期間②について、申立人はB社に、タクシー乗務員として勤務していたと申し立てている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 26 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②のうち、同年 3 月から同年 11 月 1 日までについては、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間②において、同時に 2 つの事業所には勤務していないとしているところ、申立期間②のうち、昭和 26 年 8 月 17 日から 27 年 2 月 9 日までにおいて、A社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主として氏名の記載のある二人は住所が不明であることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿において、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 26 年 11 月 1 日から、27 年 2 月 9 日までに被保険者資格を取得した 77 人のうち、住所が判明した 10 人に照会したところ、回答のあった 6 人のうち 4 人は申立人を知っているものの入社時期は不明としており、ほかの二人は申立人を知らないとしていることから、これらの者から申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

申立期間③について、申立人はC社に、タクシー乗務員として勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間③において、同時に 2 つの事業所には勤務していないとしているところ、申立期間③のうち、昭和 27 年 4 月から同年 10 月 30 日までにおいて、B社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、C社は、当時の資料が存在しないため、申立人の在籍を確認できないとしていることから、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間③に被保険者資格を取得した従業員 40 人のうち、住所が判明した 7 人に照会したところ、回答のあった一人は申立人を知らないとしていることから、この者から申立人の申

立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

申立期間④及び⑤について、雇用保険の加入記録から、申立人がD社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間④について、オンライン記録により、D社において、申立期間④に被保険者資格を取得した従業員6人のうち、住所が判明した二人に照会したところ、二人とも申立人を知っているものの入社時期は不明としており、二人は、自身について、入社してから数か月の見習期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかったとしている。

また、申立期間⑤について、D社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得及び標準報酬決定通知書」において、申立人が昭和32年3月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、D社は、上記決定通知書以外に、昭和42年より前の記録は残っていないとすることから、申立人の申立期間④及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録により、D社において、申立人と同様に、同社で資格喪失した後に別事業所で被保険者資格を取得することなく再び同社で資格取得した従業員が昭和30年代に10人、40年代に12人確認できるところ、そのうち3人について、当該未加入期間に雇用保険の加入記録が継続していることが確認できる。また、上記の従業員3人に、同社において資格喪失後に再取得した経緯について調査したところ、一人は死亡しており、一人からは回答を得られず、ほかの一人は資格得喪の経緯について記憶していないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月1日から平成元年7月1日まで
A社に勤務した期間のうち、海外勤務期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、支給された給与月額に見合う標準報酬月額より低くなっている。申立期間にB国のA社の子会社に出向していたが、申立期間の標準報酬月額が、その前後の標準報酬月額と大きく相違しているため、調査をして申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額が、申立期間の前後の標準報酬月額より低額となっており、申立人は、申立期間の標準報酬月額に海外勤務時の支給月額が反映されていないと申し立てている。

しかしながら、A社は、海外勤務時の報酬月額は、本給、生計手当、職能給の合計額で計算し、社会保険事務所（当時）に届け出ていたと回答しているところ、同社から提出された「C氏1988年から1990年までの給与内容と標準報酬月額の推移について」によると、申立期間の報酬月額は上記の方法で計算されており、当該報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人が、海外勤務事業所の前任者であるとしている同僚について、A社は、昭和58年10月16日から63年1月16日までの期間において海外勤務していたとしているところ、オンライン記録によると、当該同僚の海外勤務後の最初の定時決定における標準報酬月額は、海外勤務前の標準報酬月額より低額となっていることが確認できる。

さらに、A社企業年金基金から提出のあった申立人に係る加入員記録によると、申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月31日から同年9月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。退職証明書のとおり昭和50年8月31日まで同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社が発行した退職証明書を提出し、申立期間もA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社から提出された掲示辞令によると、申立人が昭和50年8月30日付けで依願退職した旨記載されていることが確認できる。

また、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(確認通知書)によると、申立人の退職日は昭和50年8月30日、資格喪失日は同年8月31日として届出されていることが確認できる。

さらに、B社は、申立人に係る昭和50年7月から同年9月までの給与明細書を提出し、「当社の保険料控除は翌月控除であり、8月の保険料は9月の給与からの控除となるが、9月の給与明細書では控除を行っていることが確認できない。7月及び8月の控除金額が同じであることから、退職月に2か月分の控除は行っていない。」と回答している。

加えて、オンライン記録によると、上記掲示辞令に記載されている申立人を除く従業員7人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、全員が昭和50年8月31日と記録されていることが確認でき、この7人のうち連絡先が判明した3人に照会したところ、回答のあった二人のうち一人は、自身の退職日は同年8月30日であると回答している。

なお、B社は、同社が申立人に発行した退職証明書において、昭和50年8月31日に同社を退職したことを証明すると記載されていることについて、「資料に誤記があり、誤った証明書の発行となった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月1日から39年5月31日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、同社が保有していた社屋移転後の「厚生年金保険・健康保険被保険者台帳」により、申立人が昭和34年10月1日から37年9月1日までに在籍したことは確認できたが、申立期間の在籍は確認できなかったと回答している。

また、上記の「厚生年金保険・健康保険被保険者台帳」によると、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の資格喪失日と一致している。

さらに、申立人から提出された平成3年作成のA社に係るOB会出席者名簿による同僚6人及び同社に係る事業所別被保険者名簿で申立期間に厚生年金保険の資格を取得している16人の計22人に照会したところ、19人から回答があり、うち7人は申立人を覚えていると回答しているものの申立人の退職日を記憶しておらず、他の12人は申立人を知らないと回答していることから、これらの者から申立人の退職日について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月から34年10月まで
A社(後に、B社)で発送係として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社で商品の出荷、発送作業を一人で担当していた。上司、同僚の名前を覚えていない。」と主張している。

しかしながら、B社は、昭和39年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人のA社における勤務状況や厚生年金保険料控除等について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時の上司及び同僚を覚えておらず、これらの者から申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間に被保険者であり、住所が判明した16人に申立人の勤務状況等を照会し、7人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいなかった。

加えて、回答のあった7人のうちの一人は、昭和24年4月から厚生年金保険に加入していることが確認できるが、同人は、「自分が勤務していた当時、発送担当は自分だけであった。」と供述しており、また、別の一人は、「自分が入社した昭和26年3月に、最初は年配者に仕事を教えてもらい、その後、商品の出荷、発送は自分が担当しており、申立人を知らない。」と供述している。

また、上記被保険者名簿に、健康保険の整理番号の欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から 63 年 2 月 1 日まで

A社で勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。一緒に役員を務めた同僚には昭和 60 年 9 月から厚生年金保険の加入記録がある。また、離婚した妻は申立期間において国民年金第 3 号被保険者として認定されていると聞いたことがあり、自分も厚生年金保険に加入しているはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社で被保険者となっている複数の元役員等の回答及び同社に係る商業登記簿謄本から判断すると、申立期間において、申立人は営業を担当する役員として業務に従事していたことは推認できる。

しかし、現在のA社の代表取締役は、「移転の際に、資料を処分していることから申立人の勤務等、詳細については不明である。」旨回答し、唯一残っている資料として同社作成の被保険者台帳を提出している。

また、当該被保険者台帳によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 63 年 2 月 1 日、喪失日は平成 8 年 4 月 27 日と記録されており、これらの日付はオンライン記録と一致していることが確認できるところ、上記代表取締役は、この記載について、「弊社の被保険者台帳は正確に記載されているものと考えられる。仮に、資格取得日を誤って届け出ていたとすれば、台帳上に何らかの記載があると思う。申立人の勤務開始時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期に乖離がある理由は不明であるが、資格取得日以前の保険料控除は考え難い。」旨回答している。

さらに、上記被保険者台帳には申立人以外に 9 人の厚生年金保険の資格取得日及び喪失日が記載されているところ、いずれの記録もオンライン記録と一致している上、申立人が同時期に入社したとしている同僚役員の資格取得日もオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人の同僚二人を含めて、申立期間にA社の役員であった7人及び社会保険業務担当として名前の挙がっている従業員一人の合計8人に照会したところ6人から回答があり、3人が「申立期間当時の代表取締役が、社会保険の加入に係る最終決裁者である。」と回答していることから、当該代表取締役に照会したが回答を得られず、申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、上記商業登記簿謄本によると、申立人と同時期に入社したとしている同僚の役員は昭和60年2月8日に役員に就任しているが、オンライン記録では厚生年金保険の資格取得日が同年9月16日と記録されており、必ずしも役員就任時期と厚生年金保険の資格取得時期が一致していない。

なお、申立人は、元妻が申立期間において国民年金第3号被保険者の認定を受けているはずである旨主張しているが、オンライン記録によると、元妻の第3号被保険者期間は昭和63年2月から平成8年3月までとなっており、申立期間において元妻は第3号被保険者となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年1月から11年7月1日まで
② 平成11年7月1日から12年4月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与支給額である31万5,000円と相違しているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、事業主及び従業員の供述により、当該期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「当時の関係資料は保存されておらず、申立人に係る保険料控除、届出及び納付については不明であるが、申立人には平成7年頃から「B」として業務を委託、その後雇用扱いに切り換えたが、厚生年金保険及び雇用保険に加入させなかった時期があり、その期間に保険料控除はしなかった。」旨述べている。

一方、申立人のA社における雇用保険の資格取得日が平成11年7月1日と記録されており、同社における厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録から、申立期間①前後に厚生年金保険の加入記録がある従業員6人に、申立人の当該期間における身分等を照会したところ、3人から回答を得たが、全ての者が、「申立人の身分は分からない。」旨回答し、そのうちの一人は、「申立人は、入社時は契約作業員だった。申立期間①が厚生年金保険に未加入であれば、まだ社員でなかった期間だったのではないか。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①を含む平成6年4月から

11年6月まで国民年金に加入して、その保険料を納付していることが確認できる。

加えて、国民健康保険の加入記録から、申立人は、申立期間①を含む平成5年10月1日から11年7月2日までの期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と相違していると申し立てている。

しかしながら、事業主は、「賃金台帳等の資料は無いものの、給与支給額は31万5,000円だったが、申立人と同時に資格を取得した従業員の標準報酬月額が全員24万円だったこともあり、申立人の標準報酬月額を他の従業員と同額にして届け出た記憶がある。よって、申立人が主張している標準報酬月額に基づく保険料は控除しておらず、納付もしていない。なお、申立人の厚生年金保険料は、被保険者負担額相当分も含め、会社が全額負担していた記憶がある。」と回答している。

また、A社に係るオンライン記録から、申立期間②前後に加入記録がある6人に自身の給与支給額と標準報酬月額の相違等を照会したところ、3人から回答があり、そのうち一人の従業員は、「同社在籍中に給与が下がった記憶は無いが、途中で標準報酬月額が下がっていた。会社は給与支給額より低い金額を、標準報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け出ていたかもしれない。」旨供述している。

さらに、申立人の申立期間②の標準報酬月額（24万円）は、申立人と同時期に厚生年金保険の資格を取得している従業員3人と同額となっている。

加えて、オンライン記録において、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、申立内容を裏付ける給与明細書等を保管していないとしているため、その主張する給与支給額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年10月16日まで
② 昭和39年4月から同年7月1日まで
③ 昭和61年4月から平成2年6月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうちの申立期間①、C社に勤務した申立期間②、D社に勤務した期間のうちの申立期間③が厚生年金保険の未加入期間となっている。各申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が当該期間の始めから同僚だったとする二人のうち一人は、「自身のA社での勤務開始時期は不明だが、申立人と同時期に勤め始めた。」と供述していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、保管している「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、「昭和36年10月16日からの申立人の在籍は認められるものの、それ以前の期間の在籍は不明である。」と回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人が申立期間の始めにおいて同僚だったとする二人の厚生年金保険の資格取得日は、申立人の資格取得日と同日の昭和36年10月16日であり、そのうち一人は、「勤め始めの時期より遅れて厚生年金保険に加入した。加入までの期間は、保険料は控除されていない。」と供述している。

さらに、上記被保険者名簿から申立期間①に被保険者記録がある22人に文書照会し、8人から回答があったが、全員が、「申立人を知らない。」としている。

加えて、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人の欄には、資格取得年月日は昭和36年10月16日と記載され、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、同年11月10日に払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、C社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 39 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち 39 年 4 月から同年 5 月 31 日までは適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が同僚と記憶している二人のうち、一人は連絡不明であり、もう一人は、「申立人についてあまり記憶が無い。」と供述している。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿において、被保険者資格を昭和 39 年 6 月 1 日に取得したことが確認できる従業員に文書照会したところ、3人から回答があり、二人は、「申立人を知らない。」とし、残りの一人は、「申立人と一緒に勤務していたことがあるが、勤務時期は不明。」としている。

加えて、C社の現在の事業主は、「自身は昭和 39 年 6 月 1 日に同社に係る被保険者資格を取得しているが、勤め始めの 37 年から資格取得時までは、保険料控除は無い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人の雇用保険の加入記録は、取得日が平成 2 年 6 月 1 日、離職日が同年 9 月 3 日と記録されており、厚生年金保険の加入記録と符合する。

また、D社は既に適用事業所ではなくなっており、商業登記簿では、平成 14 年に商法の規定により解散となっているところ、同登記簿において当該期間のD社の代表取締役であることが確認できる二人に複数回文書照会したが、一人からは回答が無く、もう一人は、「私には残念ながら分からない。」旨回答している。

さらに、申立人が勤務の事実について証言できる者と主張する二人（D支社班長、E支社班長）は、D社に係る被保険者記録が確認できず、所在不明であることから、供述を得ることができない。

加えて、D社に係るオンライン記録から、申立期間③に被保険者記録がある 25 人に文書照会し、9人から回答があったが、申立人が在籍していたとするE支社及びF支社に勤務していた二人を含め全員が申立人を知らないとしている。次に、申立人同様、平成 2 年 6 月に資格取得した者 24 人のうち、連絡可能な者 20 人に文書照会したところ、4人から回答があったが、そのうち一人は、「申立人と一緒に、営業に回っていた。」としているが、残りの 3 人は申立人を知らないとしている。

また、回答のあった 4 人のうちの一人は、自身の勤め始めの時期を回答しておらず、ほかの一人は、「自身の勤め始めの時期と資格取得日は同日である。」と回答している。しかしながら、残りの二人は、自身の勤め始めの時期と資格取得日が乖離^{かいり}しており、一人は厚生年金保険の加入記録が平成 2 年 6 月 11 日からであるが、同人は、「自身の勤め始めの時期は平成元年 7 月 1 日である。入社から資格取得時までの期間は、給与明細において保険料控除は無かった。」と供述している。また、もう一人は厚生年金保険の加入記録は平成 2 年 6 月 22 日からであるが、同人は、「自身の勤め始めの時期は昭和 61 年 3 月である。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年から5年まで

A社B支店（現在は、C社）で勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。資料は無いが、給料から保険料を控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び後に勤務したD社から提出された申立人に係る履歴書から判断すると、申立人は申立期間にA社B支店で勤務していたことは認められる。

しかしながら、C社は、「当社では、人事記録は無く、従業員の記録は厚生年金基金の加入記録で管理している。しかし、同基金での申立人の加入記録は確認できない。」と回答している。

また、申立人がA社B支店において事務関係を行っていた上司であったと記憶している者に照会したところ、当該上司は、「私は管理者として在籍していた。おそらく、申立人の業務の所属は量販店部で、セールスパートナーかフィールドレディという職種と思う。本人の活動時間は10時から16時までとのことであるが、月に1日又は2日セミナー等で勤務時間が6時間となることがあったかもしれないが、厚生年金保険の加入要件は満たさないと判断している。また、仮に、加入手続をせずに保険料を控除すると、預り金が残ってしまうこととなる。しかし、毎月決算には、各科目の内容別の明細を作成し、その基となる振替伝票は、自身が確認の上処理しており、いつまでも預り金が残っていたとは考え難く、経理上問題は無かったと認識している。したがって、未加入期間の保険料控除は考え難い。」と回答している。

さらに、申立期間におけるA社B支店の支店長は、「A社B支店には、正社員と、労働時間が短く社会保険に加入しない者が混在していた。」と回答している。

加えて、公共職業安定所の回答によると、申立人は、週所定労働時間が20時間から30時間未満である短時間労働被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月21日から60年9月29日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。また、5年間もの間、同じ標準報酬月額であることも不自然であり、毎月の給与額から控除されていた健康保険料・厚生年金保険料は4万円以上だったと記憶しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、元事業主は、「申立期間当時の資料を保管しておらず、保険料控除について不明である。また、申立期間当時は日給月給であり、時間外の業務が多かった。」旨回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録から、所在が判明した7人の従業員に、同社での給与額と保険料控除額について照会したところ、4人の従業員から回答があったが、保険料控除額が確認できる資料は持っていないため、当時の保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立人は、「申立期間の給与額は、おおむね30万円から35万円だった。」旨主張しているが、申立人が提出した給与額等が記載されている日記帳のメモから給与額がうかがえるものの、厚生年金保険料額を確認することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備な点はなく、標準報酬月額が遡って訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月頃から 43 年 1 月頃まで
A 事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同事業所に勤務したので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとする A 事業所について、申立人は同事業所が B 県に所在していたとするものの、正式な社名及び所在地の市町村名を記憶していないため、事業所を特定することができず、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいても同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は、A 事業所における上司及び同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 2 日から 39 年 3 月 1 日まで
② 昭和 40 年 6 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで

平成 22 年秋に、日本年金機構から脱退手当金に関わる厚生年金記録のお知らせ(はがき)が来て、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。しかし私は、申立期間については、脱退手当金の請求手続きをしたことや脱退手当金を受け取った記憶も無いので、よく調べて申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人が申立期間②に勤務したA社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年12月20日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間については、脱退手当金の請求手続きをしたことや脱退手当金を受け取った記憶も無いと申し立てる一方で、当該事業所を退職した当時は、申立人及びその配偶者ともに結婚準備で忙しく、退職時の社会保険に関する手続きを申立人の親族に委ねていたとしていることから、当該脱退手当金の請求手続きについても、当該親族が申立人に代理して行われた可能性は否定できない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から44年5月1日まで

昨年秋に、年金記録に関するはがきを受け取り、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。しかし、自分で脱退手当金の請求手続をして受け取った記憶は無かったので、年金事務所の勧めに応じて申立をした。よく調査をして脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和44年5月1日の前後各4年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給要件を満たす7名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、6名に支給記録が確認でき、その全員について資格喪失日から約5か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち1名は、「会社が請求手続をして一時金で脱退手当金を受け取った。」と供述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和44年6月16日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 11 月 1 日まで
年金の裁定請求時に、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知ったが、そのままにしていた。

平成 22 年秋に、日本年金機構から脱退手当金に関わる厚生年金加入記録のお知らせ(はがき)が来て、申立期間について脱退手当金が支給されていることを再認識した。

しかし、私には、脱退手当金を請求したことや受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務した事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和 39 年 3 月 27 日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求したことも受給したことも記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 7 日から 37 年 4 月 21 日まで
ねんきん特別便が来たときに、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知ったが、そのままにしていた。
平成 22 年 9 月に、日本年金機構からはがきが来て、申立期間について脱退手当金が支給されていることを再認識した。
しかし、私には、脱退手当金を請求したことや受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求したことも受給したことも記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月1日から33年7月5日まで
社会保険事務所(当時)から来た独身時代の年金記録に関する調査の回答を見て、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。
しかし、当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険に加入していたA協会に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年7月5日の前後各1年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する16名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む11名に支給記録が確認でき、そのうち9名が9か月以内に支給決定されており、また、支給の記録のある者の中には、資格喪失日と支給決定日とが同じ者や資格喪失日は若干異なるが支給日は同じ者が複数確認できることを踏まえると、同協会では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金についても、同協会が代理請求を行った可能性が高い。

また、申立期間に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤り等はない。

さらに、申立人に脱退手当金が支給されたとする昭和34年当時は、他年金との期間通算制度が無く、厚生年金保険被保険者は、20年以上の被保険者期間が無ければ、年金は受給できなかったところ、申立人は、当時、厚生年金保険被保険者期間が5年1か月しかなく、また、申立期間の事業所を退職後、昭和41年7月1日まで厚生年金保険への加入歴が無いことから、申立人が当該脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえない上、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 2 日から 46 年 6 月 17 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額より低くなっている。確認できる資料は所持していないが、会社には引き抜かれて転職したため、給与は前職の時よりも多く、7万円以上は貰っていたと記憶している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、会社から受け取った賃金額に見合う標準報酬月額と比べて低額であると申し立てている。

しかし、A社は、昭和 50 年 1 月に適用事業所でなくなっており、会社の事業主及び社会保険事務責任者であった専務も既に死亡していることから、会社及び事業主等に申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人とほぼ同時期に勤務した同僚 3 人を含む従業員 17 人に照会したところ 5 人から回答があり、そのうちの 3 人は、月々の給与額について記録されている標準報酬月額より相当高かった旨回答している。

さらに、上記回答のあった 3 人のうちの一人は、A社における当時の給与明細書を保有しており、保険料控除額については記載が無く確認できないものの、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に相当する報酬額（給与）より高額な給与が支給されていることが確認できるところ、申立期間当時、会社において社会保険事務を担当していた従業員は、上記専務に指示されて実際の報酬額と異なる標準報酬月額を社会保険事務所（当時）へ届け出たとしており、従業員に対する報酬額（給与）は、届け出た標準報酬月額より高額であったが、給与から控除していた保険料は、届け出た標準報酬月額に基づく額であった旨供述している。

加えて、上記被保険者名簿で、申立期間同時に勤務した専務以下 15 人の資格取得時、随時改定及び定時決定における標準報酬月額を確認したところ、1万8,000円から6万円までの額となっており、申立人の主張する7万円相当の標準報酬月額が記録されてい

る者は見受けられない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額の記事内容に不備な点はなく、標準報酬月額が遡って訂正された等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月1日から63年4月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された労働者名簿及び同社の事業主の妻の供述により、申立人が昭和59年9月24日以降A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、「労働者名簿の他には、賃金台帳等の資料は保管していない。」旨供述していることから、申立人の厚生年金保険料の控除が確認できない。

また、B社は、「申立人は、厚生年金保険に加入する前は、日雇として雇い入れた。日雇労働者は、給与の手取り額が減るため、入社時に年金手帳を持参した従業員か加入希望者しか厚生年金保険の加入手続はしていない。」旨供述しており、同社の顧問社会保険労務士は、「昭和59年から当時のA社の顧問として、雇用保険及び社会保険の手続をしてきたが、申立人は、常用扱いでは無く、季節労働者扱いだったので、厚生年金保険に加入させていなかったと記憶している。」旨供述している。

さらに、申立人が記憶している同僚4人全員に照会したところ、3人から回答があり、このうち一人は申立人の記憶について回答が無く、他の二人は申立人を記憶していないことから、申立期間の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある14人のうち、上記同僚以外で所在が判明した5人に照会したところ、いずれからも回答は無く、申立期間における申立人の勤務実態及び申立期間におけるA社の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月1日から平成14年10月1日まで
A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額は、通勤費を含んでいない報酬月額で算定された低額な記録となっている。通勤費を含んだ報酬月額で算定した正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「申立期間に係る標準報酬月額を算定する際、各月の給与額に通勤費を加算することを失念したまま算定を行った。」旨供述し、同社の厚生年金保険担当者は、「申立期間については、通勤費を含んでいない給与支給額で算定した標準報酬月額に基づく保険料を控除していた。」旨供述しているところ、申立期間のうち昭和60年3月から平成8年9月までの期間及び11年7月から14年6月までの期間については、申立人の同社における標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、昭和60年3月から61年6月までは15万円、同年7月から62年6月までは17万円、同年7月から63年9月までは20万円、同年10月から平成元年6月までは22万円、同年7月から2年9月までは26万円、同年10月から3年6月までは28万円、同年7月から4年9月までは32万円、同年10月から5年9月までは34万円、同年10月から7年9月までは36万円、同年10月から8年9月までは38万円、11年7月から12年9月までは56万円、同年10月から14年6月までは59万円と記録されていたが、同社は、昭和60年3月の資格取得時決定、60年10月の定時決定、61年7月の随時改定、同年10月の定時決定、62年7月の随時改定、同年10月及び63年10月の定時決定、平成元年7月の随時改定、同年10月及び2年10月の定時決定、3年7月の随時改定、同年10月、4年10月、5年10月、6年10月及び7年10月の定時決定、11年7月の随時改定、同年10月、12年10月及び13年10月の定時決定に誤りがあるとして、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に管轄年金事務所に対し訂正の届出を行い、23年4月1日付けで、昭和60年3月から61年6月までは17万円、同年7月から62年9月

までは20万円、同年10月から63年6月までは22万円、同年7月から平成元年9月までは26万円、同年10月から2年9月までは28万円、同年10月から3年6月までは30万円、同年7月から4年9月までは34万円、同年10月から5年9月までは36万円、同年10月から7年9月までは38万円、同年10月から8年9月までは41万円、11年7月から12年9月までは59万円、同年10月から14年6月までは62万円に訂正されている。

しかしながら、当該期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額が当該訂正後の標準報酬月額ではなく、訂正前の標準報酬月額となっている。

また、申立期間のうち平成8年10月から11年6月までの期間及び14年7月から同年9月までの期間については、A社から提出のあった月別給料一覧表から、申立人に係る各月の報酬月額に見合う標準報酬月額は、平成8年10月から9年3月までは41万円、同年4月から10年1月までは44万円、同年2月から同年7月までは50万円、同年8月は59万円、同年9月から11年3月までは50万円、同年4月から同年6月までは56万円、14年7月から同年9月までは62万円であり、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、平成8年10月から9年9月までは41万円、同年10月から10年7月までは44万円、同年8月から11年6月までは50万円、14年7月から同年9月までは62万円であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち昭和60年3月から61年12月までの期間については、A社から提出のあった申立人に係る「昭和60年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び「昭和61年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」から推認される各月の給与から控除されていた厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致している、また、申立期間のうち昭和62年1月から平成8年9月までの期間及び11年7月から14年6月までの期間については、A社から提出のあった月別給料一覧表では、給与から控除されていた厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致している、さらに、申立期間のうち平成8年10月から11年6月までの期間及び14年7月から同年9月までの期間については、給与から控除されていた厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から61年5月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間の大部分の期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、A社の歴代の代表者は所在不明であり、申立人が氏名を記憶する同社の元従業員についても、特定することができず、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年2月10日から28年12月20日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員は、「申立人のことを覚えていない。」旨供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できない。

また、A社は、平成15年5月1日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっている上、申立期間当時の事業主及び社会保険担当者は所在不明であることから、申立人の申立期間に係る勤務実態、事業主の届出・保険料納付等について確認することができない。

さらに、A社の商業登記簿謄本から、同社の清算人に対し申立期間当時の人事記録等について照会したが、当該資料等については引継いでいないとの回答であった。

そこで、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における申立人のA社の記録では、昭和21年5月8日に資格を取得し、22年2月10日に資格を喪失しており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

なお、A社における申立人の雇用保険の加入記録は、確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月10日から53年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和51年10月10日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、期間は特定できないが、申立人が申立期間の一部に同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の当時の代表者は既に死亡しており、社会保険担当者の所在も分からないことから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「申立人を覚えていない。」及び「申立人が勤務していたのは間違いないが、その期間は覚えていない。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができない。

また、B厚生年金基金から提出のあった加入員台帳によると、申立人のA社に係る加入期間は、オンライン記録と一致することが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険証番号に欠番は無く、溯及訂正など不自然な点は見当たらず、申立人の加入記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月1日から平成元年10月1日まで

A社(申立期間当時はB社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、減額になっている。入社以来一度も降格減給もなく、順調に定期昇給もあり、標準報酬月額が下がることに納得することができないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は、昭和63年10月から平成元年9月までは41万円と記録されているが、申立人は、勤務期間に降格減給もなく、申立期間当時も前年の給与額から減った記憶もなく変わりが無かったと主張している。

しかし、A社は、平成18年4月*日に解散しており、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社の総務の担当者4人のうち3人は、同社における標準報酬月額の変動の理由として残業手当を挙げているものの、申立人の申立期間の標準報酬月額の減額の理由については不明としており、他の一人は変動の理由及び減額の理由について不明の旨供述している。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間当時のA社の厚生年金保険被保険者123人中、申立人同様に申立期間当時に標準報酬月額が減額となっている従業員18人に照会したところ、6人から回答を得たが、そのうち5人は、標準報酬月額と実際の報酬月額とに差異があるかないかについて分からない、給与明細書等を保有していない旨供述している。また、上記回答をした従業員のうち一人は、申立期間前後の状況として、昭和62年5月に工場の移転があり、自身も同時期に住居を移転したので住宅手当の支給を受けたこと、同社においては通常残業はしなかったが、工場移転時期前後は残業を行い、翌年の同時期は残業を行なわなかったことを供述していることから、当該従業員の

標準報酬月額が減額については残業代の減額に伴うものと考えられる。

加えて、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録によれば、申立人の申立期間の標準報酬月額の記録は、遡っての訂正等の記録は無く、不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月 1 日から 59 年 10 月 1 日まで
② 昭和 60 年 10 月 1 日から 63 年 7 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち申立期間①の標準報酬月額が前の期間より下がっているが、下がることは絶対にあり得ない。また、申立期間②においては、当然ながら標準報酬月額の上限の報酬月額に該当していたので、この標準報酬月額の適用については理解、納得できない。申立期間①及び②については、単なる入力ミスとしか思えないので、申立期間の標準報酬月額の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①において、標準報酬月額が前の期間より下がることは絶対にあり得ないとし、また、申立期間②において、標準報酬月額の上限の報酬月額に該当していたと主張し、さらに、申立期間①及び②については、単なる入力ミスとしか思えないとしている。

しかしながら、B社は、申立期間①及び②に係る報酬月額及び厚生年金保険料の給与からの控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の標準報酬月額について確認することができない。

また、申立期間①について、申立人に係るC企業年金基金の標準報酬月額の記録は、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の標準報酬月額の記録と一致していることが確認できる上、A社に係る事業所別被保険者名簿及び申立人に係るオンライン記録では、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同様に昭和 46 年に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、前の期間に比べて標準報酬月額の記録が2等級以上下がっている従業員のうち、所在の判明した 17 人に照会したところ、うち9人から回答を得たが、いずれも給与明細書を保有していないとしていることから、報酬月額及び厚生年金保険料の給与からの控除額について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する標準報酬月額を確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 1 日から 58 年 7 月 5 日まで
A社は、昭和 56 年 7 月に私が設立した会社である。申立期間に社会保険料を支払ったことを示す所得税の確定申告書控及び給与所得の源泉徴収票等があるので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は申立人を事業主として昭和 58 年 7 月 5 日に厚生年金保険の任意包括適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていなかったことが確認できる。

また、申立人から提出された給与所得の源泉徴収票に記載のある社会保険料控除額のうち、給与等からの控除分の金額は、昭和 57 年分においては記載が無く、56 年分においては、申立人がA社設立前に勤務していたB社における 56 年 1 月から同年 3 月までの社会保険料控除額試算とほぼ一致し、58 年分においては、A社が厚生年金保険の適用事業所となった 58 年 7 月から同年 12 月までの社会保険料の控除額試算と一致することが確認できる。

さらに、上記源泉徴収票に記載のある社会保険料控除額と、申立人から提出された所得税の確定申告書控に記載のある社会保険料控除額は一致することから、申立期間に厚生年金保険料が給与から控除されていたことは確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から同年12月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額と比較して大幅に下がっている。同社は、60才を過ぎても給与を下げような会社ではなく、給料明細などは持ってはいないが、申立期間についても給与額は50万円以上だったので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成5年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡しているため、厚生年金保険の取扱い及び保険料の控除を確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立期間に申立人と同様に標準報酬月額が減額されている従業員が二人確認できるが、そのうち一人から提出のあった申立期間の給与明細に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該従業員のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は給与明細等を所持していないことから、申立人の主張する標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は平成5年10月の定時決定により記録されているが、当該定時決定処理については、おおむね妥当な処理日となっており、不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から34年2月28日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、試験を受け合格し、4月から衣料部に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿から、申立人が記憶している同社の代表取締役及び取締役の氏名が確認でき、また、同登記簿には、業務目的として衣料品販売等の記載があり、申立人の主張とも合致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、A社に係る商業登記簿から、同社は、平成8年8月1日に解散しており、当時の代表取締役及び取締役の連絡先が確認できないことから、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、同僚に、A社における厚生年金保険料の控除について確認したところ、不明としており、申立期間当時の保険料控除を確認できる資料は保持していない旨供述している。

加えて、申立人は、申立期間の厚生年金保険料の控除について不明としており、申立期間当時の保険料控除を確認できる資料は保持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 21 日から同年 7 月 21 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の社長就任日である平成 17 年 6 月 21 日に資格取得すべきところ、事務手続の誤りで 1 か月遅れて、同年 7 月 21 日に資格取得していたことが判明した。同社は既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳一覧」及び「役員人事異動に関するお知らせ」によると、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、厚生年金保険料は当月控除である旨回答しているところ、平成 17 年の「賃金台帳一覧」によれば、同年 6 月の保険料が同年 6 月の給与から控除されていないことが確認でき、同社も申立人の申立期間の保険料について、控除していない旨回答している。

なお、オンライン記録によれば、申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は、同社からの被保険者資格取得日の記録訂正に係る平成 23 年 4 月 21 日付けの届出に基づき、17 年 6 月 21 日に訂正されているものの、同記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、既に年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはならない期間として処理されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 11 月頃から 45 年 9 月頃まで
② 昭和 45 年 9 月頃から 46 年まで
③ 昭和 46 年 7 月頃から 47 年 8 月頃まで

申立期間①のA店、申立期間②のB店及び申立期間③のC店に調理師として勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。各店に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A店の元従業員（A店を経営していたD社の代表取締役の子）は、「申立人は、いつくらいから勤めていたか分からないが、そんなに長くはいなかった。」と供述していることから、期間は特定できないものの、申立人がA店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによれば、D社及びA店は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記元従業員は、「A店は、厚生年金保険に入っておらず、私自身も独立後、平成 10 年頃から加入している。」としており、オンライン記録によれば、自身が事業主となっている会社において、平成 10 年 5 月 1 日に初めて厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

2 申立期間②について、B店を経営していたE社の元専務取締役（申立期間当時、B店の支配人）は、「当時の資料は無いため、雇用期間は不明であるが、申立人をその頃雇用していたことは間違いない。」としていることから、期間は特定できないものの、申立人が同店に勤務していたことはうかがえる。

また、E社の元事業主は、「事務はE社で一括して行っていた。厚生年金保険の取扱いは強制か希望制であったか記憶に無い。」と供述しており、上記元専務取締役は、「私は現場だったので、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたかどうか分から

ない。申立期間当時の従業員はE社の本館で75人（正社員60人）、別館のB店で65人（正社員50人）の計140人くらいだった。」としているが、同社に係る健康保険厚生年金保険適用事業所名簿（事業所台帳）によれば、昭和45年10月現在の厚生年金保険被保険者は45人しか確認できないことから、同社では、必ずしも、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いが行っていなかったことがうかがえる。

さらに、上記事業所名簿（事業所台帳）により、昭和45年10月現在の被保険者45人中、所在の判明した従業員17人に照会したが、回答のあった3人全員が、「申立人を知らない。」としており、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

- 3 申立期間③について、申立人はC店の店主及び同僚の氏名を覚えていないため、これらの者に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムによれば、C店は、厚生年金保険の適用事業所となっていない上に、申立人が主張するC店の所在地を管轄する法務局では、同店に係る商業登記の記録を確認できず、当時の役員等の連絡先が確認できないことから、同店における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

- 4 申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①及び②について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年5月8日から55年4月26日まで(昭和54年10月1日から同年11月10日までの期間を除く。)
② 昭和55年4月26日から58年4月1日まで
③ 昭和58年4月1日から61年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間に同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、A社の関連会社であるB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたが、厚生年金保険はA社で加入し、給与から保険料も控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

さらに、A社に勤務した期間のうち、申立期間③の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額と相違しているので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、昭和53年3月4日から55年4月26日までの期間、同社の取締役役に就任していることが確認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和54年10月1日であり、申立期間①のうち、53年5月8日から54年9月30日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の写しに

よると、申立人は、昭和 54 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 11 月 10 日に被保険者資格を喪失しており、これらはオンライン記録と一致している上、当該資格喪失確認通知書の写しにおいて、健康保険被保険者証の返納記録が確認できる。

さらに、A社は、申立人はB社に転職するため、昭和 54 年 11 月 10 日にA社を退職し、55 年 4 月 26 日までの期間は同社の名義だけの役員であったと回答しており、同社の元従業員も、申立人は 54 年 11 月頃に退職したと供述している。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたが、A社において厚生年金保険の被保険者であったと主張しているところ、A社の回答及びB社の元従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が当該期間にB社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社の当該期間当時の元事業主に照会したが、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて、不明と回答しており、確認することができない。

また、申立人は、給与明細書等の資料を保有していないことから、B社における申立期間②の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人、B社の元事業主及び上記元従業員は、昭和 58 年 4 月 1 日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このことについて、上記元従業員は、B社が経営する店舗の店長になる際に、同社の当時の事業主からA社の社員にすると言われたことを記憶しており、その時期が昭和 58 年 4 月頃だったと思うと供述している。

なお、A社に係る事業所別被保険者名簿に、昭和 57 年 7 月 21 日に社会保険事務所（当時）による「総合調査」が行われた記録が確認できるところ、申立人が、当時同社において被保険者となるべき従業員であった場合には、事業主は申立人に係る資格取得の届出を行ったと考えられるが、上記被保険者名簿において、申立人が資格取得した記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、標準報酬月額記録が実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額と相違していると主張している。

しかしながら、A社から提出された当該期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写しによると、申立人の昭和 58 年 4 月 1 日の資格取得時及びその後の 58 年 10 月から 60 年 10 月までの定時決定時の標準報酬月額は、9 万 8,000 円と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、当時の複数の同僚に照会したが、申立人の給与額について確認できる供述を得

ることができない上、申立人は、給与明細書等の資料を保有しておらず、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月1日から3年1月31日まで
A社B支社における厚生年金保険被保険者の加入記録は平成2年6月1日から3年1月31日までとなっているが、申立期間は同社同支社に勤務していないので、申立期間の記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社から提出された「社会保険被保険者台帳（支社用）」によると、申立人が同社同支社において平成2年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、3年1月31日に被保険者資格を喪失している記録が確認でき、これらはオンライン記録と一致しており、オンライン記録に訂正等の不自然な記録は見当たらない。

また、A社B支社の担当者は、同社が管理する人事データベース上の記録では、申立人が平成2年5月に同支社の委嘱外務員として登録され、3年1月30日に退職していることが確認できると供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。しかし、申立期間について脱退手当金を受給した覚えは無いので、厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務した事業所に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 8 か月後の昭和 43 年 2 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は申立期間に係る事業所を退職後、任意加入期間ではあるものの昭和 52 年 7 月まで国民年金に加入しておらず、他の公的年金にも加入していないことから、必ずしも年金に対する意識が高かったとは言えず、同事業所を退職した当時、申立人が脱退手当金を請求することに不自然さは無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 11 日から 48 年 6 月 1 日まで
年金事務所で年金記録を確認した際、申立期間の厚生年金保険の加入記録については、脱退手当金を受給済みと言われたが、受給した覚えは無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者加入期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務した事業所に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 48 年 6 月 1 日の前後 2 年程度以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 12 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、12 人全員に支給記録が確認でき、その全員が 3 か月以内に支給決定がなされていることが確認できる。

また、上記 12 人のうち複数の元従業員は、事業所が手続を行ったと回答していることも踏まえると、当該事業所では脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の申立期間に係る脱退手当金についても、同事業所が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 14 日後の昭和 48 年 6 月 15 日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年6月1日から39年3月1日まで
② 昭和39年4月6日から40年9月1日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間①及び②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年11月2日に支給決定がなされているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、申立期間①及び②に係る脱退手当金について受給した記憶が無いという主張のほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前に勤務したB社の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているものの、同社に係る被保険者期間は、申立期間①及び②とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていた上、管轄する社会保険事務所（当時）も異なっていたことなどを踏まえると、未請求期間として存在していることに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月1日から42年9月28日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
しかしながら、脱退手当金を受給した記憶は無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に申立人の加入記録があるA社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票の前後50人の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和42年9月28日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす17人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、10人について支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から3か月以内に支給決定がなされていることが確認できる。

また、上記10人のうちの複数の元従業員は、事業所が請求手続を行ってくれた旨供述していることも踏まえると、A社では脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人についても、同事業所が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和43年3月16日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかにも申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 18 日から 37 年 10 月 11 日まで
② 昭和 39 年 8 月 12 日から 41 年 11 月 1 日まで

平成 22 年 11 月に、日本年金機構から年金加入記録照会票に対する回答が届き、申立期間①の前に勤務したA社及び申立期間①に勤務したB社に係る被保険者期間について、また、申立期間②に勤務したC社に係る被保険者期間について、計 2 回の脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、申立期間①の前に勤務したA社の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給したと思うが、B社及びC社の被保険者期間については、脱退手当金を受給していないので、両被保険者期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る脱退手当金については、オンライン記録上、申立期間①に勤務したB社及び申立期間①の前に勤務したA社の被保険者期間を対象として昭和 38 年 2 月 20 日に脱退手当金が支給決定されているが、申立人は、A社に勤務した期間に係る脱退手当金については同社を退職後に受給したと思うが、申立期間①のB社に係る被保険者期間については、脱退手当金を受給した記憶は無いと主張している。

しかし、申立期間①の前に勤務したA社を退職した当時は、制度上、女性が脱退手当金を受給するためには、被保険者期間が 24 か月必要であったところ、同社における申立人の被保険者期間は 20 か月であることから、受給要件を満たしておらず、申立人は、同社における被保険者期間のみでは、脱退手当金を受給できない。

また、日本年金機構の記録では、申立人が主張しているA社の退職後には申立人の脱退手当金の支給記録は確認できず、申立人のA社に係る脱退手当金の支給記録は、B社退職後の昭和 38 年 2 月 20 日支給決定の記録のみであり、当該脱退手当金の支給は、A社の被保険者期間と申立期間①とを合わせた 2 期間を対象として決定されており、その支給額に誤りは無い上、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申

立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されていること、さらには、このような支給記録に加え、申立期間①の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されているため、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはないことから、申立人が受給したとする脱退手当金は、B社を退職後に支給決定された脱退手当金と考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間①に係る脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間②に係る脱退手当金については、申立人が申立期間②に勤務したC社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年11月1日の前後の各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金受給資格を有する申立人を含む2名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、2名共に支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から7か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人の当該脱退手当金については、事業主が代理請求をした可能性を否定できない。

また、上記C社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和42年5月19日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間①と申立期間②との間に勤務したD郵便局における共済組合加入期間については、昭和40年2月に退職一時金が支給されていることが確認できる上、申立期間①と申立期間①の前の被保険者期間についても、上記1のとおり脱退手当金が支給されていると認められることから、申立人が、申立期間②に係る脱退手当金を受給していることに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、申立期間②に係る脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 1 日から 46 年 1 月 16 日まで
日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認についてのはがきが届き、申立期間に勤務したA社に係る脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知り、受け取った記憶が無いので驚いて申立てをした。同社を退職したのは閉店のためであり、退職後は近辺の別の事業所にパートだったがすぐに勤めたので、厚生年金保険を脱退するはずがない。脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和 46 年 6 月 4 日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にあるB社の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の被保険者期間は別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認できる上、申立人自身も、「同社において厚生年金保険に加入していることは知らなかった。年金を受給するときに社会保険事務所（当時）から聞いて、同社において厚生年金保険に加入していたことを初めて知った。」旨述べていることを踏まえると、当該未請求の期間があることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月 1 日から 40 年 2 月 17 日まで
② 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 1 月 28 日まで
③ 昭和 42 年 2 月 20 日から同年 7 月 26 日まで

年金の受給手続をするときに、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、退職時には会社から脱退手当金についての説明は無く、受給をした記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和 42 年 11 月 27 日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 20 日から 32 年 2 月 21 日まで
② 昭和 32 年 2 月 21 日から 37 年 1 月 31 日まで

平成 22 年 9 月頃に、年金記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②に勤務したA社を退職した後の昭和 40 年 5 月 * 日に婚姻しているところ、申立人が申立期間①に勤務したB社に係る厚生年金保険被保険者台帳及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄において、申立人の氏名が旧姓から新姓に変更されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて当該氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の後に勤務したC社の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と同社の被保険者期間は、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認でき、また、同社の被保険者期間が1か月間と短期間であることなどを踏まえると、未請求となっていることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 2 月 28 日から同年 8 月 31 日まで
② 昭和 36 年 9 月 1 日から 37 年 10 月 30 日まで
③ 昭和 37 年 11 月 8 日から 39 年 4 月 26 日まで
④ 昭和 40 年 9 月 25 日から 42 年 3 月 25 日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。

結婚した昭和 45 年以降に、脱退手当金の請求手続をするために、A区Bにある社会保険事務所（当時。以下「A社会保険事務所」という。）に行ったが、当該事務所の職員に「5年経っているから脱退手当金をもらえない。」と言われたので、脱退手当金の請求をしていない。また、受給した覚えも無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から④までに係る脱退手当金について、申立て当初においては、結婚後に、脱退手当金の請求手続を行うために、A区の自宅から近かったのでA社会保険事務所に行ったが、同事務所の職員に「5年経っているから脱退手当金をもらえない。」と言われたので、請求をしていないし、受給した覚えも無いとしていたが、その後の説明で、どこの自宅からどこの社会保険事務所に行ったのかについては、結婚後に自分で請求手続をするためにC区の自宅からA社会保険事務所に行った、次に、結婚後にC区の自宅からC社会保険事務所（当時）へ行った後にA社会保険事務所に行った、さらに、結婚後にC区の自宅からC社会保険事務所には行かずに直接A社会保険事務所に行ったとするなど、申立人の供述内容が二転三転しており、曖昧ではあるが、結婚後に脱退手当金の請求手続をするためにA社会保険事務所に行ったとの主張及び当該事務所の職員に「5年経っているから脱退手当金をもらえない。」と言われたので、請求手続をしていないとの主張は、申立て当初から一貫している。

一方、脱退手当金の支給決定を行う裁定庁たる社会保険事務所は、請求に係る最終事

業所を管轄する社会保険事務所となっているところ、申立期間に係る脱退手当金については、日本年金機構の記録では、申立期間④のD社を管轄するA社会保険事務所において支給決定手続きが行われていることが確認でき、申立人がA社会保険事務所に行ったとする主張に符合する。

しかし、申立人が結婚後にA社会保険事務所に行き、同事務所の職員から「5年経っているから脱退手当金をもらえない。」と言われたとの主張については、当時、脱退手当金を受給する権利が厚生年金保険被保険者資格喪失日の翌日から5年を経過した時点で時効により消滅することとされていたので、このことではないかと思われるが、申立人は昭和45年12月に結婚し、結婚後すぐに手続きをしたのであれば、申立期間④に勤務したD社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年半後であり、また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日は、オンライン記録では、申立期間④に係る資格喪失日から約10か月後（昭和43年1月23日）であることから、脱退手当金を受給する権利の消滅時効には該当していない。仮に、申立人が、D社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から5年を経過した後にA社会保険事務所へ脱退手当金の請求手続きに行ったら、当該請求の直前であって、申立期間の後に勤務したE社の44年2月15日から45年12月6日までの22か月もの厚生年金保険被保険者期間について請求を失念するとは考え難い。これらのことから、申立人がA社会保険事務所に出向き、請求手続きを行ったことにより、当該脱退手当金の支給決定が行われたと考えるのが自然である。

さらに、上記D社に係る事業所別保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年頃 から 34 年 9 月 まで
② 昭和 34 年 9 月頃 から 36 年 9 月 まで

駐留軍のA施設内のクラブでアシスタントマネージャーとして勤務した申立期間①及びB大使館で運転手として勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A施設内にあったCクラブに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同クラブは昭和36年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことが記録されており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。また、同クラブは、この厚生年金保険の適用事業所となっていない期間である27年9月1日から36年12月1日までの間、健康保険のみ適用となっており、同名簿により、申立人は、申立期間①のうち、28年10月1日から31年7月14日まで健康保険にのみ加入していることが確認できる。

さらに、A施設内にあったDクラブに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同クラブは昭和27年4月1日から34年5月23日までの間、健康保険のみ適用となっており、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。そして、同名簿により、申立人は、申立期間①のうち、31年7月13日から32年2月24日まで健康保険にのみ加入していることが確認できる。

加えて、Cクラブに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①に健康保険の被保険者であったことが確認できる従業員は、「申立期間①は健康保険料のみ控除されていた。」と回答している。

その上、駐留軍の記録管理業務を引き継いだE事務所は、「申立人の申立期間①に関する厚生年金保険の記録は確認できなかった。」旨回答している。

また、申立人が勤務したとする駐留軍の従業員に係る社会保険の取扱いについては、

昭和26年7月3日付保発第51号厚生省保険局長通知により、「連合軍要員は、昭和26年7月1日以降は、PX（物の販売事業）等に使用される者は強制被保険者となるが、クラブ、宿舎施設、食堂等に使用される者は強制被保険者とならない。」とされている。

申立期間②について、申立人から提出されたF省発行の身分証明票により、申立人が昭和35年から36年までB大使館で運転手として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、B大使館は、申立期間②を含め現在まで厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、B大使館の現在の日本人職員は、「B大使館では、日本のように記録に関するシステムが無く、申立期間②当時の資料は無い。」旨回答していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、F省G室は、「申立人は現地職員であり、申立人のデータは確認できないが、提出された身分証明票は記載のとおり勤務を証明するものであって、社会保険の取扱いについては現地職員と契約を行う大使館側の対応であり、F省は関与していない。」としているところ、上記日本人職員は、「自分で国民年金に加入している。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 9 月から 59 年 6 月 1 日まで
② 昭和 62 年 2 月から平成元年 3 月まで

A社及びB社（現在は、C社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 58 年 9 月にA社又はB社に入社して 59 年 10 月まで勤務し、一旦辞めた後、62 年 2 月に再入社して勤務した。勤務した期間の給料振込が記録されている預金通帳等を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出のあった預金通帳では、B社から毎月 10 日前後に給料が振り込まれていたこと及び同社で勤務していた従業員の回答により、申立人は当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、昭和 48 年 12 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人の雇用保険の加入記録は、A社において昭和 59 年 6 月 1 日から同年 10 月 30 日までとなっており、厚生年金保険の被保険者期間と符合している上、58 年 11 月 2 日から 59 年 6 月 2 日まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、上記従業員の 1 名は、「私は、昭和 59 年 3 月ぐらいにB社に入社したが、保険証が無いため同年 8 月に歯科医に行くことができず、同社に社会保険に加入できるように申し立てて、やっと同族会社のA社の保険証をもらった。」旨の回答をしており、申立期間①当時、B社は、従業員の希望によりA社において社会保険に加入させていたことがうかがえる。

加えて、B社及びA社の申立期間①当時の事業主は、文書による照会に回答が無く、社会保険事務担当者と思われる者は所在不明のため、申立人の厚生年金保険の取扱い及

び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人から提出のあった別の預金通帳によると、昭和 62 年 2 月 13 日にB社からの振込が記録されていることから、申立人が同社に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、上記のとおり、B社は、昭和 48 年 12 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立期間②当時、B社で勤務していた従業員は、「自分から社会保険の加入を申し出た。申し出る前は、厚生年金保険料は控除されていなかった。また、アルバイト的な勤務が多かったので、本人からの申出が無い限り加入させない取扱いだった。さらに、B社はA社と同族会社であり、B社は社会保険に加入していないため、厚生年金保険はA社での加入となった。」旨回答している。

さらに、申立期間②のうち、申立人は昭和 62 年 11 月 26 日から 63 年 7 月 1 日まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、B社の承継会社であるC社は、「当時を知る人がいないため、申立人の勤務は不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月31日から同年2月1日まで
A社B工場（現在は、C社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和54年1月31日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B工場における雇用保険の離職日は、昭和54年1月30日と記録されている上、D社（C社の人事関連を取り扱う会社）から提出のあった従業員解用者名簿においても、申立人のA社B工場の退職日は同日であり、申立期間の勤務が確認できない。

また、C企業年金基金から提出のあった申立人に係る加入員資格喪失届における資格喪失日は、昭和54年1月31日であり、厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、D社は、「上記解用者名簿以外の資料や賃金台帳等は保有しておらず、申立人の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除については不明であるが、月末まで勤務していない者から保険料は控除しない。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 20774 (事案 15770 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 3 月 1 日から 52 年 3 月 1 日まで
② 平成 20 年 2 月 29 日から同年 6 月 1 日まで

A社B営業所に勤務した期間のうちの申立期間①、C社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無いことから、第三者委員会に申し立てたが、各申立期間ともに記録を訂正できないと通知を受けた。

今回新たに、自分で作成し、当時の関係者が証明した賃金台帳を提出するので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が提出したA社発行の就業証明は申立人が言ったとおりに記載されたもので、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明であること、また、同僚、元代表者及び元従業員の供述から、申立人の入社時期について特定することができない上、雇用保険の加入記録によると、申立人の同社における資格取得日は、オンライン記録と合致していることが確認できる。

申立期間②については、申立人が当該期間中、C社に勤務していたことは推認できるものの、同社では給与が未払であった期間があり、当該期間の保険料控除を確認できないこと、また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、同社は平成 20 年 4 月 10 日に、申立人を含め 5 人の従業員の被保険者資格を同年 2 月 29 日付けで喪失させたことが確認できる。

以上の理由から、各申立期間について、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 3 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな資料として、自身で作成し、当時の関係者の証明を受けた賃金台帳を提出するので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと再申立てを行っている。

申立期間①については、申立人が提出した申立人作成の賃金台帳にA社の元支店長の

署名押印が確認できるが、当該元支店長は、「申立人の給与及び保険料控除については分からない。確認できる資料は無いが、申立人が記入した内容で間違いないと思い署名押印した。」旨供述している。

また、A社は、「当時の賃金台帳等の資料は保管していないので申立人の勤務実態等について確認することができない。申立人から、賃金台帳を作成してほしいと依頼を受けたが断った。」旨供述している。

申立期間②については、申立人が提出した申立人作成の賃金台帳にC社の元営業部長の署名押印が確認できるが、当該元営業部長は、「申立人の給与及び保険料控除については間違いない。しかし、それを裏付ける資料は所持していない。」旨供述している。

また、C社の代表者は、「当時の資料は無いが、当該賃金台帳は申立人自身で作成したので、支給額及び控除額が当時の額と一致しているとは思えない。また、当時、経理及び給与は上記元営業部長ではなく別の役員に任せていた。」旨供述し、元従業員も当該役員が経理及び給与を担当していたとしている。

なお、申立人が提出した申立期間①及び②に係る賃金台帳について、申立人は、「当該賃金台帳は自身の記憶に基づき作成した。」旨供述しており、また、当該賃金台帳には、いずれも市町村民税や所得税などの控除欄に記載が無いことが確認できる。

これらのことから、申立人が再申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 14 年 7 月 4 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給された報酬より低い。同社では代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における平成 11 年 10 月から 13 年 10 月までの標準報酬月額は、当初、11 年 10 月から 13 年 3 月までは 36 万円、同年 4 月から同年 10 月までは 15 万円と記録されていたところ、同年 11 月 6 日付けで、9 万 8,000 円に遡及減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の遡及減額訂正時において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険料の滞納処分票及びA社の取引先金融機関から提出された預金取引明細表から、同社は申立期間に社会保険料を滞納していたことが確認できる上、申立人は、当該滞納保険料について社会保険事務所（当時）職員と交渉し、上記標準報酬月額の遡及減額訂正に係る届書を社会保険事務所に提出したことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立人は、申立期間の標準報酬月額が実際に支給された報酬より低いとして賃金台帳を提出し、当該賃金台帳によると、申立人は、平成 11 年 10 月分から 12 年 12 月分まで及び 13 年 4 月分から同年 6 月分までの給与については、遡及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除され、同年 1 月分から同年 3 月分までの給与については、15 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認で

きる。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

このことについて、上記商業登記簿謄本及び社会保険料の滞納処分票によると、上述のとおり、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の変及減額訂正時において、A社の代表取締役であったことが確認できる上、滞納保険料について社会保険事務所職員と交渉し、上記標準報酬月額の変及減額訂正に係る届出及び同社を厚生年金保険の適用事業所でなくなる届出を社会保険事務所に提出したことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間に事業主により厚生年金保険料が控除されているが、特例法に基づく記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 7 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違していた。同社は、後になって年金事務所に標準報酬月額の訂正届を提出したが、訂正後の標準報酬月額は年金額に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の訂正を求めているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立期間当時、源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内である。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、平成23年2月15日付けで遡及して62万円に訂正処理されていることが確認できる。

また、B社は、「平成22年3月に標準報酬月額62万円と59万円の差額分の保険料を申立人から徴収した。」と回答しているが、差額保険料の徴収が行われた時点では、申立期間のうち19年9月1日から20年2月1日までの期間は、保険料の納付期限を過ぎていることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成20年2月1日から同年7月1日までの期間については、差額分の保険料の徴収が行われた時点は、保険料の納付時効が成立する前であるが、A社は、厚生年金保険料のうち同社が6割を負担し、被保険者が4割を負担しているところ、B社から提出された22年3月精算後の賃金支払データにおいて確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、訂正前の標準報酬月額（59万円）よりも低額であることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違していた。同社は、後になって年金事務所に標準報酬月額の訂正届を提出したが、訂正後の標準報酬月額は年金額に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の訂正を求めているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立期間当時、源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内である。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、47万円と記録されていたところ、平成23年2月15日付けで遡及して50万円に訂正処理されていることが確認できる。

また、B社は、「平成22年3月に標準報酬月額50万円と47万円の差額分の保険料を申立人から徴収した。」と回答しているが、差額保険料の徴収が行われた時点では、申立期間のうち19年9月1日から20年2月1日までの期間は、保険料の納付期限を過ぎていることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成20年2月1日から同年9月1日までの期間については、差額分の保険料の徴収が行われた時点は、保険料の納付時効が成立する前であるが、A社は、厚生年金保険料のうち同社が6割を負担し、被保険者が4割を負担しているところ、B社から提出された22年3月精算後の賃金支払データにおいて確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、訂正前の標準報酬月額（47万円）よりも低額であることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月1日から54年10月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、転勤前の32万円より低い28万円になっている。入社から退職まで給与は増額の一途だったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「昭和53年11月15日に転勤になった時点で、直近の3か月の平均値を計算し、標準報酬月額の報告を行ったものと推測する。この時期には固定給は変化が無いものの、時間外が少なくなり、本来ならば随時改定は行わないが、転勤により新部署で改めて報告する段階で平均値を計算すると下がってしまったものと推測する。」と回答しているため、同社から申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によりA社において申立期間当時、標準報酬月額が下がっている複数の同僚及び従業員に照会したが、いずれも申立期間当時の給与明細書等を保有していないため、これらの者から申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社から提出された厚生年金基金の記録により、申立人の申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者原票の記録と一致していることが確認できる。

加えて、上記厚生年金保険被保険者原票には、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正される等、社会保険事務所(当時)による不自然な処理が行われた形跡は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 1 日から 18 年 12 月 1 日まで

A社に派遣社員として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の規定では、勤務期間3か月経過後に厚生年金保険に加入することになっており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人が当社で派遣社員として勤務したのは、平成 17 年 10 月 11 日から 20 年 11 月 17 日までである。」と回答していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していることは確認できる。

しかし、A社は、「派遣社員として2か月を超える期間勤務した場合、厚生年金保険の加入対象者として、案内を送付している。申立人にも同様に案内を送付したが、申立人から書類が送られてきたのが平成 18 年 12 月であったため、それ以前については、手続を行っていない。」と回答している。

また、A社は、「給与の支払が月2回あり、1か月の社会保険料を半額ずつ控除している。」と回答しているところ、同社から提出された「賃金台帳照会」では、申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人から提出された平成 17 年分給与所得の源泉徴収票では、社会保険料等の金額が0円と記載されており、18 年分給与所得の源泉徴収票では、1か月分に満たない厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、申立人から提出された平成 18 年 10 月から 19 年 3 月までの期間の預金通帳により、A社からの給与振込額と上記「賃金台帳照会」の差引支給額が一致していることが確認できる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、平成 17 年 7 月 31 日まで継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたはずであり、平成 17 年分の給与支払報告書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、雇用保険被保険者離職票及び平成 17 年分の給与支払報告書から申立人の離職年月日は、平成 17 年 7 月 31 日であることが確認できる。

しかしながら、A社の元事業主は、「A社は平成 19 年 7 月 * 日付けで解散しているため、資料は破棄されているが、私の個人的な手帳には申立人が平成 17 年 7 月 30 日付けで退職したと記載されている。当時、社会保険事務所（当時）を通して資格取得及び資格喪失の手続きは適正に処理していた。」旨回答しており、申立人の申立期間における勤務が確認できない。

また、申立人のA社に係る記録について、同社が加入していたB健康保険組合は、「資格取得日は平成元年 4 月 1 日、資格喪失日は 17 年 7 月 31 日である。」と回答しており、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿及び被保険者縦覧照会回答表から、月末に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している 6 人の従業員の雇用保険の離職日を確認したところ、うち 4 人は厚生年金保険の資格喪失日と雇用保険の離職日が同一日であることが確認できる。

加えて、申立人が在籍していたとする平成 17 年 7 月 31 日は日曜日であるが、上記 4 人の従業員のうち 3 人の離職日も日曜日（昭和 61 年 8 月 31 日及び平成 3 年 12 月 29 日）であることから、A社では、日曜日についても離職日として資格喪失手続を行って

いることがうかがえる。

一方、申立人から提出のあった上記給与支払報告書により、申立人が平成 17 年に 7 か月相当額の厚生年金保険料を給与から控除されていたことはいかがえる。

しかしながら、A社の元事業主は保険料控除方式について記憶しておらず、申立期間前後に被保険者資格を有する元同僚及び従業員 25 人に照会し、回答のあった 13 人のうち、二人は「保険料は当月控除であった。」、他の一人は「保険料は翌月控除であった。」、残りのうち 6 人は「保険料の控除がいつから開始されたのか不明。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から同年12月12日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には正社員ではなかったが勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時、自身がA社において正社員ではなかった旨供述しているところ、同社において申立人と同じ店舗に勤務していた同僚の供述により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「資料を処分しており、申立人の勤務については回答できない。厚生年金保険については、法令どおりに加入要件を満たしている者のみ加入させ、正社員は入社と同時に加入させるが、パートについては労働時間が加入要件を満たした者のみ加入させている。」旨回答している。

また、上記同僚は、申立人がA社に勤務していたこと以外のことは記憶しておらず、申立人の職務内容、厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

さらに、申立期間において社会保険担当者であった従業員は、「正社員は必ず厚生年金保険に加入させ、長期パートも厚生年金保険に加入させていたように思う。店舗の従業員は、現地で営業担当者が面接して正社員かパートかを決め、厚生年金保険の加入の有無等を決めていたように思う。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月1日から同年12月10日まで
A社B営業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするA社及びA社B営業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、A社B営業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、事業主を特定することができない。

さらに、申立人は、「A社の本社はC県にあった可能性があるが、地名が分からない。」と供述しており、商業登記簿謄本を取得することができず、事業主を特定することができない。

加えて、申立人は、A社B営業所における複数の同僚の姓のみを記憶しているが、連絡先は不明としており、これらの者から申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月28日から同年4月1日まで

A社はB社の関連会社で、給与（社会保険）はA社で支給されていたが、実際の勤務はB社であった。申立期間もB社で勤務していたので、A社における厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人は昭和52年2月28日にA社を離職している記録が確認できることから、同日までの勤務は認められる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、B社は別の会社に吸収合併されていることから、申立期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚二人から回答が得られたが、一人は申立人より先に退職しており、もう一人も社会保険関係については不明である旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、昭和52年2月27日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している従業員一人を確認することができるが、既に死亡していることから照会することができない。

加えて、雇用保険受給資格者証によると、申立人は、昭和52年3月29日に待期満了を迎え、同年3月30日から同年4月10日までの失業手当が支給された記録が確認できることから、同年3月31日までの勤務実態はなかったと判断される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月21日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、取得日は昭和63年4月1日、離職日は平成3年3月20日となっており、A社は、「申立人の在籍期間は、昭和63年4月1日から平成3年3月20日までの期間である。」旨回答しており、同社から提出のあった人事記録（従業員名簿）から、申立人は、昭和63年4月1日に入社し、平成3年3月20日に退職していることが確認できることから、申立期間の勤務を確認することができない。

また、申立人と同様に、A社において昭和63年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、平成3年3月21日に資格を喪失している元従業員7人に係る雇用保険の加入記録を照会したが、加入記録の確認ができなかった一人を除く6人の記録は、オンライン記録と符合していることが確認できる。

さらに、B企業年金基金（平成17年9月1日に厚生年金基金の代行返上）は、「申立人の厚生年金基金の加入員記録は、昭和63年4月1日から平成3年3月21日までの期間である。」旨供述しており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

なお、A社に係るオンライン記録から複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月31日から36年12月11日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員の供述から判断すると、期間は特定できないが、申立人が申立期間当時同社で勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社は、昭和35年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る勤務実態、事業主の届出及び保険料納付等について確認することができない。

そこで、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

なお、A社の元従業員は、「会社は、昭和34年から35年頃、工場が火事になったことから、事業を縮小せざるを得なくなり、株式会社組織から個人商店に戻した。そのときに社会保険からも脱退したのではないかと思う。」旨供述しているところ、同社の商業登記簿謄本によると、同社は、昭和35年7月*日付けで株主総会の決議により解散していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月 1 日から 57 年 2 月 1 日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では経理課長として勤務していたが、自らの標準報酬月額を引き下げた覚えも無く、また、当時のA社は経営状態も順調だったため、標準報酬月額を4等級以上にもわたって引き下げる要因は思い当たらないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が18万円であった旨主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額は14万2,000円であることが確認できる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額は、C健康保険組合の加入記録によると、14万2,000円と記録されており、オンライン記録と一致している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は見られない。

さらに、B社の代表者は、「当時の代表者は既に死亡している上、申立期間当時の賃金台帳を含む関係資料は保有していないため、当時の社会保険の取扱いについて確認することができない。」旨供述しており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月25日から46年7月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元同僚及び元従業員は、「申立人が、申立期間に勤務していたかどうか覚えていない。」旨供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できない。

また、A社の事業主は、「同社は倒産し、書類は何も残っておらず、申立人のことも、当時の経理・社会保険担当者の名前も覚えていない。」旨供述し、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿から、複数の元同僚及び元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和45年11月2日に被保険者資格を取得し、同年11月25日に資格を喪失後、保険証が返納されている記載が確認でき、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人は、46年7月1日にA社において被保険者資格を再取得し、新たな厚生年金保険の年金手帳番号が払い出されているが、当該日付は同社に係る事業所別被保険者名簿における資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月1日から63年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も勤務しており、給与明細書の厚生年金「欄」に保険料控除の記載があったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和55年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、再び適用事業所となったのが63年6月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間であることが確認できる。

また、A社の事業主は、申立期間は国民年金事務組合のB事業団に従業員の国民年金保険料の徴収を委託し、従業員の給与からは国民年金保険料を控除して、厚生年金保険料は控除していなかったと供述しており、同事業団から提出された国民年金記号番号簿（兼納付状況調）によると、申立人に係る委託開始が昭和57年6月23日、委託解除が63年7月1日、徴収開始が57年7月、徴収解除が63年5月となっていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間に国民年金に加入し、その保険料は納付済みとなっていることが確認できることから、申立人が当該期間に給与から控除されていた保険料の金額は、国民年金保険料であり、厚生年金保険料ではないことが認められる。

加えて、A社が厚生年金保険の適用事業所となっていない申立期間を含む期間に勤務していた元従業員からは、当該期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたとする資料を得ることはできず、また、オンライン記録等によると、当該従業員の中には、B

事業団に国民年金保険料の徴収を委託又は自ら国民年金保険料を納付している者がいることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間はA社に在籍しながらB社（現在は、C社）に出向していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に在籍していたと主張している。

しかしながら、A社の親会社で、後に同社を吸収合併したD社は、申立人に係る人事記録から、申立人は昭和47年8月30日までの在籍であり、申立期間はA社に勤務しておらず、給与から申立期間に係る厚生年金保険料は控除していないと思うと回答している。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録によると、事業所名は不明であるが、資格取得日が昭和47年3月16日、離職日が同年8月30日となっている記録が確認でき、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日及び喪失日と符合している。

さらに、申立人は、A社での申立期間に係る給与明細書等の資料を保有しておらず、同社に係る事業所別被保険者名簿から申立期間当時の複数の従業員に照会したが、申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

なお、C社は、申立人に係る年金手帳再交付申請書に記載されている資格取得日及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている資格喪失日から、申立人の雇用期間は昭和47年9月1日から平成11年10月25日までと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 4 月から 22 年 11 月まで
② 昭和 23 年 1 月から 25 年 1 月まで
③ 昭和 25 年 6 月から同年 7 月 1 日まで
④ 昭和 25 年 8 月 1 日から同年 10 月まで

駐留軍施設A施設に勤務した申立期間①、駐留軍施設B施設に勤務した申立期間②並びに駐留軍施設C施設に勤務した申立期間③及び④の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれ勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された駐留軍施設A施設関係者による昭和 22 年 11 月 14 日付け及び同年 11 月 15 日付けの在職を証明する推薦書により、申立人が 21 年 1 月 3 日から 22 年 11 月 14 日まで同施設に勤務していたことは認められる。

しかしながら、駐留軍施設A施設に勤務する日本人従業員の労務管理を行っていたD事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 24 年 4 月 1 日であり、申立期間①は適用事業所となっていない期間である。

また、上記被保険者名簿から、D事務所が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している 23 名に照会したところ、14 名から回答があり、そのうち、昭和 20 年 10 月から駐留軍施設A施設に勤務していたとする 1 名は、申立人を記憶しているものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除については不明と回答しており、残りの 13 名は申立人を記憶していないと回答している。

さらに、駐留軍施設の記録管理業務を引き継いだE省F局は、当該期間当時の駐留軍施設A施設に係る資料が保存されておらず、申立人の同施設における勤務実態等については不明としている。

申立期間②について、申立人から提出された駐留軍施設B施設関係者による昭和24年3月16日付けの在職を証明する推薦書から、期間は特定できないものの、申立人が同施設に勤務していたことはいくつかはわかる。

しかしながら、駐留軍施設B施設に勤務する日本人従業員の労務管理を行っていたG事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和24年4月1日であり、申立期間②のうち、23年1月から24年3月31日までは適用事業所となっていない期間である。

また、上記被保険者名簿から、G事務所が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格取得している25名に照会したところ、10名から回答があり、そのうち、昭和22年3月21日から駐留軍施設B施設に勤務していたとする1名は、申立人を記憶しているものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除については不明と回答しており、残りの9名は申立人を記憶していないと回答している。

さらに、E省F局は、申立期間②当時の駐留軍施設B施設に係る資料が保存されておらず、申立人の同施設における勤務実態等については不明としている。

申立期間③及び④について、申立人は、当該期間も駐留軍施設C施設に勤務していたとして申し立てている。

しかしながら、駐留軍施設C施設に勤務する日本人従業員の労務管理を行っていたH事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間に被保険者となっている17名に照会し、5名から回答があったが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

また、E省F局は、保管されている駐留軍施設に係る資料により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和25年7月1日、喪失日は同年8月1日と回答しており、上記被保険者名簿の資格取得日及び資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 25 日から 34 年 4 月 26 日まで
② 昭和 35 年 12 月 29 日から 36 年 5 月 25 日まで

昨年秋に日本年金機構から届いた脱退手当金の確認はがきには、私に脱退手当金が支給されたとする記録が有る。当該脱退手当金は、最後に勤務したA社が私に代わって請求手続をしてくれたようだが、私は、受給してはいない。当時の状況を考えると、会社の担当者が着服してしまったものと思われるので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和 36 年 11 月 27 日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

申立人は、当該脱退手当金については、A社の年金担当者に着服されたため、申立人自身は受給してはいないと主張して記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理では無く、一応確からしいこと』」とされており、横領等の犯罪の有無を直接認定して、判断を下す機関ではない。

脱退手当金についての申立事案は、一般に年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は、脱退手当金を受け取っていないというものである。そして、脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわ

せる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、上記のとおり、被保険者名簿の「脱」表示や資格喪失日から支給決定日までの期間等からみて、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月1日から35年10月20日まで
平成22年9月頃に届いた確認ハガキを見て、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、私には脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金については、オンライン記録では、申立期間に勤務したA社を退社後2か月経過した昭和35年12月26日に支給決定されており、この支給に関しては、同社にその根拠となる「脱退手当金裁定請求書(控)」が保存されている。そして、当該裁定請求書(控)の記載内容とオンライン記録の記載内容は一致している。

また、申立人が申立期間に勤務したA社は、「申立人の脱退手当金裁定請求書の控えが会社に残っているので、脱退手当金について申立人に代わって社会保険事務所(当時)へ請求手続を行っており、脱退手当金も申立人に支給していた。」と回答していることを踏まえると、同社が申立人に代わり申立期間に係る脱退手当金の請求手続を行っており、当該脱退手当金は、同社から申立人に支払われたものとするのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から37年7月1日まで

平成21年6月に、ねんきん特別便を見て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、脱退手当金を請求した記憶も、もらった記憶も無く、A社の厚生年金が受け取れないのはおかしいので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和37年9月29日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間において勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年7月1日の前後各2年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む8名中6名に脱退手当金の支給記録が確認でき、申立人を含む6名全員について厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、同社では、脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年9月29日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。